

令和 5 年

第 1 回定例輪之内町議会会議録

令和 5 年 3 月 6 日 開会
令和 5 年 3 月 17 日 閉会

輪之内町議会

第 1 回定例輪之内町議会会議録目次

3月6日

議事日程	1
本日の会議に付した事件	2
出席議員	2
欠席議員	2
欠員	2
説明のため出席した者	2
職務のため出席した事務局職員	3
開会	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
諸般の報告	4
議案上程	4
町長施政方針、提案説明	4
議第1号(提案説明・質疑・討論・採決)	1 2
議第2号(提案説明・質疑・討論・採決)	1 4
議第3号(提案説明・質疑・委員会付託)	1 5
議第4号(提案説明・質疑・委員会付託)	2 0
議第5号及び議第6号(提案説明・質疑・委員会付託)	2 2
議第7号(提案説明・質疑・委員会付託)	2 6
議第8号から議第10号まで(提案説明・質疑・委員会付託)	3 2
議第11号及び議第12号(提案説明・質疑・委員会付託)	3 8
議第13号及び議第14号(提案説明・質疑・委員会付託)	4 2
議第15号(提案説明・質疑・委員会付託)	4 6
議第16号(提案説明・質疑・討論・採決)	4 9
議第17号(提案説明・質疑・討論・採決)	5 1
議第18号(提案説明・質疑・討論・採決)	5 4
議第19号(提案説明・質疑・討論・採決)	5 6
議第20号(提案説明・質疑・討論・採決)	5 8
議第21号(提案説明・質疑・討論・採決)	6 0
議第22号(提案説明・質疑・討論・採決)	6 3
議第23号(提案説明・質疑・討論・採決)	6 5
議第24号(提案説明・質疑・討論・採決)	6 6

議第25号（提案説明・質疑・討論・採決）	6 8
議第26号（提案説明・質疑・討論・採決）	6 9
散会	7 1

3月16日

議事日程	7 3
本日の会議に付した事件	7 3
出席議員	7 3
欠席議員	7 3
欠員	7 3
説明のため出席した者	7 3
職務のため出席した事務局職員	7 3
開議	7 4
一般質問	7 4
4番 浅野重行議員	7 4
5番 浅野 進議員	7 7
6番 上野賢二議員	7 9
1番 大橋慶裕議員	8 7
散会	9 1

3月17日

議事日程	9 3
本日の会議に付した事件	9 3
出席議員	9 3
欠席議員	9 4
欠員	9 4
説明のため出席した者	9 4
職務のため出席した事務局職員	9 4
開議	9 5
諸般の報告	9 5
議案上程	9 5
議第3号から議第15号まで（委員長報告・質疑・討論・採決）	9 5
選第1号	1 1 9
発議第1号（趣旨説明・質疑・討論・採決）	1 2 1
閉会	1 2 3

令和5年3月6日開会 第1回定例輪之内町議会

第1号会議録 第1日目

令和5年3月6日

○議事日程（第1号）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案上程
- 日程第5 町長施政方針、提案説明
- 日程第6 議第1号 専決処分の承認について
令和4年度輪之内町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第7 議第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第8 議第3号 令和4年度輪之内町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第9 議第4号 令和4年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議第5号 令和4年度輪之内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議第6号 令和4年度輪之内町児童発達支援事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議第7号 令和5年度輪之内町一般会計予算
- 日程第13 議第8号 令和5年度輪之内町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第14 議第9号 令和5年度輪之内町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第15 議第10号 令和5年度輪之内町児童発達支援事業特別会計予算
- 日程第16 議第11号 令和5年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
- 日程第17 議第12号 令和5年度輪之内町水道事業会計予算
- 日程第18 議第13号 輪之内町個人情報保護法施行条例の制定について
- 日程第19 議第14号 輪之内町個人情報保護審査会条例の制定について
- 日程第20 議第15号 輪之内町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について
- 日程第21 議第16号 輪之内町行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第22 議第17号 輪之内町議会議員及び輪之内町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第23 議第18号 輪之内町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第24 議第19号 輪之内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第25 議第20号 輪之内町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を

定める条例の一部を改正する条例について

日程第26 議第21号 輪之内町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例について

日程第27 議第22号 輪之内町特定教育・保育施設等の利用者負担に関する条例の一部
を改正する条例について

日程第28 議第23号 輪之内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関
する基準を定める条例の一部を改正する条例について

日程第29 議第24号 輪之内町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について

日程第30 議第25号 輪之内町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

日程第31 議第26号 輪之内町環境審議会設置条例の一部を改正する条例について

○本日の会議に付した事件

日程第1 から日程第31までの各事件

○出席議員（8名）

1番	大橋慶裕	2番	林日出雄
4番	浅野重行	5番	浅野進
6番	上野賢二	7番	高橋愛子
8番	小寺強	9番	田中政治

○欠席議員（なし）

○欠員（1名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	木野隆之	教育長	長屋英人
参事兼 総務課長兼 危機管理課長	荒川浩	調整監 (住民・福祉)兼 住民課長	中島良重
会計管理者兼 税務課長兼 会計室長	田内満昭	教育課長	野村みどり
福祉課長	伊藤早苗	経営戦略課長	菱田靖雄
建設課長	大橋勝弘	土地改良課長	松岡博樹
産業課長	松井和明		

○本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 中 島 広 美

議会事務局 西 脇 愛 美

(午前9時00分 開会)

○議長（田中政治君）

ただいまの出席議員数は8名です。全員出席でありますので、令和5年第1回定例輪之内町議会第1日目は成立をいたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○議長（田中政治君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、輪之内町議会会議規則第125条の規定により議長において、1番 大橋慶裕君、5番 浅野進君を指名いたします。

○議長（田中政治君）

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

この定例会の会期は、本日から3月17日までの12日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

よって、この定例会の会期は本日から3月17日までの12日間と決定をいたしました。

○議長（田中政治君）

日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2の規定により、監査委員から令和4年度11月分から1月分に関する出納検査結果報告がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（田中政治君）

日程第4、議案上程。

議案は、お手元に配付のとおりです。

○議長（田中政治君）

日程第5、町長施政方針、提案説明。

町長から施政方針並びに本日の上程議案について議案説明を求めます。

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

改めまして、おはようございます。

今年の冬は大陸からの厳しい寒波が何度も押し寄せ、酷寒の日々が多く、降雪、冠雪する日も多くありました。季節の移ろいは早く、日ごとに暖かくなり、梅の花のつぼみも膨らみ始め、春の本格的到来を感じる今日この頃であります。議員各位におかれましてはますます御健勝のこととお喜びを申し上げます。

さて、本日ここに令和5年第1回輪之内町議会定例会を招集いたしましたところ、御多用の中、御出席を賜り、御苦労さまでございます。

それでは、本年最初の議会開会に当たり、新年度に向けての私の施政方針の一端を述べさせていただきます。

新型コロナの感染拡大から約3年、町民の皆様、そして現場で働く医師、看護師、介護職員などのエッセンシャルワーカーの皆さん、そして町職員の横断的な接種への協力等々により感染の波を乗り越え、現在はウイズコロナへの移行が進みつつあります。

足元の感染状況については、感染防止対策や医療体制の確保に努め、いわゆる第8波の終息に向けて引き続き全力を尽くしてまいります。そして政府は、原則この春に新型コロナを現在2類相当の対応をしております新型インフルエンザ等から外し、5類感染症とする方向で議論を進めていることは御案内のとおりであります。付随して、マスクの着用についても学校における卒業式、入学式の開催に向けて関係省庁より具体的かつ新たな指針が発出され始めております。

関連して、GDP、いわゆる国内総生産のことですが、GDPや企業業績は既に新型コロナ前の水準を回復し、有効求人倍率もコロナ前の水準を回復しつつあります。家庭、学校、職場、地域、あらゆる場面で日常を取り戻すことができるよう、考えられる全てのことを着実に進めてまいります。

また、海外に目を向けますと、ロシアによるウクライナ侵略から1年が経過をいたしました。世界が堅持してきた法の支配による国際平和秩序への挑戦に対し、国連安全保障理事会は一致した対応策を打ち出せず、大国のエゴによる機能不全を露呈しました。さらに、この機に乗じてロシアとの連携を強める国、エネルギーなどで実利を迫る国、核ミサイル開発を進める主体など国際平和秩序の弱体化があらわになっております。そして、もはや待ったなしとなっているのが深刻さを増す気象変動問題、感染症対策などの地球規模の課題、世界中で生じている格差問題など広い意味での持続可能性の問題です。不安定で脆弱なサプライチェーン、世界規模でのエネルギー・食糧危機、さらには人への投資不足など世界の一体化と平和・繁栄をもたらすと信じられてきたグローバリゼーションの変質、変容も顕著となっております。

こうした現実の前に、私ども地方行政を担う者としては、直接的に外交交渉等への関

与はかないませんが、その動きを常に注視しながら私どもの権限、能力の及ぶ限りのことは着実に進めてまいります。

また憂慮すべきは、急速に進展する少子化で、政府の発表では昨年の出生数は80万人を割り込むと見込まれ、我が国は社会機能を維持できるかどうかの瀬戸際というべき状況に陥っています。

当町でも令和4年度の出生数見込みは45人、5年前の平成30年度は82人で、人数にして37人減となっており、子ども・子育て政策は先送りが許されない最優先の課題となっております。政府も子ども・子育て政策は最も有効な未来への投資であるとの認識を持っております。そして、その内容に応じて各種の社会保険との関係、国と地方の役割、高等教育の支援の在り方などを安定的に支えていくかを考えていくとしています。

しかしながら、国会論戦においても具現化される政策の実現には議論を尽くされておらず、また地方の役割についても、その制度設計等が依然不透明な状況であります。子育て政策において、国がその責任を負うべきナショナルミニマムの水準設定、これは各地方自治体が先行実施している子育ての各種施策にも多大な影響を及ぼすこととなります。ここは、一刻も早く国と地方が担うべき役割、そして財源調達の責任主体を明確にさせていただきたいと考えております。この課題は、先ほどの外交交渉とは違い、地方行政に密接に関係するものでありますので、私どもにできることは何か喫緊の課題として捉え、未来への投資としてどんな施策が有効であるかを判断しながら果敢に進めてまいります。

さて、当町行政運営に目を向けますと、今年度よりスタートさせた「自然と住みやすさが共存でき、子どもがのびのびと育つまち」を将来像とする当町の第6次総合計画が令和5年度で2か年目を迎えます。当該計画に定める6つの基本目標を着実に実現させるべく取り組んでまいります。具体的な項目の施策別の取組については、この後の提案説明の中で、令和5年度一般会計当初予算で、その概要を申し上げます。

まさに本日、町民の負託を受けた我々がこの議場に集まり、議論がスタートいたします。私は、様々な議論を通じて検討し、それに基づいて決断した当町の方針や予算案、条例案についてこの議場での議論を踏まえつつ実行に移してまいります。この輪之内町という町を次の世代に引き継いでいくために、これからも私に課せられた使命を果たすべく全力を傾注してまいります。前向きな議論で一步踏み出そうではありませんか。

引き続き議員の皆様、町民の皆様の御理解と御協力をお願いいたしまして施政方針とします。

続いて、本日提出させていただいております議案について御説明をいたします。提出議案の内訳は、専決処分の承認1件、人事案件1件、令和4年度補正予算4件、令和5年度当初予算6件、条例関係14件の合計26件でございます。

まず、令和5年度一般会計及び特別会計の当初予算について御説明し、その後、順次

議事日程に沿う形で御説明をいたします。

予算上の各施策の概要については、後ほど参事のほうから説明させますので、私からは新規主要施策を中心に説明をさせていただきます。

それでは、議第7号 令和5年度輪之内町一般会計予算について御説明をいたします。

まず、日本経済はコロナ禍からの社会経済活動の正常化が進みつつある中、穏やかな持ち直しが続いている一方、世界的なエネルギー、食糧価格の高騰や欧米各国の金融引締め等による世界的な景気後退懸念など経済を取り巻く環境は厳しさを増しております。

そんな中、当町の財政状況に目を向けますと、歳入の根幹をなす町税については、前年度当初予算額比較では全体で1億3,193万1,000円、率に直しますと8.35%プラスということではありますが、その増加を見込んでおります。

一方、歳出では道路や橋梁などのインフラ資産の整備、維持管理費に加え、こども園や町民センター、プラネットプラザ等の施設の老朽化が進む中、長寿命化対策として大規模な改修や設備更新に対応できる財源を確保することが喫緊の課題となっています。さらには物価や燃料費高騰の影響により、消耗品費や光熱水費等の物件費も年々増嵩傾向にありますので、例えば一例を挙げれば、印刷ではなくデータ保存にするとかそういったことで各種資源の節約に努めてまいります。

総じて、これらの状況は財政構造の硬直化傾向が強まっていることにほかならず、町財政の将来像は楽観視はできない状況となっております。そんな状況下ではありますが、継続性のあるきめ細かな行政サービスを展開することによって、町民の皆さんが安心して暮らせる環境づくりを念頭に編成したところであります。

一般会計の予算規模は、対前年3億4,600万円増の49億3,900万円で編成をいたしました。

では、具体的な各種事業展開について、新規・主要事業を総合計画に掲げる分類上で順次説明をしてまいります。

まず環境部門では、御案内のように当町は、昨年3月3日に輪之内町ゼロカーボンシティ宣言を発出し、当時の山口環境大臣からもその活動に政府として全面的に支援する旨の表明があったところであります。その活動を具現化すべく、地球温暖化対策実行計画策定事業（区域施策編）として、ゼロカーボンシティ推進に伴う町全体の実行計画を策定し、住民の皆様と共に環境のまちづくりに対する意識向上を図ってまいります。

続いて、防災等生活安全部門では、大吉新田地内の揖斐川左岸堤において、防災拠点整備事業を継続実施しております。4年度は西幹線道路から防災拠点までの取付道路の整備に着手をしておりますが、5年度はその取付道路の完成を目指すほか、上下水道布設工事、そして上物建屋の実施設計を進めてまいります。

続いて、産業・観光部門では、企業誘致事業として楡俣北部区内で進めておりました企業誘致事業については、横浜市に本社を置く株式会社ヨロズ様と去る令和4年6月21

日、進出協定を締結し、その後10月24日に売買契約を締結したところであります。現在では、令和6年1月末の操業を目指し、着々と建設工事が進んでおります。

また、四郷南部地区における経営体育成基盤整備事業として、再ほ場整備による農地の大区画化及び水田の乾田化と併せて、担い手への農地集積や農作物のブランド化を促進し、農業経営の安定化を図るとともに、さらなる地域の雇用創出や安定的な自主財源確保に向けて同地区における企業誘致活動についても鋭意取り組んでまいります。

続いて、福祉部門では、高齢者見守り事業として、高齢者への定期的な訪問、連絡により高齢者の生活実態の把握に努め、支援が必要な際に迅速に対応できる見守り体制を確保し、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう支援をしてまいります。

続いて、教育部門では、英語等検定受験料助成事業として、特色ある英語教育を目指す一つの手段として継続しております英語検定料助成に加え、子供の幅広い知識の習得につなげるため、漢字及び数学検定料の一部も助成をいたします。

最後に、行財政部門では、安全管理措置対応業務及び個人情報保護事務の運用手引き作成事業として、個人情報保護法の改正に伴い、安全管理措置及び管理体制を整備し、情報の漏えい、滅失、毀損の防止につなげてまいります。

このように冒頭御説明いたしましたとおり、ハード・ソフト両面からきめ細かな行政サービスを実施すべく、各種施策に反映をさせました。

以上で一般会計予算の説明を終わります。

次に、議第8号 令和5年度輪之内町国民健康保険事業特別会計予算を御説明いたします。

令和5年度の予算規模は、対前年500万円増の歳入歳出9億7,000万円で予算編成をしております。

被保険者の加入状況でございますが、令和4年4月が1,810人でしたが、直近数値の令和5年1月では1,730人と80人減少しております。また被保険者1人当たりの医療費の状況でございますが、令和3年度実績から4年度見込額の1人当たりの給付費はプラス2.1%となっております。医療費はいわゆる水物と言われますが、傾向としては微増傾向にあります。これらの背景を踏まえながら、500万円増となった主な要因としては、医療費の微増に伴って歳入歳出ともに増となったことが原因でございます。

ちなみに、令和4年度末の国保会計基金の残高の見込みは1億2,768万7,000円を見込んでおります。国保会計運営において負担増を迫られる状況等が生ずる事態には、基金を有効に活用しながら運営してまいります。

次に、議第9号 令和5年度輪之内町後期高齢者医療特別会計予算について御説明をいたします。

後期高齢者医療制度は、岐阜県後期高齢者医療広域連合が運営しておりますが、その中で市町村の役割となっております保険料の徴収、市町村受託事業であるぎふ・すこや

か健診やぎふ・さわやか口腔健診に係る経費及び市町村負担金を中心として予算編成をいたしました。

令和5年度の予算総額は、対前年260万円増の歳入歳出1億2,260万円で予算編成をしております。

(「議長、すみません。おなかの調子が悪いもんでちょっと休憩させてください」の声あり)

○議長(田中政治君)

はい。

○町長(木野隆之君)

それでは、続けます。

次に、議第10号 令和5年度輪之内町児童発達支援事業特別会計予算について御説明いたします。

この特別会計は、心身の発達に支援が必要な就学前の児童を対象に、輪之内町発達支援教室そらがサービスをするための経費を計上しております。開所15年目となる令和5年度の予算総額は、対前年同額の歳入歳出2,100万円で予算編成をしております。

次に、議第11号 令和5年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算について御説明をいたします。

管渠工事の進捗状況につきましては、令和4年度末見込みでの整備面積は366ヘクタールで、計画面積の98.7%となり、管渠の延長は10万9,053メートルで、計画延長の99.1%が完了する見込みでございます。また、下水道への接続率は50.1%で微増傾向にあります。

令和5年度の下水道特別会計の予算総額は5,400万円増の4億9,600万円で予算編成をいたしました。

増となった主な要因は、管渠布設工事とマンホールポンプ設置による工事請負費の増額によるものであります。今後において施設の修繕等が発生してくること、また起債の償還がピークに向かっていくこと等を視野に入れながら下水道への接続率向上による財務体質の強化に努める等、適切な特別会計の運営に努めてまいります。

次に、議第12号 令和5年度輪之内町水道事業会計予算について御説明をいたします。令和5年度の水道事業会計予算は4,500万円増の2億3,100万円を計上しております。増となった主な要因は、配水管布設工事費及び水源地設備更新工事費の増額によるものでございます。今後も清廉な水の提供に向けて適切に管理運営をしてまいります。以上が令和5年度の当初予算の説明であります。

ここからは、議事日程に沿う形で御説明をいたします。

議第1号 専決処分の承認について。令和4年度輪之内町一般会計補正予算(第5号)について、令和5年1月13日付にて専決処分いたしましたので、議会の承認を求め

るものでございます。

その補正規模は、予算額に537万4,000円を追加し、歳入歳出それぞれ48億5,694万5,000円としたものであります。

次に、議第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては、当町の人権擁護委員4名のうち1名が令和5年6月30日で任期満了となるため、委員候補者の推薦について意見を求めるものでございます。

次に、議第3号 令和4年度輪之内町一般会計補正予算（第6号）については、令和4年度の事業がほぼ完了に近づいてまいりましたので、主に不用額を計上しております。その規模は、予算現額から1億5,970万8,000円を減額し、歳入歳出それぞれ46億9,723万7,000円としたものでございます。

次に、議第4号 令和4年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）については、実績に基づき、療養給付費負担金、高額療養費負担金が不足することなどによるもので、予算現額から697万円を追加し、歳入歳出それぞれ9億7,873万9,000円とするものであります。

次に、議第5号 令和4年度輪之内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、各事業の確定見込みにより不用額を計上するもので、予算現額から312万1,000円を減額し、歳入歳出それぞれ1億1,687万9,000円とするものでございます。

次に、議第6号 令和4年度輪之内町児童発達支援事業特別会計補正予算（第1号）についても、各事業の確定見込みにより不用額を計上するもので、予算現額から48万7,000円を減額し、歳入歳出それぞれ2,051万3,000円とするものでございます。

次に、条例関係でございます。

議第13号 輪之内町個人情報保護法施行条例の制定については、個人情報保護法の改正に伴い、施行条例を整備するものであります。

次に、議第14号 輪之内町個人情報保護審査会条例の制定についても、個人情報保護法の改正に伴い、関係条例を整備するものでございます。

次に、議第15号 輪之内町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定については、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律という法律がございます。この法律の改正に伴い、行政手続のオンライン化実施に必要な事項を定めようとするものでございます。

次に、議第16号 輪之内町行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例等の一部を改正する条例についても、個人情報保護法の改正に伴い、関係条例を整備するものであります。

具体的には、本改正条例は2本立てとしておるところでございます。

1本目は、輪之内町行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例、2本目は、輪之内町防犯カメラの設置及び運用に関する条例の2本

について、今回の個人情報保護法の改正に伴い整備しようとするものでございます。

次に、議第17号 輪之内町議会議員及び輪之内町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例については、公職選挙法の改正に伴う関係条例の改正でございます。

次に、議第18号 輪之内町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、令和4年の人事院勧告に伴う職員の給与改正及び総務省の養成に伴い、期末手当の支給割合に関し関係条例を改正するものでございます。

次に、議第19号 輪之内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、国民健康保険制度改革に伴い、国民健康保険税の課税限度額の引上げ及び低所得者に係る軽減判定所得の見直しを行うものであります。

次に、議第20号 輪之内町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令及び学校、児童福祉施設等におけるバス送迎の安全管理の徹底に係る関係省令の一部改正に対応するものでございます。

次に、議第21号 輪之内町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、懲戒権に関する規定の削除に伴う児童福祉関係府省令の一部改正及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令及び学校、児童福祉施設等におけるバス送迎の安全管理の徹底に係る関係府省令等の一部改正に対応するものであります。

次に、議第22号 輪之内町特定教育・保育施設等の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例については、こども家庭庁設置法の施行に伴う子ども・子育て支援法の一部改正に対応するものでございます。

次に、議第23号 輪之内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、こども家庭庁設置法の施行に伴う学校教育法の一部改正及び懲戒権に関する規定の削除に伴う児童福祉関係府省令の一部改正に対応するものでございます。

次に、議第24号 輪之内町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例についても、こども家庭庁設置法の施行に伴う子ども・子育て支援法の一部改正に対応するものであります。

次に、議第25号 輪之内町国民健康保険条例の一部を改正する条例については、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令及び健康保険法施行令等の一部を改正する政令の公布により、出産育児一時金の改正を行うものでございます。

最後に、議第26号 輪之内町環境審議会設置条例の一部を改正する条例については、環境計画の策定に関する事項にとどまらず、環境の保全に関する基本的事項を調査審議することができるように改正をするものであります。

議案の説明につきましては以上でございます。御審議の上、適切なる御議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（田中政治君）

日程第6、議第1号 専決処分の承認について、令和4年度輪之内町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

経営戦略課長から議案説明を求めます。

菱田靖雄君。

○経営戦略課長（菱田靖雄君）

それでは、議第1号について御説明をさせていただきます。

議案書の1ページをお願いします。

議第1号 専決処分の承認について。令和5年1月13日地方自治法第179条の規定により、専決処分したので報告し、その承認を求めるものとする。令和5年3月6日提出、輪之内町長でございます。

次に、2ページをお願いします。

専決処分書。地方自治法第179条の規定により、次のとおり専決処分するものとする。令和5年1月13日、輪之内町長でございます。

専決処分したものは、専決第1号 令和4年度輪之内町一般会計補正予算（第5号）でございます。

3ページをお願いします。

専決第1号 令和4年度輪之内町一般会計補正予算（第5号）。令和4年度輪之内町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ537万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億5,694万5,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和5年1月13日専決、岐阜県安八郡輪之内町長でございます。

次の4ページと5ページにつきましては、補正予算（第5号）を款項の区分で集計をした第1表 歳入歳出予算補正でございます。

予算の詳細につきましては、事項別明細書により御説明させていただくこととなりますが、まずもって補正予算（第5号）の内容は1点です。

国におきまして、子育て支援策の一環として子育て世帯に対する経済的支援と伴走型相談支援の充実を目的として出産・子育て応援交付金が創設をされましたので、当町もこれを実施するために必要な経費を計上したものでございます。具体的には、妊娠届出

時に5万円、出生届出時に5万円、2回に分けて合計10万円の経済的支援をするものでございます。

財源につきましては、国が3分の2、県が6分の1、町も6分の1と定められております。

なお、補正予算（第5号）につきましては、県から速やかな実施の要請、給付開始時期が全国的にも1月から2月に多いことなどを考慮した結果、3月議会を待つのではなく早急に対応すべきと判断をいたしまして専決をさせていただきました。

それでは、歳出予算から御説明をいたしますので、一般会計補正予算（第5号）の事項別明細書の6ページをお願いします。

款4. 項1. 目1. 保健衛生総務費の537万4,000円は、先ほども御説明をしましたとおり、出産・子育て応援交付金の給付をする費用を計上したものでございます。

節11. 役務費のうち通信運搬費の1万5,000円は、交付申請書を送付するなどの郵便代、金融機関事務手数料の9,000円は交付金の振込手数料、節18. 負担金、補助及び交付金の535万円は文字どおりの交付金でございます。対象者につきましては、既に出産をされた方、妊娠届を出された方など合計70人でございます。

続いて、歳入の御説明をいたします。

戻りますけれども、4ページをお願いいたします。

款14. 項2. 目3. 衛生費国庫補助金の358万2,000円と、5ページの款15. 項2. 目3. 衛生費県補助金の89万5,000円は、出産・子育て応援交付金について国と県からそれぞれ3分の2と6分の1の補助金を受け入れるものでございます。

また戻って申し訳ありません。3ページをお願いします。

款10. 地方交付税の89万7,000円は、歳入予算を調整するため普通交付税を計上したものでございます。町負担分の6分の1に相当する額でございます。

以上で御説明を終わります。御審議賜りますようお願いをいたします。

○議長（田中政治君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（田中政治君）

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから議第1号についての討論を行います。

討論はありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（田中政治君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議第1号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議第1号 専決処分の承認について、令和4年度輪之内町一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

○議長（田中政治君）

日程第7、議第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

住民課長から議案説明を求めます。

中島良重君。

○調整監（住民・福祉）兼住民課長（中島良重君）

それでは、議第2号について御説明申し上げます。

議案書の6ページを御覧ください。

議第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて。人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。令和5年3月6日提出、輪之内町長でございます。

推薦する方は、住所、輪之内町塩喰471番地、氏名、足利恵信様、生年月日、昭和31年12月29日でございます。

輪之内町人権擁護委員4名のうち1名が令和5年6月30日で任期満了となるため、委員候補者の推薦について議会の意見を求めるものでございます。任期につきましては、令和5年7月1日から令和8年6月30日までの3年間でございます。

人権擁護委員の推薦につきましては、市町の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について深い理解のある人とあり、議会の意見を聞いて法務大臣に推薦すると定められております。

今回推薦する方は、この要件を満たしており、町職員として長年勤務した経験などから人権問題の重要性を理解し、その対応や知識も十分あることから推薦させていただくものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（田中政治君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(挙手する者なし)

○議長（田中政治君）

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから議第2号についての討論を行います。

討論はありませんか。

(挙手する者なし)

○議長（田中政治君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議第2号を採決します。

お諮りします。

本案はこれを適任者と認めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては、適任者と認めることに決定をいたしました。

○議長（田中政治君）

日程第8、議第3号 令和4年度輪之内町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

経営戦略課長から議案説明を求めます。

菱田靖雄君。

○経営戦略課長（菱田靖雄君）

それでは、議第3号について御説明をさせていただきます。

議案書の7ページをお願いします。

議第3号 令和4年度輪之内町一般会計補正予算（第6号）。令和4年度輪之内町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億5,970万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億9,723万7,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費、第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して

使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

地方債の補正、第3条、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。令和5年3月6日提出、岐阜県安八郡輪之内町長でございます。

次の8ページから12ページまでは、補正予算（第6号）を款項の区分で集計をした第1表 歳入歳出予算補正でございます。

13ページの第2表 繰越明許費は、翌年度に繰り越して予算を使用することができるようその手続をお願いするものでございます。

今回は1件、1事業についてお願いをするもので、具体的な内容は、当町の戸籍情報システムと法務省の戸籍情報連携システムとのデータ連携、いわゆるオンライン接続をするためのシステム構築費441万1,000円でございます。

次に、14ページの第3表 地方債補正は、令和4年度の臨時財政対策債の発行可能額が確定いたしましたので、限度額を7,650万円から6,530万円に変更するものでございます。

それでは、詳細につきましては一般会計補正予算（第6号）の事項別明細書により御説明をさせていただきますが、今回の補正予算（第6号）の主な内容は、間もなく3月31日、今年度の事業完了の時期が近づいておりますので、各課におきまして事業の進捗状況と予算の執行状況等を精査し、不用額を計上したもの、もしくは逆に予算の不足が見込まれるため、予算の追加をお願いするものでございます。

そのほか、この補正予算（第6号）では、町財政の健全性の維持と直近将来の財政需要、さらには施設整備のための資金需要にも備えるため、歳入では繰入金の減額、いわゆる基金の取崩しを全て取りやめることとし、当初予算で予定をした全てを減額いたしております。また歳出予算では、基金費のうち、財政調整基金と公共施設等整備基金への積立てにも努めるとしたところでございます。

以上、これらの調整の結果、歳入歳出予算の総額が46億9,723万7,000円となったものでございます。

それでは、歳出予算から御説明をさせていただきますけれども、先ほどのとおり、補正予算（第6号）の主な内容は不用額を計上したものでございますので、歳出予算につきましては予算の追加をお願いしたいものについてのみ、その概要を御説明させていただきます。

それでは、事項別明細書の27ページをお願いします。

款2.項1、次のページにわたりますけれども、28ページにあります目5.財産管理費のうち、節10.需用費の光熱水費134万8,000円は、庁舎及び町民センターの電気代の不足見込額について追加をお願いするもの、燃料費の105万2,000円は、庁舎の空調設備で使用するガス代の不足見込額について追加をお願いするものでございます。

30ページをお願いします。目10.基金費の節24.積立金のうち、財政調整基金積立金の

1,296万8,000円は、先ほども御説明いたしましたとおり、直近の財源不足や将来にわたる財政需要に備えるもの、公共施設等整備基金積立金の1億円は、施設の整備に要する資金需要に備えるものとしてそれぞれ基金の造成に努めるものでございます。ふるさと応援基金積立金の1,200万円は、歳入、ふるさと応援寄附金の1月末の累計が令和4年度の目標額として設定をした3,000万円を超えましたので、その超過見込額について追加をするものでございます。

次の目11.企画費のうち、節10.需用費の360万円、節11.役務費の42万円、節12.委託料のうち、ふるさと応援寄附金事務委託料の144万円は、先ほどのとおりふるさと応援寄附金の増収に伴い、ふるさと納税に関する返礼品の購入費、配達料、その事務委託費を追加するものでございます。

37ページをお願いします。款3.項1.目6.国民健康保険費の節27.繰出金のうち、財政安定化支援事業繰出金の8万8,000円は、国保会計の歳入にある同じ名称の繰入金と同額を計上したものでございます。

39ページをお願いします。款3.項2.目3.ふれあいセンター管理費のうち、節10.需用費の24万4,000円は、ふれあいセンターと市民の家の電気代とガス代を追加するものです。

40ページをお願いします。款3.項3.目1.児童福祉総務費のうち、節22.償還金、利子及び割引料の41万6,000円は、令和3年度の障害児入所給付費に対する国・県負担金の精算の結果、返還することになったものでございます。

次に、目2.手当事務取扱費の5,000円は、特別児童扶養手当の対象人数の増加に伴い、郵便代を追加するものでございます。

41ページをお願いします。款3.項3.目4.児童福祉施設費のうち、節10.需用費の光熱水費134万8,000円は、こども園の電気代とガス代を追加するもの、節22.償還金、利子及び割引料の20万円は、令和3年度の市立保育所への入所委託料に対する国・県負担金の精算の結果、返還をすることになったものでございます。

42ページをお願いします。款4.項1.目1.保健衛生総務費のうち、節10.需用費の光熱水費75万6,000円は、保健福祉センターの電気代とガス代を追加するもの、節11.役務費の2万7,000円は、電話代の不足が見込まれますので追加をお願いするものでございます。

次の目2.予防費のうち、43ページをお願いします。節22.償還金、利子及び割引料の178万7,000円は、令和3年度の新型コロナウイルスワクチン接種経費に対する国負担金の精算の結果、返還をすることになったものでございます。

47ページをお願いします。款5.項1.目8.農地総務費のうち、節12.委託料の2,000円は、ふるさと農村活性化対策基金利子が1万1,000円増収となりましたので、その相当額を追加するものでございます。

次の目9. 農地整備費のうち、48ページをお願いします。節18. 負担金、補助及び交付金の経営体育成基盤整備事業榎俣北部負担金1,170万9,000円は、国の補正予算により事業費が増額されましたので、それに伴いまして町負担金を追加するものでございます。

52ページをお願いします。款7. 項3. 目1. 河川総務費のうち、節12. 委託料の200万円は、福東排水機の管理委託料を増額するもので、電気代と燃料代の高騰を理由とする増額でございます。

57ページをお願いします。款9. 項1. 目2. 事務局費のうち、節8. 旅費の費用弁償6万円は、今年度、わのうち日本語教室を開催いたしましたところ非常に好評でしたので、追加して後期日程を設けて開催をするに当たり、指導員の交通費が不足いたしますので追加をするもの、節10. 需用費の消耗品費3万2,000円は、サーキュレーターとCO₂モニターを購入するものでございます。

58ページをお願いします。目3. プラネットプラザ管理費のうち、節10. 需用費の196万6,000円は、プラネットプラザの電気代を追加するもの、節13. 使用料及び賃借料の9万7,000円は、文字どおりになりますが、プラネットプラザの下水道使用料を追加するものでございます。

59ページをお願いします。款9. 項2. 目1. 小学校管理費のうち、節10. 需用費の光熱水費173万円は、小学校の電気代を追加するものです。

次の目2. 教育振興費のうち、60ページをお願いします。節22. 償還金、利子及び割引料の15万3,000円は、令和3年度の留守家庭児童教室の経費に対する国・県補助金の精算の結果、返還をすることになったものでございます。

61ページをお願いします。款9. 項3. 目1. 中学校管理費のうち、節10. 需用費の123万円は、中学校の電気代を追加するもの、節13. 使用料及び賃借料の下水道使用料71万5,000円は、文字どおりですけれども中学校の下水道使用料を追加するものです。

63ページをお願いします。款9. 項5. 目1. 社会教育総務費のうち、節10. 需用費の消耗品費9,000円と、節24. 積立金の9,000円は、加納良造学術文化振興基金利子増に伴い、基金条例の規定に基づいてその2分の1ずつを計上したものでございます。

64ページをお願いします。款9. 項6. 目2. 体育施設費の3万円は、テニスコートと輪之内体育センターの下水道使用料を追加するものです。

次の目3. 学校給食費のうち、節10. 需用費の64万2,000円は、給食センターの電気代を追加するものでございます。

続いて、歳入の御説明をさせていただきます。

歳入の主な内容については、国・県への交付申請や交付決定などにより今年度の交付額が確定をしたもの、補助対象経費となる歳出予算を精査したことに伴い収入見込額を精査し直したもの、もしくはこの補正予算の策定時における収入済額に合わせるものでございます。

歳入については、1,000万円以上の増額と1,000万円以上の減額に分けて御説明をさせていただきます。

まずは1,000万円以上の増額についてです。

3ページをお願いします。

款1.項1.目2、町民税、法人のうち、現年課税分の1,470万円、款1.項2.目1.固定資産税のうち、現年課税分の3,400万円は、この補正予算編成時における調定見込額から収入見込額を算出し、それに合わせたものでございます。

8ページをお願いします。款10.地方交付税の3億629万3,000円は、補正予算の都度、その財源として普通交付税を充当してまいりましたが、今回の補正予算は最後の補正予算になりますので、交付決定額に合わせるものでございます。

12ページをお願いします。款14.項2.目6.消防費国庫補助金の1,795万円は、防災拠点の整備のほか洪水ハザードマップの作成や浸水想定表示板の設置について国の補助金を受け入れるものでございます。

18ページをお願いします。款17.項1.目2.総務費寄附金の1,200万円は、ふるさと応援寄附金の収入見込額を4,200万円とするものでございます。

20ページをお願いします。款19.繰越金の1億4,451万2,000円は、普通交付税と同様、これも補正予算の財源としてきましたが、今回の補正で収入済額確定額に合わせるものでございます。

以上が1,000万円以上の増額でございます。

今度は逆に1,000万円以上の減額について御説明をさせていただきます。

ページ戻りますけれども、12ページをお願いします。

款14.項2.目2.民生費国庫補助金のうち、節1.社会福祉費補助金の住民税非課税世帯に対する給付金事業費補助金1,620万円の減額は、歳出の社会福祉総務費にあります文字どおりの給付金の減額に伴う減額でございます。

次に、目4.土木費国庫補助金の1,117万5,000円の減額は、建設課の道路舗装、道路改良工事、橋梁の点検委託、その補修工事のうち国庫補助対象分の事業費の確定による減額でございます。

19ページをお願いします。款18.繰入金の6億735万3,000円の減額は、冒頭にも御説明をいたしましたとおり基金の取崩しを全て取りやめるものでございます。

25ページをお願いします。款21.町債の1,120万円の減額は、予算書の第3表 地方債補正にもありましたように、臨時財政対策債をその発行可能額に合わせるものでございます。

以上で御説明を終わります。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（田中政治君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(挙手する者なし)

○議長（田中政治君）

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第3号は、お手元に配りました議案審査付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することにしたいと思っております。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議第3号 令和4年度輪之内町一般会計補正予算（第6号）については、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定をいたしました。

○議長（田中政治君）

日程第9、議第4号 令和4年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

住民課長から議案説明を求めます。

中島良重君。

○調整監（住民・福祉）兼住民課長（中島良重君）

それでは、議第4号について御説明申し上げます。

議案書の15ページをお願いいたします。

議第4号 令和4年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）。令和4年度輪之内町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ697万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億7,873万9,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和5年3月6日提出、岐阜県安八郡輪之内町長でございます。

16ページ、17ページにつきましては、歳入歳出それぞれ款項別に示したものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書にて御説明申し上げます。

事項別明細書の歳出の部、7ページを御覧ください。

款1. 項1. 目1. 一般管理費86万9,000円の減額につきましては、節2. 給料は20万円の減で、国保会計の職員人件費の額確定により不用額を計上するものでございます。

同じく節11. 役務費の手数料22万9,000円の減及び節12. 委託料44万円の減については、ともに総医療費に係る結核・精神病対象額の割合が14%に満たないため、特別調整交付金申請支援事業対象とならず、全額減額補正するものです。

続きまして、8ページをお願いします。款2. 項1. 目1の節18の1. 負担金の一般被保険者療養給付費負担金700万円の増額につきましては、1月末現在の実績を勘案し、不足見込額を増額するものです。

9ページをお願いします。款2. 項2. 目1. 一般被保険者高額療養費の節18の1. 負担金の一般被保険者高額療養費負担金300万円の増額につきましても、1月末現在の実績を勘案し、不足見込額を増額するものです。

続きまして、10ページをお願いいたします。款2. 項4. 目1. 出産育児一時金の節18の2. 補助金の出産育児一時金補助金210万円の減額につきましては、当初10名分を計上しておりましたが、2月末時点での申請予定は3件でございますので、転入等の予備を含め5件分を残し、5件分を減額しております。

11ページをお願いいたします。款3. 項1. 目1. 一般被保険者医療給付費分につきましては、未就学児児童均等割保険税繰入金の額が確定し、26万4,000円の減額となりましたので、財源内訳を変更するものでございます。

12ページをお願いします。款4. 項1. 目1. 特定健康診査等事業費の節7. 報償費の5万円の減額につきましては、特定保健指導を町職員で実施したため減額するものでございます。

13ページをお願いいたします。款4. 項2. 目2. 保健衛生普及費の節11. 役務費の4万9,000円の減額につきましては、医療費通知の郵送料の不用見込額を減額するものでございます。

14ページをお願いします。款6. 項2. 目1. 財政調整基金費の3万8,000円の増額につきましては、国民健康保険基金積立金の利息が確定したため増額補正するものでございます。

続きまして、歳入でございます。

3ページをお願いいたします。

款3. 項1. 目1. 国庫負担金減額措置対策費補助金85万2,000円の増額につきましては、福祉医療に係る補助金の交付額確定による増額補正でございます。

同じく目2. 保険給付費等交付金の節1. 保険給付費等交付金（普通交付金）の1,000万円の増額につきましては、先ほど歳出で計上いたしました一般被保険者の療養給付費及び高額療養給付費の増加に伴い、交付金も同額を増額補正するものです。

同じく節2の保険給付費等交付金（特別交付金）の223万4,000円の減額につきましては、国の特別調整交付金の額確定及び特定健診や特定保健指導など各事業の実績額確定により減額補正するものです。

4 ページをお願いいたします。款4. 項1. 目1. 利子及び配当金 3 万7, 000円の増額につきましては、基金利子の確定によるものでございます。

5 ページをお願いします。款5. 項1. 目1. 一般会計繰入金675万6, 000円の減額につきましては、節1. 保険基盤安定繰入金の算出額確定により431万1, 000円の減、節2. 職員給与費等繰入金は、職員給与等の減により86万9, 000円の減額、節3. 助産費等繰入金は、出産育児一時金の申請件数の減により140万円の減額、節4. 財政安定化支援事業繰入金は、県の繰入金基金準備額の確定により 8 万8, 000円の増額、節5. 未就学児均等割保険税繰入金は、算出額確定により26万4, 000円を減額補正するものでございます。

6 ページをお願いします。款6. 項1. 目1. 繰越金507万1, 000円につきましては、令和3年度からの繰越金留保額3, 184万233円から当初予算2, 000万円、6月補正676万9, 000円を差し引いた補正額でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（田中政治君）

これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（田中政治君）

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第4号は、お手元に配りました議案審査付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託することにしたいと思っております。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議第4号 令和4年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）については、文教厚生常任委員会に付託することに決定をいたしました。

○議長（田中政治君）

日程第10、議第5号 令和4年度輪之内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）及び日程第11、議第6号 令和4年度輪之内町児童発達支援事業特別会計補正予算（第1号）を一括議題といたします。

福祉課長から議案説明を求めます。

伊藤早苗君。

○福祉課長（伊藤早苗君）

それでは、初めに議第5号について御説明させていただきます。

議案書の18ページをお願いいたします。

議第5号 令和4年度輪之内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。令和4年度輪之内町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ312万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,687万9,000円と定める。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和5年3月6日提出、岐阜県安八郡輪之内町長でございます。

次の19ページと20ページにつきましては、第1表 歳入歳出予算補正として款項別に補正額を集計したものでございます。

詳細につきましては、後期高齢者医療特別会計補正予算事項別明細書により御説明させていただきます。

事項別明細書の8ページをお願いいたします。

歳出から御説明させていただきます。

款2. 後期高齢者医療広域連合納付金、項1. 目1の後期高齢者医療広域連合納付金は222万9,000円の減額でございます。

節18. 負担金、補助及び交付金の保険料等負担金は、広域連合に納付すべき保険料の見込額と保険料軽減額の確定に伴う減額でございます。

続いて9ページをお願いいたします。款3. 保健事業費、項1. 目1. 保健事業費は89万2,000円の減額です。ぎふ・すこやか健診とぎふ・さわやか口腔健診に関して国保連合会へ支払う手数料や健診費用委託料など関連経費について不用額を計上するものでございます。受診実績見込みの件数は、それぞれすこやか健診が550件、さわやか口腔健診が76件の見込みでございます。

次に、歳入のほうに移らせていただきます。

戻って3ページのほうをお願いいたします。

款1. 後期高齢者医療保険料、項1. 目1の特別徴収保険料689万9,000円の減と、目2. 普通徴収保険料339万1,000円の増額でございます。令和4年度の保険料の現年分と滞納繰越分について、それぞれの収入見込額について合わせるものでございます。

次に、4ページをお願いいたします。款3. 後期高齢者医療広域連合支出金、項1. 目1の保健事業費委託金については94万9,000円の減です。ぎふ・すこやか健診とぎふ・さわやか口腔健診の2つの保健事業の健診費用と事務費の交付を受けるものでございます。今年度の受診件数から収入見込額を算出し、それに合わせるものでございます。受診件数につきましては、先ほど申し上げたとおりでございます。

続いて5ページをお願いいたします。款4.繰入金、項1.目1の一般会計繰入金は170万4,000円の減です。町特別会計事務費繰入金は、歳出総額に歳入総額を合わせるため42万7,000円を減額するもの、保険基盤安定繰入金は、保険料軽減額の確定額に合わせるため127万7,000円を減額するものでございます。

次に、6ページをお願いいたします。款5.繰越金、項1.目1の繰越金は250万円の増額でございます。令和3年度の決算数値による繰越金250万1,700円のうち保留分を計上するものでございます。

7ページをお願いいたします。款6.諸収入、項4.目1.雑入は54万円の増額でございます。令和3年度中に広域連合へ概算払いをした保険事業費負担金の精算により、その過払い分について返還を受けたものでございます。

以上で後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。引き続き、児童発達支援事業特別会計補正予算の御説明をさせていただきます。

議案書の21ページをお願いいたします。

議第6号 令和4年度輪之内町児童発達支援事業特別会計補正予算（第1号）。令和4年度輪之内町の児童発達支援事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ48万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,051万円3,000円と定める。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和5年3月6日提出、岐阜県安八郡輪之内町長でございます。

次の22ページと23ページにつきましては、第1表 歳入歳出予算補正として款項別に補正額を集計したものでございます。

詳細につきましては、児童発達支援事業特別会計補正予算事項別明細書により説明させていただきます。

別冊の事項別明細書3ページをお願いいたします。

歳入から御説明させていただきます。

款1.障害児給付費、項1.目1.児童発達支援費は48万8,000円の減額でございます。発達支援教室「そら」では、心身の発達に支援が必要な就学前の児童を対象として、親子通園により日常生活の基本的な動作訓練や集団生活への適応訓練を提供しております。その訓練について国保連合会からサービス報酬を受けるもので、収入見込額に合わせるものでございます。

4ページをお願いいたします。款4.財産収入、項1.目1の利子及び配当金は1,000円の増でございます。公共施設等整備基金利子の見込額に合わせるものです。

次に、歳出になります。

5 ページをお願いいたします。

歳出につきましては、間もなく事業完了の時期を迎えるに当たり、予算の執行状況を精査して不用額を計上したものでございます。

款1. 総務費、項1. 目1. 一般管理費は5万3,000円の減です。節10. 需用費のうち食糧費3万円の減と、節18の負担金、補助及び交付金の負担金2万3,000円の減額でございます。いずれも不用額を計上したものでございます。

6 ページをお願いいたします。款2. 児童発達支援事業費、項1. 目1の児童発達支援事業費は43万4,000円の減額です。内容といたしましては、節1. 報酬の会計年度任用職員報酬31万7,000円、節3. 職員手当等の期末勤勉手当23万5,000円、節8. 旅費の会計年度任用職員費用弁償6万4,000円、節10. 需用費の2万4,000円はいずれも不用額を計上したものでございます。

節18の負担金、補助及び交付金の20万5,000円の増額は、「そら」の施設費負担分で光熱水費増によるものです。

節24. 積立金の公共施設等整備基金積立金は、見込額1,000円の増額でございます。

以上で児童発達支援事業特別会計補正予算の説明を終わらせていただきます。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（田中政治君）

これから一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（田中政治君）

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第5号及び議第6号は、お手元に配りました議案審査付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託することにしたいと思っております。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議第5号 令和4年度輪之内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）及び議第6号 令和4年度輪之内町児童発達支援事業特別会計補正予算（第1号）については、文教厚生常任委員会に付託することに決定をいたしました。

暫時休憩します。

（午前10時16分 休憩）

（午前10時30分 再開）

○議長（田中政治君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（田中政治君）

日程第12、議第7号 令和5年輪之内一般会計予算を議題といたします。

参事から議案説明を求めます。

荒川浩君。

○参事兼総務課長兼危機管理課長（荒川 浩君）

それでは、令和5年度当初予算について御説明申し上げます。

お手元の予算書にて説明させていただきますのでよろしく願いいたします。

当初における各会計の予算総額については、目次の裏面にありますとおり、対前年4億5,260万円増の合計67億7,960万円でございます。

それでは、一般会計より順次説明をさせていただきます。

予算書1ページをお開きください。

議第7号 令和5年度輪之内一般会計予算。令和5年度輪之内町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ49億3,900万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

債務負担行為、第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

地方債、第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

一時借入金、第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2億円と定める。

歳出予算の流用、第5条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。(1)各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。令和5年3月6日提出、岐阜県安八郡輪之内町長でございます。

3ページから7ページまで、先ほど第1条にありましたように、款項別にまとめたものでございます。

8ページは、第2条にありましたように、令和5年度の債務負担行為を一覧表にまとめたものでございます。

また、9ページは、第3条にありましたように、令和5年度発行予定額、地方債8,480万円をまとめたものでございます。

一般会計の総額は、対前年3億4,600万円増の49億3,900万円を編成をいたしました。

まずもって、対前年3億4,600万円増となった要因を歳出ベースで御説明申し上げます。

13ページを御覧ください。

比較欄を御覧いただきますと、対前年3億4,600万円増となっているうち、一番増となっているのは款9の教育費の2億1,983万8,000円の増でございます。増となった主な要因は、かねてから懸案となっておりました文化会館の設備の改修、具体的には文化会館の空調設備の更新の経費、設計監理料と工事費合わせて対前年1億6,969万3,000円の増となったものでございます。また、学校給食費、学校給食の供給事業において、自動フライヤー1台を更新しようとするもので、対前年993万3,000円の増となったものでございます。

次に増減幅が大きいのが、款8.消防費の5,691万8,000円でございます。これについては、かねてから大吉新田地内で進めております防災拠点について、工事ボリュームが増となったもので、令和4年度は西幹線道路から揖斐川左岸堤まで取付け道路の路盤工事に取りかかっておりますが、5年度も継続して取付け道路の工事を行うもの、またインフラ整備として上下水道の工事を施行しようとするもので、工事費で対前年6,787万円の増、また上物建屋の詳細設計や上下水道設計委託料が対前年2,862万2,000円増となったことによるものでございます。

続いて、増減幅が多いのが款7の土木費4,976万1,000円でございます。増となった主な要因は河川総務管理事業において、福東排水機場の3号原動機のオーバーホールや屋上の防水工事、補修工事を施行すべく、5,695万円の増となっております。また、公共下水道への繰出金が700万円の増となったことによるものでございます。

以上が3億4,600万円増の主な要因でございます。

それでは、これを踏まえて令和5年度一般会計予算において、4年度と比較して増減幅が大きいもの、また5年度の予算計上で特徴的なものについて順次説明いたします。

まず歳入でございます。15ページをお願いします。

まず歳入の根幹をなす町税については、新型コロナウイルス感染症前の水準まで回復傾向にあり、前年度当初予算比較では、全体で1億3,193万1,000円の増を見込んでおります。

まず町民税の個人でございますが、1,077万3,000円増の4億5,400万円、法人については3,137万1,000円増の1億5,145万円を見込んでおります。

また、固定資産税についても、町内の既存企業における倉庫や工場の新築によって、家屋分や減価償却分の増により、9,100万円の増の10億1,440万円を見込んでおります。

続いて、26ページの地方交付税でございます。地方交付税については、対前年9億1,000万円を計上しております。内訳は、普通交付税が8億3,000万円、特別交付税は8,000万円を計上しております。地財計画における地方交付税については、国の出口ベースで対前年3,073億円増の18兆3,611億円で1.7%増となっておりますが、当町においては、地方交付税は歳入の18.4%を占める大きな財源でもあることから、歳入欠陥が生じないよう堅めに計上したところでございます。

次に、40ページをお願いいたします。目2. 総務費寄附金のふるさと応援寄附金については、令和4年度実績を勘案し、1,500万円増の4,500万円を見込んでおります。

次に、41ページ、お願いします。基金繰入金でございますが、財政調整基金繰入金については、対前年2,001万7,000円減の4億5,322万9,000円を計上しております。

その他特定目的基金繰入金については、土地基盤整備基金繰入金が3,711万6,000円増の8,603万8,000円、公共施設等整備基金繰入金については1億1,500万円増の2億18万5,000円、森林環境譲与税基金繰入金については114万円増の154万円を、それぞれ財源として繰り入れるべく計上したものでございます。土地基盤整備については土木事業を財源の一部として、また公共施設等についてはプラネットプラザの工事費、大吉新田地内整備中の防災拠点等の財源として、それぞれ繰り入れようとするものでございます。

少し飛んで、48ページをお願いします。町債の内容でございます。この内容については、9ページの第3表と同じとなっております。

続いて、歳出について説明いたします。

49ページを御覧ください。

議会費については、対前年411万2,000円増の4,410万4,000円を計上しております。増となった主な要因としては、御案内のように5年度は選挙の年でありますので、今まで議員さん1名が欠員となっておりますが、充足されることにより人件費関連分が増したことによるものでございます。

続いて、51ページ、お願いいたします。目2. 人事管理費は、対前年301万円増の6億6,099万1,000円を計上しております。増となった要因としては、節2. 給料について、一般職級が97名分で554万4,000円増となっております。これについては、令和6年1月の定期昇給分を加味しております。

次に、56ページをお願いいたします。目10. 基金費については、対前年1,500万円増の5,100万円を計上しております。増となった主な要因は、歳入でも説明しましたが、ふるさと応援寄附金において、令和4年度実績を勘案して4,500万円を計上したところですが、これに合わせる形でふるさと応援基金積立金を同額計上したものでございます。

続いて、57ページ、お願いいたします。一番下の目12. 電子計算費は、対前年1,072万円減の7,178万1,000円を計上しております。減となった主な要因は、節12の委託料において、4年度に庁内LAN無線化整備、そして申請管理システム等構築事業を行いました。

たが、それが完了しておりますので減となっております。

次に、59ページ、お願いいたします。目16. 公共交通対策費については、対前年410万3,000円増の4,836万9,000円を計上しております。増となった主な要因は、節18. 負担金、補助及び交付金の補助金において、市町村自主運行バス運行費補助金が燃料費の高騰により増となっております。

少し飛んで、62ページをお願いいたします。目1. 戸籍住民基本台帳費は、対前年2,522万2,000円減の2,438万5,000円を計上しております。減となった主な要因は、節12. 委託料において、4年度にコンビニ交付システム導入委託料の2,808万8,000円が皆減になったことによるものでございます。

続いて、少し飛んで68ページ、お願いいたします。目2. 障がい者福祉費については、461万3,000円増の1億7,343万5,000円を計上しております。増となった主な要因は、69ページの節19. 扶助費の101. 障害者自立支援給付費が456万5,000円増の1億5,352万1,000円となっております。これについては、令和4年10月から報酬改定による増、また生活介護を利用する方及び短期入所の利用相談が増えていることから、それに対応すべく増となり、都合61名がこの給付を受けるものでございます。

次に、少し飛んで72ページをお願いいたします。目1. 高齢者福祉総務費は、対前年462万9,000円増の1億7,082万8,000円を計上しております。増となった主な要因は、73ページの節12. 115の高齢者見守り事業委託金168万円が皆増となっております。この事業は、独り暮らしの高齢者、高齢者のみ構成世帯、日中独り暮らし高齢者を対象として見守り活動を行うもので、定期的な訪問、連絡により高齢者の生活実態の把握に努め、支援が必要な際に迅速に対応できる体制を確保しようとするものでございます。また、同ページの節18. 負担金、補助及び交付金が200万円増の1億699万1,000円となっております。主な要因として、105. 後期高齢者医療療養給付費負担金については、対前年361万1,000円増の7,807万4,000円を計上しております。この背景には、対象者の増やそれに伴う保険給付費がいずれも増嵩傾向にあることが要因となっております。

次に、77ページ、お願いいたします。目4. 児童福祉施設費においては、1,101万6,000円増の2億795万5,000円を計上しております。増となった主な要因は、78ページの節17. 備品購入費が982万9,000円増となったことによるもので、その中で、こども園3園の調理室のコンビオーブンが設置から15年以上経過していることから更新しようとするものでございます。

次に、80ページをお願いいたします。目1. 保健衛生総務費については、対前年1,287万7,000円増の4,297万4,000円を計上しております。増となった主な要因は、会計年度任用職員の人件費に関わるもので、報酬、期末手当、共済費等、都合2名分592万9,000円の増、また82ページの節18. 負担金、補助及び交付金の2. 補助金の107. 産科受診費助成金50万円が皆増となっております。これは、妊娠初期の適切な時期での受診を促し、

妊娠届提出前の初回産科受診料の一部を助成しようとするものでございます。また、その下の108. 出産・子育て応援交付金640万円も皆増でございます。これは今般の5号補正で計上した出産・子育て応援交付金を5年度も継続すべく計上したものでございます。

次に、82ページの日2. 予防費については、対前年6,227万9,000円減の5,130万2,000円を計上しております。御案内のように、5月8日以降コロナ感染症が2類から5類に引き下げられ、ワクチン接種も集団接種から個別接種となることから、ワクチン接種関連経費が大幅に減となったことによるものでございます。しかしながら、接種については、65歳以上は年2回の接種をすることが推奨されるなど、厚労省の方針も流動的であります。今後も厚労省の方針や具体的政策を注視するとともに、地元医師会の先生方と協議しながら、接種については柔軟に対応してまいります。

次に、83ページをお願いします。日3. 環境衛生費は、対前年1,258万1,000円増の5,123万円を計上しております。この中で、84ページの節12. 委託料の105. 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定業務委託料847万円を計上しております。これについては、ゼロカーボンシティ推進に伴う町全体の実行計画を策定し、環境のまちづくりに対する意識向上を図ろうとするものでございます。

次に、92ページをお願いいたします。日2. 商工振興費は、対前年1,050万6,000円減の1,576万4,000円を計上しております。減となった主な要因は、節18. 負担金、補助及び交付金の補助金、102. 輪之内プレミアム商品券発行事業補助金が1,050万6,000円減となっていることによるものでございます。4年度は、商工業の振興、景気浮揚及び地域の活性化を願い、プレミアム率20%、抽せんを2回とするトリプルプレミアムにて、商工会が実施するプレミアム事業に支援をいたしました。5年度は例年並みにしたことによるものでございます。数量的には、1万円に1万1,000円相当券を5,000セット販売を計画いたしております。

また、日3. 観光推進費の節7. 報償費として36万5,000円を計上しておりますが、101の特産品に対し、実施事業においては、町特産品大使として町民の方が配達、PRすることで、新たな観光戦略の広がりを期待しようとするものでございます。また、102. 武将隊新隊員活動謝礼として12万5,000円を計上しております。これは御案内のように、現在は町職員による武将隊を編成しておりますが、これを一般公募し、さらなる観光PRの一助としようとするものでございます。また、93ページの節12. 委託料の107. 空家等調査委託料9万9,000円は、宅地建物取引業協会とコラボしまして、空き家等の移住・定住に向けたマッチング事業を実施しようとするものでございます。

次に、99ページをお願いします。

日1. 河川総務費については、対前年5,832万8,000円増の8,485万5,000円を計上しております。増となった主な要因は、冒頭でも説明したとおり、福東排水機場の3号原動機のオーバーホールや屋上の防水工事、補修工事を施行しようとするべく、5,695万円の増

となっております。

続いて、101ページをお願いいたします。目1. 非常備消防費については、対前年1,626万3,000円増の1億8,084万9,000円を計上しております。増となった主な要因は、節18. 負担金、補助及び交付金については、1,259万2,000円増の1億5,688万8,000円を計上しております。その中において、104. 大垣消防組合負担金が1,060万7,000円増の1億5,125万3,000円を計上しております。増となった主な要因は、大垣消防組合の予算全体が、令和5年度は対前年8億4,400万円減となっておりますが、負担金の算出方法が御案内のように、人口割30%、財政基準割70%で算出するルールとなっております。その基準財政割が消防費の基準財政需要額に基づいており、当町は前年度の消防費の基準財政需要額と比較して6.4%、1,239万1,000円が上がっております。このことが原因で、当町の負担割合が全体で0.49ポイント上がっておりますので、負担金が1,060万7,000円の増となったものでございます。

続いて、目2. 消防施設費については、対前年2,954万円減の616万6,000円を計上しております。減となった主な要因は、節17. 備品購入費が対前年3,042万8,000円減となったことによるもので、令和4年度は消防車両更新計画に基づいて、第3分団機動班の消防ポンプ自動車を更新した際の予算額2,799万5,000円が皆減となったことによるものでございます。

続いて、105ページをお願いいたします。目3. 防災費については、対前年7,344万5,000円増の1億5,288万2,000円を計上しております。増となった主な要因は、冒頭でも説明いたしましたが、かねてから大吉新田地内で進めております防災拠点について、令和4年度は西幹線道路から揖斐川左岸堤までの取付け道路の路盤工事に取りかかっておりますが、5年度も継続して行うもの、またインフラ整備として上下水道の工事、そして設計、また上物建屋の詳細設計等を行おうとするもので、対前年2,862万2,000円増となっていることによるものでございます。

続いて、109ページをお願いいたします。目3. プラネットプラザ管理費は、対前年1億8,172万5,000円増の2億5,203万1,000円を計上しております。増となった主な要因は、冒頭でも申し上げましたが、文化会館の空調設備の更新の経費、設計監理料と工事費合わせて、対前年1億6,969万3,000円の増となったものでございます。

最後に122ページをお願いいたします。これも冒頭で説明いたしましたが、目3. 学校給食費において、対前年1,759万円増の1億2,122万6,000円を計上しております。増となった主な要因は、123ページの節17. 備品購入費が対前年993万3,000円増となっております。これは先ほども申し上げましたが、自動フライヤー1台を更新しようとするもので、頻繁に故障が見られることから、急遽給食メニューを変更せざるを得ない事態を避けるべく、更新しようとするものでございます。

以上で、令和5年輪之内町一般会計予算の説明を終わります。御審議賜りますようお願い

願いいたします。

○議長（田中政治君）

これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（田中政治君）

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第7号は、お手元に配りました議案審査付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することにしたいと思っております。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議第7号 令和5年輪之内町一般会計予算については、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定をいたしました。

○議長（田中政治君）

日程第13、議第8号 令和5年度輪之内町国民健康保険事業特別会計予算、日程第14、議第9号 令和5年度輪之内町後期高齢者医療特別会計予算及び日程第15、議第10号 令和5年度輪之内町児童発達支援事業特別会計予算を一括議題といたします。

参事から議案説明を求めます。

荒川浩君。

○参事兼総務課長兼危機管理課長（荒川 浩君）

それでは、続いて国保会計について御説明申し上げます。

予算書133ページを御覧ください。

議第8号 令和5年度輪之内町国民健康保険事業特別会計予算。令和5年度輪之内町の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ9億7,000万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

一時借入金、第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の最高額は、6,000万円と定める。

歳出予算の流用、第3条、地自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。(1)保険給付

費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。令和5年3月6日提出、岐阜県安八郡輪之内町長でございます。

135ページから137ページまでは、先ほど第1条にありましたように、款項別にまとめたものでございます。

それでは、当町の令和5年度の国保会計について説明してまいります。

まず概要の説明を行います。

5年度の予算規模は、対前年500万円増の歳入歳出9億7,000万円で予算編成をしております。

次に、被保険者の加入状況でございますが、令和4年4月が1,810人でしたが、直近の令和5年1月では1,730人と80人減少しております。いずれも一般被保険者の減少で、その内訳は、前期高齢者が37人の減、介護分2号被保険者が11人減、未就学児が9人の増となっております。退職被保険者はゼロ人でございます。

次に、被保険者1人当たりの医療費の状況でございますが、令和3年度実績から4年度見込額の1人当たりの給付費はプラス2.1%となっております。傾向としては増嵩傾向にあります。これらの背景を踏まえながら、500万円増となった要因を御説明申し上げます。

まず歳出から説明します。140ページを御覧ください。

この後の説明については、この事項別明細書を基点に説明しますので、あちこち飛びますが御容赦を願います。

この中で一番増額幅が大きいのは、款2. 保険給付費で対前年1,207万4,000円増の6億7,857万2,000円を計上しております。この保険給付費の代表的なものをいいますと、被保険者が医療機関等で受診された際に、自己負担分として2割もしくは3割はお支払いになりますが、残りの8割もしくは7割は後から保険者、すなわち輪之内町国民健康保険が支払っております。この保険者が支払った金額をいいます。増となった主な要因は、予算書152ページの目1. 一般被保険者療養給付費が917万6,000円の増、そして153ページの目1. 一般被保険者高額療養費が441万6,000円の増、合わせて1,359万2,000円の増となっております。これは冒頭でも説明しましたが、医療費が増嵩傾向にあるためでございます。

140ページにお戻りください。次に増減幅が大きいのは、款3の国民健康保険事業費納付金で586万3,000円減の2億4,587万3,000円を計上しております。この国民健康保険事業費納付金と申すのは県に納めるべきものであり、県全体の直近3か年の医療費、被保険者数の推移、医療費計数を加味し、さらに国・県からの交付金の増減により決定される性格のものであります。内容としては、158ページを御覧ください。目1. 一般被保険者医療給付費分が876万4,000円減の1億7,011万3,000円、159ページの目1. 一般被保険者後期高齢者支援金等分が373万3,000円増の5,793万8,000円をそれぞれ計上してお

ります。そして160ページの目1. 介護納付金分が83万2,000円減の1,782万2,000円をそれぞれ計上しております。総じて586万3,000円の減となったのは、先ほど申し上げましたとおり、被保険者数において、岐阜県内でも減少傾向にあります。輪之内町においても一般被保険者が80人減と減少傾向にあることによりまして、絶対値として納付金が減少したことが主な要因でございます。

戻って140ページをお願いいたします。

次に増減幅が多いのは、款4. 保健事業費で362万6,000円増の1,813万7,000円を計上しております。内容としましては、161ページ、162ページに掲載してございますが、その中でも増の主な要因は、162ページの目2. 保健衛生普及費で対前年317万4,000円増の379万7,000円を計上しております。これについては、節12. 委託料の101. データヘルス計画策定業務委託料319万円が皆増となっております。5年度はレセプト、健診情報等のデータ分析に基づく効率的、効果的な保健事業をP D C Aサイクルで実施しようとするもので、第2期輪之内町データヘルス計画の策定を行おうとするものでございます。

以上が歳出における主な増減理由を説明いたしましたが、総額9億7,000万円の財源をどうするかということで、次に歳入ベースでの説明に入ります。

戻って恐縮でございますが、139ページの事項別明細書をお願いいたします。

歳出同様、この139ページを基点に説明します。よろしくをお願いいたします。

歳入における増減幅の大きいものについて説明いたします。

まず款3. 県支出金については、対前年1,687万円増の6億9,004万6,000円を計上しております。内容としては、143ページを御覧ください。目2の保険給付費等交付金が1,644万2,000円増の6億8,749万5,000円を計上しております。御覧のとおり、節で普通交付金、特別交付金となっております。普通交付金は1,377万5,000円増の6億7,439万5,000円となっておりますが、これは歳出、152ページの項1. 療養諸費から154ページの項3. 移送費までの合計額、同額の6億7,439万5,000円の財源となっており、この普通交付金で手当てされております。次に、特別交付金は266万7,000円増の1,310万円となっております。この特別交付金の性質は、国の特別調整交付金、県繰入金、保険者努力義務支援金、特定健診費用を県が市町村に交付するものとなっております。その内訳は、国の特別調整交付金が281万円、県繰入金が255万6,000円、保険者努力支援制度分が642万円、特定健診費用分が118万6,000円となっており、いずれも県からのシミュレーション数値を参酌して計上しております。

戻って139ページをお願いいたします。

次に増減幅が多いのは、款5の繰入金でございますが、788万3,000円減の9,115万6,000円を計上しております。内容としては、145ページを御覧ください。節1. 保険基盤安定繰入金については、過去5年間の実績数値を参考に積算してございまして、242万2,000円減の3,928万3,000円を計上しております。次に、節2. 職員給与費等繰入金につ

いては、歳出の総務費に合わせる形で63万8,000円の減、節3の助産費等繰入金については、113万4,000円減の166万6,000円を計上しております。節4から節6.その他一般会計繰入金については、県のシミュレーション数値を参酌して計上しております。

戻って139ページを御覧ください。

これまでの話を整理すれば、歳出において500万円増の9億7,000万円を計上いたしましたが、その財源として、歳入において多くを占める款3.県支出金、款5.繰入金の一部について説明をいたしました。

あとは、財源として足りない分を139ページの款1の保険税で幾ら賄うかという話であります。その額が398万6,000円減の1億6,823万7,000円ということであります。これについては、歳出でも説明しましたが、国民健康保険事業費納付金等が上昇傾向にあることから、これを賄うべく保険税についても微増とするところがございますが、しかしながら、被保険者数が減少している状況から、医療費が上昇したとき直接負担を求めることは、相互扶助とはいえ被保険者一人一人が負担増につながることは間違いございません。そこで、145ページ下段にありますように、負担増を避けるべく、国保基金から対前年500万円減であります。2,000万円を繰り入れようとするものでございます。

以上で、令和5年度輪之内町国民健康保険事業特別会計予算の説明を終わります。

続いて、後期高齢者医療特別会計予算について御説明申し上げます。

予算書173ページをお願いいたします。

議第9号 令和5年度輪之内町後期高齢者医療特別会計予算。令和5年度輪之内町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億2,260万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。令和5年3月6日提出、岐阜県安八郡輪之内町長でございます。

175ページ、176ページは、先ほど1条にありました款項別にまとめたものでございます。

まず概要の説明をいたします。

令和5年度の予算総額は、対前年260万円増の歳入歳出1億2,260万円で予算編成をしております。

次に、被保険者の推移でございますが、令和4年度の予算積算時、これは3年9月30日現在の数値ですが、1,134人に対して令和5年度の積算時、同じく4年9月30日現在でございますが、1,180人と46人の増となっております。このことは高齢化が進んでいるあかしでもあります。

それでは、順次増減の多いものを中心に説明させていただきます。

歳入から説明させていただきます。177ページを御覧ください。

本特別会計においても、この事項別明細書を基点に説明します。あちこち飛びますが御容赦ください。

この中で一番増減額が大きいのが、款1. 後期高齢者医療保険料で対前年412万4,000円減の7,815万4,000円を計上しております。その内容については、179ページをお願いいたします。目1. 特別徴収保険料が288万8,000円減、目2. 普通徴収保険料が123万6,000円減とともに減となっております。なお、この保険料の現年度分においては、広域連合の試算値で通知のあった金額を計上しているものでございます。

戻って177ページをお願いいたします。

次に増減額の大きいのが、款3. 後期高齢者医療広域連合支出金で410万6,000円増の1,155万2,000円となっております。この内容については、181ページをお願いいたします。この委託金においてぎふ・すこやか健診、ぎふ・さわやか口腔健診を行っておりますが、いずれも受診者数の増を見込みまして増としております。また、新たに5年度は、後期高齢者医療一体的実施受託料390万6,000円が皆増となっていることによるものでございます。

戻って177ページをお願いいたします。

次に増減幅の大きいのが款4. 繰入金で、対前年261万8,000円増の3,267万9,000円を計上しております。その内容については、182ページをお願いいたします。節1. 事務費繰入金については186万9,000円増の1,043万5,000円でございます。増となった主な要因は、冒頭でも説明いたしましたが、高齢者人口の増により、均等割、人口割、高齢者人口割の増額によるもので、いずれも広域連合の試算値を計上しているものでございます。

続いて、歳出の説明をいたします。戻って178ページをお願いいたします。

一番この中で増減額が大きいのが、款3. 保健事業費で410万1,000円増の1,189万3,000円を計上しております。内容としては、189ページをお願いいたします。この中の節12. 委託料の102. 一体的実施（ポピュレーションアプローチ）委託料は377万5,000円の皆増としております。この一体的事業実施委託料というのは、高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的実施をいまして、通いの場等を活用した健康教育や健康相談等を行う事業でございます。

戻って178ページをお願いいたします。

次に増減幅が大きいのが、款2. 後期高齢者医療広域連合納付金で対前年113万8,000円減の1億853万5,000円を計上しております。その内容については、188ページをお願いいたします。その中で102. 保険料等負担金は対前年337万円減の9,773万4,000円を計上しております。これも広域連合で積算され、通知のあった金額を計上しているものでございます。

以上、増減幅の大きいものを中心に説明させていただきました。

以上で、令和5年度輪之内町後期高齢者医療特別会計予算の説明を終わります。

続いて、児童発達支援事業特別会計について御説明申し上げます。

予算書193ページをお願いいたします。

議第10号 令和5年度輪之内町児童発達支援事業特別会計予算。令和5年度輪之内町の児童発達支援事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ2,100万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。令和5年3月6日提出、岐阜県安八郡輪之内町長でございます。

195、196ページは、先ほど第1条にありましたように、款項別にまとめたものでございます。

まず概要の説明をいたします。

令和5年度の予算総額は、対前年同額の歳入歳出2,100万円で予算編成をしております。

それでは、順次主なものを説明させていただきます。

197ページ、198ページをお願いいたします。増減については、ほぼ4年度と変わりございません。

198ページをお願いいたします。歳出ですが、款1.総務費については、従事する職員人件費関係が主ですが、その体制は4年度と変わらず3人の正職員の体制でございます。また、款2.児童発達支援事業費についても、平均利用人数も4年度と変わらず、1日当たり10人以下で推移をしております。

197ページを見てもらうと分かりますが、国保連合会からの款1.障害児給付費は、対前年44万8,000円増となっておりますので、その分を繰入金で相殺する形で42万3,000円減としております。また、歳出についても、198ページを見てもらうと、款1.総務費、款2.児童発達支援事業費ともに微減で、その分を相殺する形で予備費で調整をしております。

以上で、令和5年度児童発達支援事業特別会計予算の説明を終わります。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（田中政治君）

これから一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（田中政治君）

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第8号から議第10号までは、お手元に配りました議案審査付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議第8号 令和5年度輪之内町国民健康保険事業特別会計予算、議第9号 令和5年度輪之内町後期高齢者医療特別会計予算及び議第10号 令和5年度輪之内町児童発達支援事業特別会計予算については、文教厚生常任委員会に付託することに決定をしました。

○議長（田中政治君）

日程第16、議第11号 令和5年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算及び日程第17、議第12号 令和5年度輪之内町水道事業会計予算を一括議題といたします。

参事から議案説明を求めます。

荒川浩君。

○参事兼総務課長兼危機管理課長（荒川 浩君）

続いて、下水道事業特別会計について御説明を申し上げます。

213ページをお開きください。

議第11号 令和5年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算。令和5年度輪之内の特定環境保全公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ4億9,600万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

地方債、第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

一時借入金、第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の最高額は、4億円と定める。令和5年3月6日提出、岐阜県安八郡輪之内町長でございます。

215ページ、216ページは、先ほど第1条にありましたように、款項別にまとめたものでございます。

217ページは、先ほど第2条にありましたように、地方債の発行内容をまとめたものでございます。

まず概要の説明を行います。

平成10年から始まった下水道管渠布設工事は、本町の南から北に向け並行に進める形で整備を進めてまいりました。令和4年度末見込みで整備面積は366ヘクタールで、計

画面積の98.7%となり、管渠の延長は10万9,053メートルで、計画延長の99.1%が完了する見込みでございます。また、下水道への接続率は50.1%で微増傾向にあります。

5年度の下水道の特別会計の予算総額は、対前年5,400万円増の4億9,600万円です。予算編成をいたしました。

それでは、順次増減の多いものを中心に説明をいたします。

まず歳出の説明をいたします。220ページを御覧ください。

本特別会計においても、この事項別明細書を基点に説明します。あちこち飛びますが御容赦ください。

この中で一番増減幅が大きいのは、款1. 公共下水道費で対前年4,847万9,000円増の2億3,613万5,000円を計上しております。その主な内容といたしましては、229ページをお願いいたします。増となった主な要因は、目1. 特定環境保全公共下水道建設費の節14. 工事請負費が7,713万2,000円増となっております。これは町単独の下水道管渠布設工事の増とマンホールポンプ取替え工事の増によるものでございます。また、節12. 委託料は、対前年3,395万6,000円減の1,153万7,000円となっております。内容としましては、4年度に変更認可用の下水道事業計画設計委託料として1,156万3,000円計上していましたが、完了しておりますのでその分が皆減となっております。また、3年度より実施している地方公営企業法適用化業務委託を5年度も継続すべく、219万2,000円を計上しております。この法適用については、人口3万人以下の団体においても令和6年4月1日までに地方公営企業法の適用が要請されているため、本会計を法適用に移行させようとするものでございます。

次に、230ページをお願いいたします。目2. 浄化センター管理費は、対前年2,270万9,000円増の1億1,993万7,000円を計上しております。増となった主な要因は、節10. 需用費において1,717万9,000円の増となっておりますが、これについては、4. 光熱水費が燃料費等高騰の影響により増となっているほか、修繕費において曝気装置、オーバーホール等修繕箇所の増によるものでございます。

続いて、歳入の説明をいたします。219ページをお願いいたします。

この中で増減額が一番大きいのは、款6. 町債で5,700万円皆増となっております。先ほど歳出で、目1. 特定環境保全公共下水道建設費の節14. 工事請負費が増となった旨説明いたしましたが、この工事においては、町単独の管渠布設工事の増となっており、補助金の採択外となっておりますので、工事請負費7,700万円の財源のうち5,700万円を賄おうとするものでございます。

次に増減幅が多いのは、款4. 繰越金でございますが、事業の進捗から1,000万円を見込んでおります。

次に増減幅が多いのは、款2. 使用料及び手数料ですが、対前年491万6,000円減の9,254万2,000円を計上しております。その内容といたしましては、222ページをお願い

いたします。項2. 使用料の目1. 下水道使用料が508万5,000円減となっております。これについては、大規模な工場、事業所においてその使用料が上下いたしますので、直近の実績値を勘案して堅めに計上したものでございます。

以上で、令和5年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算の説明を終わります。

続きまして、水道会計について御説明申し上げます。

予算書239ページをお開きください。

議第12号 令和5年度輪之内町水道事業会計予算。

総則、第1条、令和5年度輪之内町の水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

事業の予定量、第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。1. 給水戸数3,027戸。2. 年間総給水量114万7,740立方メートル。3. 1日平均給水量3,144立方メートル。4. 主な建設改良事業、イ、配水管改良事業8,690万円。

収益的収入及び支出、第3条、収益的収入及び支出の予算額は、次のとおりと定める。収入、第1款水道事業収益1億2,981万1,000円、第1項営業収益1億1,034万7,000円、第2項営業外収益1,946万4,000円。支出、第1款水道事業費1億1,970万円、第1項営業費用1億1,174万5,000円、第2項営業外費用697万8,000円、第3項予備費97万7,000円。

240ページを御覧ください。資本的収入及び支出、第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億721万1,000円は過年度分損益勘定留保資金1億721万1,000円で補填するものとする。）。収入、第1款資本的収入408万9,000円、第1項工事負担金308万9,000円、第2項補償金100万円。支出、第1款資本的支出1億1,130万円、第1項建設改良費8,865万9,000円、第2項企業債償還金2,264万1,000円。

予定支出の各項の経費の金額の流用、第5条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。1. 第3条予算内での各項間での流用、2. 第4条予算内での各項間での流用。

議会の議決を経なければ流用することができない経費、第6条、次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。1. 職員給与費598万3,000円。

棚卸資産購入限度額、第7条、棚卸資産の購入限度額は、30万円と定める。令和5年3月6日提出、岐阜県安八郡輪之内町長でございます。

241ページ、242ページは、先ほど第3条にありましたように、収益的収入及び支出を表にまとめたものでございます。

243ページ、244ページは、先ほど第4条にありましたように、資本的収入及び支出を表にまとめたものでございます。

それでは、予算の概要の説明をいたします。説明は260ページ以降の収支予算明細書にて説明いたします。

まず260ページを御覧ください。

目1. 給水収益でございますが、466万4,000円減の1億899万円を計上しております。減となった主な要因は給水戸数が減少していることによるもの、また使用水量が実績ベースで減少しておりますので、実績に近い形で見込んでおります。

次に、262ページをお願いいたします。支出について説明いたします。

まず営業費用の目1. 原水及び浄水費については、859万4,000円増の3,413万8,000円を計上しております。増となった主な要因は、動力費において1,194万5,000円増となっております。これも燃料費等の高騰の影響によるものでございます。また、修繕費については、4年度に第一水源地配水ポンプのオーバーホールを実施すべく700万円を計上しておりますが、これも完了しておりますので400万円減となったことによるものでございます。

続いて、目2. 配水及び給水費については、157万6,000円増の1,058万5,000円を計上しております。増となった主な要因は、修繕費において配水管、給水管漏水修理代が100万円の増、量水器、止水栓漏水修理代が50万円増となっていることによるものでございます。

続いて、263ページの日3. 総係費については、対前年367万6,000円増の1,252万6,000円を計上しております。増となった主な要因は、264ページの上から3つ目の委託料が170万3,000円増となっていることによるものでございます。この中において、企業会計作業費163万7,000円が皆増となったことによるものでございます。また、使用料及び賃借料において、公営企業会計システム年間保守費が145万2,000円増となっていることによるものでございます。

続いて、264ページの日4. 減価償却費については、59万円増の5,344万6,000円を計上しております。増となった主な要因は、構築物が60万2,000円の増となったことが要因でございます。

次に、265ページを御覧ください。営業外費用の日2. 公課費については、消費税及び地方消費税が236万円減となっております。

次に、資本的収入及び支出の説明に入ります。267ページを御覧ください。

項1. 建設改良費の日1. 配水施設拡張費については、3,095万7,000円増の8,690万円を計上しております。増となった主な要因は、工事請負費において3,164万円増となっていることによるもので、水道管布設工事については、管網結果による対策箇所を予定しているということでございます。

最後に項2. 企業債償還金については、償還表に基づき償還すべき額を計上したところ
でございます。

以上で、令和5年度輪之内町水道事業会計予算の説明を終わります。御審議賜ります
ようお願いいたします。

○議長（田中政治君）

これから一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（田中政治君）

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第11号及び議第12号は、お手元に配りました議案審査
付託表のとおり、総務産業建設常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議
ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議第11号 令和5年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計予
算及び議第12号 令和5年度輪之内町水道事業会計予算については、総務産業建設常任
委員会に付託することに決定をいたしました。

○議長（田中政治君）

日程第18、議第13号 輪之内町個人情報保護法施行条例の制定について及び日程第19、
議第14号 輪之内町個人情報保護審査会条例の制定についてを一括議題といたします。

総務課長から議案説明を求めます。

荒川浩君。

○参事兼総務課長兼危機管理課長（荒川 浩君）

それでは、議第13号について御説明をいたします。

議案書25ページをお願いいたします。

議第13号 輪之内町個人情報保護法施行条例の制定について。輪之内町個人情報保護
法施行条例を次のとおり定めるものとする。令和5年3月6日提出、輪之内町長でござ
います。

まず、この条例の制定の背景を申し上げます。

この条例は、令和3年に官民を通じた個人情報保護制度の見直しが図られた個人情報
保護法の改正に伴い施行条例を整備するもので、国や地方のデジタル業務改革の推進に
伴いまして、公的部門で取り扱うデータの質的、量的な増大が不可避であることに対応

するため、我が国の個人情報保護制度の体系的な大幅な構造転換が行われました。

そのコンセプトは2点で、1つ目は、独立行政委員会である委員会が民間部門に加え、公的部門における個人情報の取扱いも一元的に監視監督する体制を確立。2つ目として、活発化する官民や地域の枠を超えたデータ利活用に対応するため、別個の法令による規律により生じていた旧法制度の不均衡、不整合を是正するものとなっております。

具体的には、改正された個人情報保護法は、個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等保護法の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律について全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化するもので、この改正を受けて当町個人情報保護法を廃止して、新たに施行条例として制定しようとするものでございます。

それでは、前置きが長くなりましたが、条例の中身について順次説明してまいります。

第1条では、本条例の趣旨を掲げております。

第2条では定義として、第1項では用語の定義、第2項では実施機関の定義を設けております。ここで注意すべきは議会が入っていないことでございます。これは国会や裁判所と同様に、議会においては自律的な対応の下、個人情報の適切な取扱いが図られることから、法が定める規律の適用対象とされていないという見解を受けて、入っておりません。したがって、議会における個人情報の保護に関する条例については、別途ということになっております。

第3条では、実施機関の事務の登録及び閲覧について掲げております。第1項では、個人情報取扱事務台帳を作成し、その目録を一般の閲覧に供しなければならないと規定しておりますが、これは個人情報の保護に関する法律第75条第5項の規定により、現在運用しております個人情報取扱登録簿を引き続いて運用するための規定であります。また、第2項では、その台帳への登録事項を規定しておりますが、これは個人情報保護に関する法律第74条第1項各項の規定に沿ったものとなっております。

次に、第3項では、適用の除外項目について規定しておりますが、これも法律第74条第2項第3号の規定を受けております。

続いて、第4項では、第2項の事務を廃止したときは、遅滞なく登録を抹消することを規定しております。

次に、第4条では、手数料について規定しております。第1項では、開示請求に係る手数料は無料とする規定としております。法第89条第2項では、手数料の額を定めるに当たっては、できる限り利用しやすい額とするよう配慮しなければならないとの規定を受けて、無料としております。また、第2項では、開示請求者に対して行政文書の写しによる開示を受ける場合には、写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない旨規定しております。

次に、第5条では、審査会への諮問を設けております。審査会については、この後出

てまいります。同じく条例にて設置を予定しております。審査会への具体的諮問内容は、各法に定めてあるとおりですが、第2号の法律第66条第1項というのは、安全管理措置を講ずることを規定しております。

次に、第6条では、規則への委任を定めております。

次に、附則でございますが、第1条の執行機関については、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律附則第1条第7号に規定する施行の日からとありますが、具体的には令和5年4月1日のことを指します。

第2条では、本施行条例を制定することに伴いまして、現行の輪之内町個人情報保護条例は廃止といたします。

第3条では、経過措置を掲げております。第1項では、当たり前のことですが、旧条例運用時に知り得た個人情報の守秘義務は、従前の例により漏らしてはならないことが掲げており、その下の第1号、第2号については、守秘義務が課せられる対象者が掲げてございます。

第2項では、令和5年4月1日の前日までになされた登録及び閲覧等は、この規定によりなされたものとみなすという、いわゆるみなし規定を設けております。

第3項では、施行期日前までに開示請求や申出があった場合については、個人情報の開示、訂正等については、従前の例によって処理する旨規定しております。

第4項では、施行期日前までに旧条例に定める審査会にされた諮問については、従前の例によって処理する旨を規定しております。

第5項では、旧審査会の委員であった者に係る守秘義務は、本条例の施行後も課せられることを規定しております。

第6項では、守秘義務に違反した場合、3万円以下の罰金に処する旨を規定しております。なお、この罰金については、岐阜地方検察庁と協議済みでございます。

第7項では、町が業務を委任した場合のその委任先の法人等に関わる守秘義務の違反についても罰金刑を科することを規定しております。

第4条では、旧条例が廃止される3月31日前にした違反行為の処罰についても、従前の例により処罰の対象とすることを規定しております。

以上で説明を終わります。

続いて、審査会条例でございます。

それでは、議第14号について説明いたします。

議案書29ページをお願いいたします。

議第14号 輪之内町個人情報保護審査会条例の制定について。輪之内町個人情報保護審査会条例を次のように定めるものとする。令和5年3月6日提出、輪之内町長でございます。

まず、この条例の背景について説明いたします。

この条例制定についても、個人情報保護法の改正に伴い条例を整備するものでございます。

現在においても、当町は個人情報保護審査会は存在し、5名の方が就任いただいております。議第13号でも説明いたしましたが、法律が国で一元化されたことに伴い、当町の個人情報保護条例は廃止となります。現行の審査会は、旧個人情報保護条例内に規定されておりますが、これを廃止するため新たに衣替えして外出し、別出しにしようとするものでございます。

個人情報保護法では、第166条による国——内閣府でございしますが——の個人情報保護委員会に技術的助言を求めることができますが、この技術的助言は、恐らく地域の特性を考慮しない全国統一的なものしか期待できない可能性があります。これに対して、当町の審査会における答申は、地域の特性や各自治体固有の特徴を考慮したものとなることが期待できることから、引き続き設置しようとするものでございます。

それでは、順次条項の説明をいたします。

第1条では、審査会の設置根拠を上げております。

第2条では、実施機関として、先ほどの施行条例と同様の実施機関と議会を実施機関としております。

第3条では、審査会を所掌する事務について規定をしております。

第1項第1号では、法律第105条第3項の規定により、読み替えて準用する同条第1項の規定とありますが、これは開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等または開示請求、訂正請求もしくは利用停止請求に関わる不作為について審査請求があったときは、情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならないとの規定がありますので、この規定を受けたものでございます。

第2号では、施行条例第5条の規定により諮問に応じとありますが、これは施行条例で審査会への諮問を設けておりますので、その規定を受けたものでございます。

第3号、第4号では、議会からの諮問を受ける規定を設けております。

第4条では、審査会の組織について、委員5人以内で組織することとしております。冒頭で述べたとおり、実質審査会委員は存在しておりますので、継続して承認いただく予定でございます。

第5条では、委員についての規定を設けております。これについては、旧個人情報保護条例における審査会委員の内容を踏襲しております。

第6条では、調査審議に関わる手続における調査権限について規定してありまして、情報公開条例第23条から29条の規定、つまり審査の手順、審査開始から答申までの一連の流れが規定されておりますが、この規定を準用して行う旨規定してあります。

第7条では、委任として規則への委任を設けております。

次に、附則でございしますが、施行期日については、先ほどの施行条例の附則と同様に、

令和5年4月1日施行としております。

経過措置についてですが、旧個人情報保護条例に定める審査会の委員は、引き続き委嘱を受けたものというみなし規定により、継続してその任務に就いていただきます。また、3では、4月1日前においても委員の委嘱ができると規定しており、その委嘱については4月1日に委嘱を受けたものとみなすという、みなし規定を設けております。

以上で説明を終わります。御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（田中政治君）

これから一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（田中政治君）

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議第13号及び議第14号は、お手元に配りました議案審査付託表のとおり、総務産業建設常任委員会に付託することにしたいと思っております。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議第13号 輪之内町個人情報保護法施行条例の制定について及び議第14号 輪之内町個人情報保護審査会条例の制定については、総務産業建設常任委員会に付託することに決定をいたしました。

○議長（田中政治君）

日程第20、議第15号 輪之内町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定についてを議題といたします。

総務課長から議案説明を求めます。

荒川浩君。

○参事兼総務課長兼危機管理課長（荒川 浩君）

それでは、議第15号について御説明を申し上げます。

議案書32ページをお願いいたします。

議第15号 輪之内町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について。輪之内町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例を次のように定めるものとする。令和5年3月6日提出、輪之内町長でございます。

本条例の制定についての背景として、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律、これはデジタル手続法とありますが、その改正に伴いまして、行政手続のオンラ

イン化実施に必要な事項を定めるものでございます。

具体的には、改正目的としては、手続等に関わる関係者の利便性の向上、行政運営の簡素化及び効率化、社会経済活動のさらなる円滑化を図ることを目的としております。要は、行政手続のオンライン化実施に必要な事項を定めるもので、究極的には役所に向かなくても各種申請行為等ができるようにするため、オンライン化に向けたルールを定めた条例を制定しようとするものでございます。

それでは、条例の中身について順次説明してまいります。

第1条では、本条例の目的を掲げております。先ほども申し上げましたが、デジタル手続法に掲げる手順等に関わる関係者の利便性の向上、行政運営の簡素化及び効率化、社会経済活動のさらなる円滑化を図ることを目的としております。

第2条としては、定義として用語の意義を各項でそれぞれ定めております。

第3条では、電子情報処理組織による申請等を定めております。第1項では、オンライン化規定でございます。オンライン化規定は、個別法令の規定に基づき、行政機関等に対して行われる通知である申請書のうち書面により行うこと、その他方法が規定されているものについてオンラインによることを可能とするための、いわゆる特例規定と位置づけております。つまり、この規定が適用されることによって、個別法令の規定を改正せずに、当該申請をオンラインによることが可能となる規定でございます。

次に、第2項では、オンライン化により行われた申請等を個別法令に規定する方法により行われた申請書等と同等に扱うための書面等みなし規定を設けております。

次に、第3項では、オンラインにより行われた申請等の到達地点を明らかにするため、到達みなし規定を設けております。

次に、第4項では、申請等に際して、署名等を行うことが規定されている場合におけるオンライン申請等の当該署名等の代替規定を設けております。具体的には、個人番号カードの利用等がその代替手段となります。

次に、第5項では、手数料の納付方法が規定される場合において、オンライン手続等の当該手数料のオンライン等納付規定を設けております。

次に、第6項では、申請等の一部を非オンライン化で行わなければならない場合におけるオンライン申請等の特例規定を設けております。

続いて、第4条では、電子情報処理組織による処分通知等を定めております。先ほど第3条では、住民さん等の申請行為についての規定でしたが、第4条では、役場等が出すその処分通知に関わるオンライン化について定めております。

第1項では、オンライン化規定は、個別法令に基づき、行政機関等に行われる通知である処分通知等のうち書面により行うこと、その他方法は、規定されているものについてオンラインにより行うことを可能とするため、いわゆる特例規定と位置づけております。つまり、この規定が適用されることにより、個別法令の規定を改正せずに当該処分

通知をオンラインにより行うことが可能となる規定でございます。しかしながら、第1項の後半部分のただし書において、処分通知等をオンラインで行う際の当該処分通知等の相手方の同意要件を求めております。これは、処分通知等を受ける側がオンラインを希望しない場合や、そもそも電子機器を有しておらずオンラインで受けることができない場合には、オンラインで行うことは適当ではないことから、処分通知等をオンラインでできるのは当該処分通知書等を受ける者がオンラインで受ける旨の表示をする場合に限定するものでございます。

次に、第2項では、オンライン化により行われた処分通知等を個別法令に規定する方法により行われた申請書と同等に扱うための書面等みなし規定を設けております。

次に、第3項では、オンラインにより行われた処分通知等の到達地点を明らかにするために、到達みなし規定を設けております。

次に、第4項では、署名代替規定について定めております。処分通知等の中には、個別法令により行政機関が当該処分通知等に関わる書面等に署名押印をすることが規定されているものがあることから、このような処分通知等がオンラインで行われる場合について、当該行政機関等の署名等に関わる氏名または名称を明らかにする別途の措置によることを法的に可能とする規定を設けております。

次に、第5項では、処分通知等に対して、署名等を行うことが規定される場合において、オンライン処分通知等の当該署名等の代替規定を設けております。

続いて、第5条では、電磁的記録による縦覧等について定めております。法令上、行政機関が民間事業者等から提出された申請書類や行政機関等が作成した登録簿、財務諸表等の書面等を一般等の縦覧や、また閲覧に供する旨を定めているものが多くあります。デジタル技術を活用した行政を推進する観点から、第3条の申請等や第4条の処分通知のオンライン化と同様に、これらの書面による縦覧や閲覧についてもデジタル化を推進することが必要なことから、本条でコンピューター等を利用して作成した電磁的記録により行うことができる旨を定めたものでございます。

続いて、第6条では、電磁的記録による作成等について定めております。法令上、行政機関が登録簿、台帳、調書、帳簿、財務書類等の書面を作成し、あるいはこれらを保存している旨を定めているものは多くあります。第5条と同様に、デジタル技術を活用した行政を推進する観点からは、申請書等や処分通知等のオンライン化と同様に、これらの行政機関による書面等による作成、保存することが規定されている作成等について、本条でコンピューター等を利用して作成した電磁的記録により行うことができる旨を定めたものでございます。

続いて、第7条では、適用除外を定めております。

続いて、第8条では、添付書面の省略について定めております。添付書面については、申請書等から提出された情報が正しいかどうかを確認するために添付書面の提出を求め

ることがありますが、添付書面の中には行政機関が発行する住民票の写しなど、行政機関が既に保有している情報に係るものが多く存在しております。しかしながら、近年のデジタル技術の進展によって、行政機関が他の行政機関の保有する情報を入手することが技術的に可能となっていることに鑑みると、添付書面の入手及び提出に係る負担を申請者等に負わせるのではなく、行政機関のデジタル技術を活用した情報連携によって必要な情報を入手することが適当であるということから、本条において添付書面等の書面等の省略について定めております。

続いて、第9条では、情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表について定めております。これについては、デジタル手続法第17条の規定によりまして、デジタル技術を活用した行政の推進状況において、国の行政機関に対して随時公表する義務を課すとともに、地方公共団体に対しても公表義務を課していることを受け規定したものでございます。

続いて、第10条は、委任として規則に委任することを規定しております。

最後に附則として、本条例は公布の日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（田中政治君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（田中政治君）

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第15号は、お手元に配りました議案審査付託表のとおり、総務産業建設常任委員会に付託することにしたいと思っております。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議第15号 輪之内町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定については、総務産業建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（田中政治君）

日程第21、議第16号 輪之内町行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例等の一部を改正する条例についてを一括議題といたします。

総務課長から議案説明を求めます。

荒川浩君。

○参事兼総務課長兼危機管理課長（荒川 浩君）

それでは、議第16号について御説明申し上げます。

議案書38ページをお願いいたします。

議第16号 輪之内町行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例等の一部を改正する条例について。輪之内町行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。令和5年3月6日提出、輪之内町長でございます。

本条例についても、個人情報保護法の改正に伴いまして関係条例を整備するもので、具体的に本改正は2本立てとしております。

1本目は、輪之内町行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例、2本目は、輪之内町防犯カメラの設置及び運用に関する条例の2本について、今回の個人情報保護法改正に伴い整備するものでございます。

それでは、新旧対照表で説明いたします。

新旧対照表1ページをお願いいたします。

輪之内町行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例では、第4条第5項において、輪之内町個人情報保護審査会の文言を追加するものでございます。

次に、2ページをお願いいたします。

輪之内町防犯カメラの設置及び運用に関する条例第13条において、先ほど説明いたしました、個人情報保護条例の廃止に伴いまして、個人情報の保護に関する法律及び輪之内町個人情報保護法施行条例の文言を追加するものでございます。

議案書39ページに戻ってください。

これが改め文でございます。

最後に附則として、この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律附則第1条第7号に規定する日というふうになっておりますが、具体的には令和5年4月1日を指します。

以上で説明を終わります。御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（田中政治君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（田中政治君）

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから議第16号についての討論を行います。

討論はありませんか。

(挙手する者なし)

○議長（田中政治君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議第16号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議第16号 輪之内町行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例等の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

(午前11時56分 休憩)

(午後0時59分 再開)

○議長（田中政治君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（田中政治君）

日程第22、議第17号 輪之内町議会議員及び輪之内町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

総務課長から議案説明を求めます。

荒川浩君。

○参事兼総務課長兼危機管理課長（荒川 浩君）

それでは、議第17号について御説明申し上げます。

議案書40ページをお願いいたします。

議第17号 輪之内町議会議員及び輪之内町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について。輪之内町議会議員及び輪之内町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。令和5年3月6日提出、輪之内町長でございます。

本条例改正の中身は、公職選挙法の改正に伴う関係条例の改正で、具体的にはポスター作成費単価の改正1点でございます。

それでは、新旧対照表をお願いいたします。

新旧対照表3ページをお願いいたします。

11条中、当該作成単価「541円6銭」を「541円31銭」に改めるものでございます。

議案書41ページにお戻りください。

本改正の改め文でございます。

最後に附則ですが、施行期日は公布の日からとし、適用区分としては、この条例施行の日以後、その期日を告示される選挙について適用することとしております。

以上で説明を終わります。御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（田中政治君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「議長」の声あり）

○議長（田中政治君）

浅野さん。

○5番（浅野 進君）

まずポスターなんですけれども、これは町の公営掲示板の枚数だけのことに該当するんでしょうか。それからもう一点、中身については何でもいいんでしょうか、作る場合に。それとも、あとは各自個人で作った場合はどんなふうになるんでしょうか。これは行政に頼まんと適用されないんですか。自分でパソコンで今幾らでも作ることができるもんで、それはどういうふうになっていくんでしょうか、以上です。

○議長（田中政治君）

荒川浩君。

○参事兼総務課長兼危機管理課長（荒川 浩君）

まずどの部分というか、何枚ということですが、輪之内町は御存じのように公設のポスター掲示場というのを造ります。そこに掲示できる25枚分でございます。確かにその分で、中には運動期間中に棄損とか破損とかする場合がありますので、予備を作られると思いますが、一応貼れるのは25枚ということでございます。

それと、ポスターの中身についてはどうかというお話でございますが、手元にちょっと公職選挙法の法令文がないので明確な回答になるかどうか分かりませんが、記載内容については自分の主義主張というか、そういうのが主でございます。ただ、一番いかんというのは、法に触れるのは詐称、うそですね。そういった事実と異なることを書くことが駄目というふうになっておることと思います。

それと、あと1点、自前でプリンターでポスター、それもできます。出してもらえれば結構でございますので、ただ、ポスター掲示の公費負担ということでございますので、普通は業者の方からそういった請求が来ますけど、そこら辺がクリアになれば公費負担で出すのもあれですが、通常はなかなか考えにくいかなというふうに思っております。以上です。

（「議長」の声あり）

○議長（田中政治君）

5番 浅野さん。

○5番（浅野 進君）

業者に頼んだ場合ですと、業者は単価はもう知っているんやね。あなたたちは選挙に出る場合は、1枚当たり幾らの単価ということが決まっているんでしょから何も値切られる必要はないんやよと、税金から負担してもらえ。ところが、自分で作る場合だと、540円かかることはないんやね。20円か50円ぐらいからで印刷できるんやね、そういうのは駄目なんですか。

○議長（田中政治君）

荒川浩君。

○参事兼総務課長兼危機管理課長（荒川 浩君）

ポスター掲示場は業者に頼むという例が通常でございますが、先ほど浅野さんがおっしゃった例もあるかと思えます。枚数は少ないですからできないこともない。それについては、やっぱり公費で負担するということでございますので、ちょっとこの場で断定的というか、お答えできないですが、多分いわゆる材料費とか、その辺の実費はいいんじゃないかなあというふうには考えます。また、調査させてください。

後日あります立候補説明会とか、そういった席上、そういったことを明らかにしていきたいというふうに考えております。以上です。

（「議長、もう一点だけ」の声あり）

○議長（田中政治君）

5番 浅野進君。

○5番（浅野 進君）

ポスター以外に個人ビラを作ることができるというふうに聞いておるんです、ビラ。それについては、その公示日から投票日までのことなんでしょうか、作る場合には。それとも事前に作っているんな方に配るということはどうなんでしょうか、それは。

○議長（田中政治君）

荒川浩君。

○参事兼総務課長兼危機管理課長（荒川 浩君）

選挙用ビラのことをおっしゃってみえると思えますけれども、これはあくまでも選挙運動期間の一環でございますので、今回の場合ですと5月9日告示、14日投開票日でございますので、9日から13日の間に配布できる文書でございます。事前に配布するということは法に抵触するという判断をしております。以上です。

○議長（田中政治君）

ほかに質疑はございませんか。

（挙手する者なし）

○議長（田中政治君）

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。
これから議第17号についての討論を行います。
討論はありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（田中政治君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議第17号を採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。
したがって、議第17号 輪之内町議会議員及び輪之内町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決がされました。

○議長（田中政治君）

日程第23、議第18号 輪之内町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを一括議題といたします。

総務課長から議案説明を求めます。

荒川浩君。

○参事兼総務課長兼危機管理課長（荒川 浩君）

それでは、議第18号について御説明申し上げます。

議案書42ページをお願いいたします。

議第18号 輪之内町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。輪之内町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。令和5年3月6日提出、輪之内町長でございます。

本条例の改正内容の中身は、令和4年の人事院勧告に伴う職員の給与改正に伴い関係条例を整備するもので、具体的には当町の会計年度任用職員 ―― うちの会計年度任用職員はパート職員でございますが ―― の給料は行政1表を適用しております。先般の12月議会において、正職員の給料表の改定に伴い議決をいただいたところでございますが、その際は人事院勧告にもたれ、遡及して適用するため、12月の勤勉手当支給に合わせるために12月議会で上程させていただきましたが、会計年度任用職員への適用は令和

5年4月1日施行であることから、今回の上程とさせていただいたものでございます。また、会計年度任用職員の期末手当については、現行の1.45月 ―― 年間ですね ―― を1.8月に改めるものでございます。

会計年度任用職員制度は令和2年度から導入され、そのときから期末手当についても措置されておりますが、総務省から正職員との均衡を図る観点から、正職員と同様に令和7年までに2.4月支給するという要請によるもので、段階的に引上げを行おうとするものでございます。

それでは、新旧対照表の4ページをお願いいたします。

行政1表の改正内容、月額の内容の改正内容でございます。なお、当町の会計年度任用職員の給与は行政1表の1級、2級を適用しております。

議案集43ページにお戻りください。

43ページから48ページが改め文でございますが、その中の48ページの附則の改正でございますが、冒頭で申し上げました期末手当の改正については、条例本文の改正はなく、期末手当支給月数の段階的な引上げを履歴として残しておこうとするもので、令和5年度における期末手当は1.8月としようとするものでございます。

以上で説明を終わります。御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（田中政治君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「議長」の声あり）

○議長（田中政治君）

5番 浅野君。

○5番（浅野 進君）

退職されたときに課長職で、そのときは例えばですよ、1級職の120号の方だとしますと、これはどんなふうになるのでしょうか。再任用されたら給料表からすれば、それは誰が決めるんですか。この人はここに適用するとかというのは誰が決めるようになるんですか。

○議長（田中政治君）

浅野議員、これは再任用じゃないので、任用職員の案件なので、退職とかそういうことではちょっと……。

○5番（浅野 進君）

じゃあ荒川さん、すみません。任用された人は、ここの何級の何号職に当てはめるのかというのは誰が決めるんですか、それは。辞めたときの時点で決めるんですか、その職員がどこだったのかというのは。

○議長（田中政治君）

荒川浩君。

○参事兼総務課長兼危機管理課長（荒川 浩君）

会計年度任用職員は、ここに掲げてあるとおり1級、2級を適用させていただいておりますが、その号数を決めるのは、もう私ども総務課のほうで、人事のほうで決めさせていただきます。それについては、やはり一番、もちろん最低賃金を下回るわけにはいきませんから、やっぱり徐々に年数を重ねるごとに上げていくと、職員と一緒に4号俸ずつ上げていこうかというような規定で運用をしておるところでございます。

辞める辞めないは、会計年度任用職員はもうもちろん応募して面接をやって、そして採用というふうに決めますので、辞めてから、先ほどちらっとおっしゃいました再任用の職員がどの給料に行くかというのは、また別途ルールがありますので、そういうふうに運用しております。ですから言ってみれば、規則等で運用しておることでございます。以上です。

○議長（田中政治君）

ほかに質疑はございませんか。

（挙手する者なし）

○議長（田中政治君）

これで質疑を終わります。

これから議第18号についての討論を行います。

討論はありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（田中政治君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議第18号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議第18号 輪之内町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決をされました。

○議長（田中政治君）

日程第24、議第19号 輪之内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

税務課長から議案説明を求めます。

田内満昭君。

○会計管理者兼税務課長兼会計室長（田内満昭君）

それでは、説明させていただきます。

議案集の49ページをお開きください。

議第19号 輪之内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。輪之内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。令和5年3月6日提出、輪之内町長でございます。

次のページが一部を改正する条例です。

今回の条例改正は、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令及び健康保険法施行令等の一部を改正する政令が令和5年2月1日に公布されたことに伴い、国民健康保険税について課税限度額を引き上げるほか、減額の対象となる所得基準を改正するものです。

改正部分は、新旧対照表にて説明させていただきます。

新旧対照表11ページをお開きください。

初めに、第2条、課税額について、国民健康保険税は国保加入者の医療費等に充てる医療保険分と後期高齢者の医療費を支援する後期高齢者支援金分、そして40歳以上65歳未満の方が負担する介護保険分の3つを年齢によって世帯ごとに合算するものですが、この3つのうち、第3項の後期高齢者支援金分に係る課税限度額を現行の「20万円」から「22万円」に引き上げるものです。医療保険分の65万円と介護保険分の17万円は据置きとなりますので、3つを合わせた課税限度額は現行の102万円から104万円となります。

次の第23条、国民健康保険税の減額につきましても、第2条と同様に後期高齢者支援金分から減額する限度額を現行の「20万円」から「22万円」に引き上げるものです。

続いて、12ページをお開きください。

国民健康保険税の減額の対象となる軽減判定所得の算定において、被保険者の数に応じて乗すべき金額について、同条第2号の5割軽減の対象となる金額を現行の「28万5,000円」から「29万円」に、また同条第3号の2割軽減の対象となる金額を現行の「52万円」から「53万5,000円」にそれぞれ引き上げるものです。

議案書50ページにお戻りください。

附則第1項では、この改正条例は令和5年4月1日から施行するものとし、附則第2項は適用区分を定めたものでございます。

以上で議第19号の説明を終わらせていただきます。御審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（田中政治君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(挙手する者なし)

○議長（田中政治君）

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。
これから議第19号についての討論を行います。
討論はありませんか。

(挙手する者なし)

○議長（田中政治君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。
これから議第19号を採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。
したがって、議第19号 輪之内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決をされました。

○議長（田中政治君）

日程第25、議第20号 輪之内町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

福祉課長から議案説明を求めます。

伊藤早苗君。

○福祉課長（伊藤早苗君）

それでは、議第20号について説明させていただきます。

議案書の51ページをお願いいたします。

議第20号 輪之内町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。輪之内町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。令和5年3月6日提出、輪之内町長でございます。

次の52ページ、53ページは改め文でございます。

今回の改正につきましては、学校、児童福祉施設等におけるバス送迎の安全管理の徹底に係る関係府省令等の一部改正、それから児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部が改正され、それぞれ関係する国の基準が見直されたことにより同様の改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表で御説明させていただきますので、新旧対照表の13ページをお

願いたします。

第7条の2、安全計画の策定等、第1項から第4項とその下の第7条の3、自動車を運行する場合の所在の確認、こちらを新設するものでございます。こちらは昨年9月に発生した認定こども園の送迎バスに園児が置き去りとなり死亡した事案を受け、関係府省においてこどものバス送迎・安全徹底プランが策定され、府省令等の改正により幼児等の所在確認と安全装置の装備を義務づけるとされたことを踏まえ、児童等の通園通学等、バス送迎を目的とした自動車を運行するに当たり、規定の整備を行うものでございます。

第7条の2では、第1項で、利用者の安全管理の徹底に係る安全計画の策定を定め、第2項で職員への研修、訓練等の実施を義務づけ、第3項で、利用者の安全確保について連携を図れるよう保護者に周知すること、また第4項では、定期的な計画の見直しを行うという旨を規定するものでございます。

そして、第7条の3では、次のページにまたがりませんが、事業所外での活動等のため自動車の運行をする場合には、利用者の乗車や降車の際に点呼を行い、所在を確実に把握するよう規定をしております。

次の第13条の2、業務継続計画の策定等については、放課後児童健全育成事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者の支援の提供を継続的に行うことや早期の業務再開を図ることに係る業務継続計画を定め、職員への研修、訓練等の定期的な実施に努めること、また計画を見直し、必要があれば変更を行うよう努める旨を第1項から第3項にて規定をするものです。

続いて、第14条、衛生管理等の第2項は、事業所で努めることとされている感染症及び食中毒の予防及び蔓延防止に必要な措置を明確化し、職員に対して研修、訓練等を実施するよう努めなければならない旨を規定するものでございます。

続いて、議案書の53ページにお戻りください。

附則でございます。この条例は令和5年4月1日から施行するものとして、経過措置といたしまして、この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の輪之内町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第7条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とするとしております。

以上で議第20号の御説明を終わらせていただきます。御審議賜りますようよろしくお願いたします。

○議長（田中政治君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(挙手する者なし)

○議長（田中政治君）

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから議第20号についての討論を行います。

討論はありませんか。

(挙手する者なし)

○議長（田中政治君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議第20号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議第20号 輪之内町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○議長（田中政治君）

日程第26、議第21号 輪之内町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

福祉課長から議案説明を求めます。

伊藤早苗君。

○福祉課長（伊藤早苗君）

議第21号について御説明させていただきます。

議案書の54ページをお願いいたします。

議第21号 輪之内町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。輪之内町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。令和5年3月6日提出、輪之内町長でございます。

次の55ページ、56ページは改め文でございます。

この条例の改正につきましては、先ほどの放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正と同じく、学校児童福祉施設等におけるバス送迎の安全管理の徹底に係る関係省令等の一部改正と児童福祉施設の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴う改正、そしてそのほか懲戒権に関する規定の削除に伴う児童

福祉関係省令の一部改正がされましたので、それぞれ関係する国の基準の改正に基づき同様の改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表で御説明させていただきますので、新旧対照表の16ページを御覧ください。

第8条の2、安全計画の策定等、第1項から第4項とその次の第8条の3、自動車を運行する場合の所在の確認、第1項、第2項を新設するものでございます。

こちら先ほどと同じように、昨年9月にこども園のバス送迎に園児が置き去りになり死亡した事案を受けて改正されたもので、幼児等の所在の確認と安全装備を義務づけるとされたことを踏まえ、児童等の通学、通園等バス送迎を目的とした自動車を運行するに当たり、規定の整備を行うものでございます。

先ほどの放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正と同じく、第8条の2では安全計画の策定等ということで、安全管理の徹底に係る安全計画の策定規定を定め、職員への周知、研修、訓練等の実施を義務づけ、保護者との連携を図り、定期的な計画の見直しを行うことの規定を第1項から第4項まで新設しております。

また、下の第8条の3、自動車を運行する場合の所在の確認では、自動車の運行する場合の利用の際の乳幼児の所在を確実に把握し、送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合には、車内の乳幼児の見落とし防止をするブザーその他の措置を備え、所在の確認を行う規定の第1項、第2項を新設しております。

次の第11条、他の社会福祉施設を併せて設置する場合の設備及び職員の基準については、保育所における保育と児童発達支援における支援を一体的に実施する、いわゆるインクルーシブ保育をする場合の設備や職員を兼ねることができる旨の規定を整備するものです。

次に、18ページをお願いいたします。

第14条、懲戒に係る権限の濫用の禁止については、民法等改正法の一部の規定が施行され、関連する児童福祉法第47条第3項の改正を受け、児童福祉施設の長等の懲戒権限の濫用禁止に関する規定を削除する改正が行われますので、その基準の改正に基づき削除を行うものでございます。

続いて、第15条、衛生管理等の第2項は、事業所で努めることとされている感染症及び食中毒の予防及び蔓延防止に必要な措置を明確化し、職員に対して研修、訓練を実施するよう努めなければならない規定を整備するものでございます。

戻っていただいて、議案書の56ページをお願いいたします。

附則でございます。施行期日は令和5年4月1日から施行する。ただし、第14条の改正規定は、公布の日から施行する。

経過措置といたしまして、第1条の規定による改正後の輪之内町家庭的保育事業等の

設備及び運営に関する基準を定める条例第8条の3第2項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という）を備えることと及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならないというふうに規定しております。

以上で議第21号の説明を終わらせていただきます。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（田中政治君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「議長」の声あり）

○議長（田中政治君）

5番 浅野進君。

○5番（浅野 進君）

輪之内町の場合ですと、バスで送迎するというような手段は取っておられないと思います。今までその事故が起きているのは、公共自治体がバスを導入して、そしてそれを運転手を雇って送り迎えし、最後は確認しないで1人、2人と残して亡くなっていったというのがあったようです。この条例ですと、これは各自乗用車を運転して保育園まで送り迎えする、そしてそういう場合は後部座席にブザーをつけるということになるんですか。その費用というのは行政が出していただけるようになるんでしょうか。

○議長（田中政治君）

伊藤早苗君。

○福祉課長（伊藤早苗君）

今浅野議員がおっしゃられたのは、各自で家庭の車でお送りする場合のことをおっしゃっていらっしゃるのでしょうか。

この規定は、児童等の通園、通学等、そのバス送迎、要は園のバスとか、そういうものでの規定になりますので、自家用のものというか、家庭のものとは違うということになります。

（「議長」の声あり）

○議長（田中政治君）

5番。

○5番（浅野 進君）

行政では送り迎えはされるんですか、しておるんですか、今現在は。

○議長（田中政治君）

伊藤早苗君。

○福祉課長（伊藤早苗君）

現在、その目的とした利用バスはございませんが、一応規定はしておかないといけませんので、このように整備をするものでございます。

○議長（田中政治君）

ほかに質疑はございませんか。

（挙手する者なし）

○議長（田中政治君）

これで質疑を終わります。

これから議第21号についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（田中政治君）

これで討論を終わります。

これから議第21号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議第21号 輪之内町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○議長（田中政治君）

日程第27、議第22号 輪之内町特定教育・保育施設等の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

福祉課長から議案説明を求めます。

伊藤早苗君。

○福祉課長（伊藤早苗君）

それでは、議第22号について御説明させていただきます。

議案書の57ページをお願いいたします。

議第22号 輪之内町特定教育・保育施設等の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例について。輪之内町特定教育・保育施設等の利用者負担に関する条例の一部を改

正する条例を次のように定めるものとする。令和5年3月6日提出、輪之内町長でございます。

次の58ページは改め文でございます。

この条例は、特定教育・保育施設等の利用者負担に関する基準を定めたもので、子ども家庭庁設置法施行に伴い子ども・子育て支援法が改正され、改正条項のずれが生じたので、国の基準の改正に基づき同様の改正をするものでございます。

それでは、新旧対照表で御説明させていただきますので、新旧対照表の19ページをお願いいたします。

第3条、利用者負担額の第1項第1号中法「第19条第1項第1号」を法「第19条第1号」に、同じく第2号中法「第19条第1項第2号」を法「第19条第2号」に、第2号中法「第19条第1項第3号」を法「第19条第3号」に改めるものです。こちらは、法第19条の子育て支援法第19条、こちらは教育・保育給付認定子どもの支給要件の区分に関する規定で、第2項がただ単に削除されたことにより改正条例のずれが生じたので、国の基準に基づき改正をするものでございます。

58ページに戻っていただきまして、附則、施行期日は令和5年4月1日からになります。

以上で議第22号の御説明を終わらせていただきます。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（田中政治君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（田中政治君）

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから議第22号についての討論を行います。

討論はありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（田中政治君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これから議第22号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議第22号 輪之内町特定教育・保育施設等の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決をされました。

○議長（田中政治君）

日程第28、議第23号 輪之内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

福祉課長から議案説明を求めます。

伊藤早苗君。

○福祉課長（伊藤早苗君）

議第23号について御説明させていただきます。

議案書の59ページをお願いいたします。

議第23号 輪之内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。輪之内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。令和5年3月6日提出、輪之内町長でございます。

60ページ、61ページは改め文でございます。

今回の改正も、先ほどと同じく子ども家庭庁設置法の施行に伴い、子ども・子育て支援法が改正されたことにより改正条項のずれが生じたものと、同じく子ども・子育て支援法が改正されたことに伴い学校教育法の改正によるもの、そして民法等改正法の一部の規定が改正されましたので、国の基準に基づき同様の改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表で御説明させていただきますので、新旧対照表の20ページをお願いいたします。

第4条、利用定員の第2項中法「第19条第1項第3号」を法「第19条第3号」に改めるものです。子育て支援法第19条は、教育・保育給付認定子どもの支給要件の区分等に関する規定で、第2項が削除されたことにより条項のずれを整備するものです。また、これ以降33ページの52条第3項まで、同じような法第19条第1項関係につきましても同様の改正でございます。

次に、24ページをお願いいたします。

下のほうになりますが、第15条、特定教育・保育の取扱方針の第1項第3号のうち、「第25条」の規定を「第25条第1項」に改めるものです。こちらは学校教育法について、幼稚園教育要領の制定根拠である第25条に第2項及び第3項が新設されたことにより、第1項を加える改正を行うものです。

次に、25ページをお願いいたします。

下のほうですが、第26条、懲戒に係る権限の濫用禁止、この第26条を削除するものです。先ほどの輪之内町家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部

改正と同じく、民法等改正法の一部の規定が施行され、関連する児童福祉法第47条第3項の改正を受け、児童福祉施設の長の懲戒権限の濫用禁止に関する規定を削除する改正が行われましたので、その基準に基づき削除を行うものでございます。

議案書61ページのほうに戻っていただきまして、附則でございます。

この条例は令和5年4月1日から施行する。ただし、第26条の改正規定は公布の日から施行するとしております。

以上で議第23号の説明を終わらせていただきます。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（田中政治君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（田中政治君）

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから議第23号についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（田中政治君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議第23号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議第23号 輪之内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○議長（田中政治君）

日程第29、議第24号 輪之内町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

福祉課長から議案説明を求めます。

伊藤早苗君。

○福祉課長（伊藤早苗君）

議第24号について説明させていただきます。

議案書の62ページをお願いいたします。

議第24号 輪之内町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について。輪之内町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。令和5年3月6日提出、輪之内町長でございます。

次の63ページは改め文でございます。

この条例は、子ども・子育て会議について定めた条例でございます。今回こども家庭庁設置法の施行に伴い子ども・子育て支援法が改正され、改正条項のずれが生じたので、併せる形で改正するものでございます。

それでは、新旧対照表で御説明させていただきます。35ページをお願いいたします。

第1条、設置及び第2条については、第1条と第2条中の「第77条第1項」をそれぞれ「第72条第1項」に改正するものでございます。国の子ども・子育て会議が廃止され、その機能はこども家庭庁のこども家庭審議会に移されるため、その関係条文が削除され5条ずつ繰り上がるため、基準に基づき同様の改正を行うものでございます。なお、子ども・子育て会議の根拠規定は、従来の内容のままとなります。

議案書63ページに戻っていただきまして、附則でございます。

この条例は令和5年4月1日から施行する。

以上で議第24号の説明を終わらせていただきます。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（田中政治君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（田中政治君）

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから議第24号についての討論を行います。

討論はありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（田中政治君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議第24号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議第24号 輪之内町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○議長（田中政治君）

日程第30、議第25号 輪之内町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

住民課長から議案説明を求めます。

中島良重君。

○調整監（住民・福祉）兼住民課長（中島良重君）

それでは、議第25号について説明させていただきます。

議案書の64ページをお願いいたします。

議第25号 輪之内町国民健康保険条例の一部を改正する条例について。輪之内町国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。令和5年3月6日提出、輪之内町長でございます。

65ページが一部を改正する条例でございます。

今回の条例の一部改正につきましては、年々増え続ける出産費用に対応するため、国民健康保険施行令の一部を改正する政令及び健康保険法施行令等の一部を改正する政令が令和5年2月1日に交付されたことに伴い、出産育児一時金の支給総額を産科医療補償制度の掛金も含めて42万円から50万円に改正するものです。

それでは、新旧対照表で御説明させていただきます。

新旧対照表の36ページを御覧ください。

第5条の2、出産育児一時金です。第5条の2第1項中「40万8,000円」を「48万8,000円」に、同項ただし書中「1万2,000円」を「3万円」に改めます。

議案書の65ページにお戻りください。

附則にて、この条例の施行は令和5年4月1日からと定めています。

以上で議第25号についての説明を終わらせていただきます。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（田中政治君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（田中政治君）

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから議第25号についての討論を行います。

討論はありませんか。

(挙手する者なし)

○議長（田中政治君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議第25号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議第25号 輪之内町国民健康保険条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決をされました。

○議長（田中政治君）

日程第31、議第26号 輪之内町環境審議会設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

住民課長から議案説明を求めます。

中島良重君。

○調整監（住民・福祉）兼住民課長（中島良重君）

それでは、議第26号について説明させていただきます。

議案書の66ページを御覧ください。

議第26号 輪之内町環境審議会設置条例の一部を改正する条例について。輪之内町環境審議会設置条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。令和5年3月6日提出、輪之内町長でございます。

67ページが一部を改正する条例でございます。

今回の条例の一部改正につきましては、審議会の所掌事務が町の総合的な環境計画の策定に関する事項について調査審議すると限定的になっているため、ゼロカーボンシティの推進を含め、町内の環境保全に関する基本的事項など、環境全般についても調査審議することができるよう改正するものです。

それでは、新旧対照表で御説明させていただきます。

新旧対照表の37ページをお願いいたします。

まず第1条、目的及び設置の「環境問題について総合的かつ計画的な対策を推進するため、」を「環境の保全に関して、基本的事項を調査審議するため、環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、」に改めます。

次に、第2条の所掌事務については、審議会は、町長の諮問に応じ、輪之内町の総合

的な環境計画の策定に関する事項について調査審議し、答申するとあるところを「審議会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする」。1号、基本計画等の策定等に関すること。2号、町長の諮問に応じ、環境の保全に関して、基本的事項を調査審議することに改め、第2項で、審議会は、前項に規定する事項に関し、町長に意見を述べることができると定めております。

また、第3条の答申の尊重では、前条第2項の答申を受けたときに改めております。議案書67ページにお戻りください。

附則にて、この条例の施行は令和5年4月1日からと定めています。

以上で議第26号についての説明を終わらせていただきます。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（田中政治君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（田中政治君）

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから議第26号についての討論を行います。

討論はありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（田中政治君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議第26号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議第26号 輪之内町環境審議会設置条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決をされました。

○議長（田中政治君）

お諮りします。

ただいま各常任委員会に付託しました議案につきまして、輪之内町議会会議規則第46条第1項の規定により3月16日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議第3号から議第15号については、3月16日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定をさせていただきました。各常任委員長は、3月17日、委員長報告をお願いします。

○議長（田中政治君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

なお、議会2日目は、3月16日午前9時までに御参集を願います。

本日は大変御苦勞さまでございました。

(午後1時54分 散会)

令和5年3月6日開会 第1回定例輪之内町議会

第2号会議録 第11日目

令和5年3月16日

○議事日程（第2号）

日程第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

日程第1の事件

○出席議員（8名）

1番	大橋慶裕	2番	林日出雄
4番	浅野重行	5番	浅野進
6番	上野賢二	7番	高橋愛子
8番	小寺強	9番	田中政治

○欠席議員（なし）

○欠員（1名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	木野隆之	教育長	長屋英人
参事兼 総務課長兼 危機管理課長	荒川浩	調整監 (住民・福祉)兼 住民課長	中島良重
会計管理者兼 税務課長兼 会計室長	田内満昭	教育課長	野村みどり
福祉課長	伊藤早苗	経営戦略課長	菱田靖雄
建設課長	大橋勝弘	土地改良課長	松岡博樹
産業課長	松井和明		

○本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	中島広美	議会事務局	西脇愛美
--------	------	-------	------

○議長（田中政治君）

ただいまの出席議員は8名です。全員出席でありますので、令和5年第1回定例輪之内町議会第2日目は成立をいたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○議長（田中政治君）

日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

輪之内町議会会議規則第55条の規定により質問は3回までといたします。

4番 浅野重行君。

○4番（浅野重行君）

皆さん、おはようございます。

議長より発言をお許しいただきましたので、事故防止及び不適切保育の対策について質問させていただきます。

全国の保育所や幼稚園、認定こども園などで令和3年度に起きた事故は2,347件あり、前年比332件増え、15年以降で最多となり、このうち子供が死亡したケースは5件で、睡眠中が1件、その他4件、年齢別で見るとゼロ歳が1件、1歳が2件、2歳が1件、5歳が1件、また死亡を除く2,342件の8割を骨折が占め、やけどが10件、意識不明が14件発生しています。

令和4年度には、静岡県牧之原市で3歳の園児が通園バスに取り残され、熱中症で死亡する事故が起きました。また、裾野市では園児の足をつかんで宙ぶりにしたり、カッターナイフで脅したり、倉庫に閉じ込めたり、沼津市では頬を引っ張って広げたり、油性ペンで顔に落書きをしたり、ハロウィンイベントでお面を怖がる児童を追い回したり、仙台市では下着姿のまま食事をさせたり、無理やりトイレに押し込んだり、園児をこづいたり、富山市では逆さづりにして体を引きずったり、椅子を引き抜き尻餅をつかせたり、園児を狭い倉庫に閉じ込めるといった不適切保育の事案が発生しています。

これらの背景には、子供への適切な関わりを理解していないといった保育士の認識や、職場体制が十分でないなど、職場の環境に問題があると考えられます。また、近年フルタイムで働く女性が増えたことなどから、長時間労働によるストレスが原因ではないかと思われま

す。輪之内町には、仁木、福東、大藪、それぞれの認定こども園がありますが、幸いこういう事案は当町においては発生していませんが、保育士の仕事は勤務時間のほとんどにおいて緊張を強いられていることから、気を抜けないのが現状であり、これは氷山

の一角にすぎないと考えられ、決して他市のこととは安易に思わず、こうした事案は起きてからでは遅いことから、保育に関わる全ての人が虐待は起こるものという認識の下に、事故、不適切保育の未然防止や発生時の対応に備えたガイドラインを作成する必要があると感じておりますが、町長の御見解をお伺いいたします。

○議長（田中政治君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

おはようございます。

それでは、浅野重行議員の御質問、事故防止及び不適切保育の対策についてお答えをいたします。

昨年9月に静岡県で発生した、認定こども園の送迎バスに園児が置き去りとなり、死亡する事故が発生したことに衝撃を受けた人は多いと思います。加えて、裾野市など複数の不適切な保育の事案が度々起きていることも、浅野議員の御質問にありましておりでございます。被害に遭った子供の将来や御家族の気持ちを考えると、大変痛ましく思います。幸いなことに、輪之内町ではこれまでのところ、こうした事案は発生しておりませんが、今回の事件を受け、これまで以上に気を引き締め、事故や不適切保育防止のための対策を講じる必要があると受け止めております。

輪之内町におけるこども園の事故防止対策については、厚生労働省が平成28年3月に公表した教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン、このガイドライン及び町内3こども園で策定しております危機管理マニュアルというのがございますが、このマニュアルに基づいて事前体制の整備、発生時の関係機関との連携等、事故の発生またはその再発を防止するための措置を講じております。

輪之内町における不適切保育の防止については、厚生労働省が令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業報告書と、こういう報告書がございますけれども、不適切な保育の未然防止及び発生時の対応についての手引を公表したことを受けて、保育教諭の配置を再度確認し、できる範囲での複数体制での保育、不祥事や事故につながらないよう毎月チェックシートでの業務の確認を実施しております。

厚生労働省から示されたこの手引きにおける市町村の整備の項目では、保育現場において日々の保育を行う中で活用できるチェックリストやガイドライン等の作成・活用が有効であると掲げられております。当町では、このチェックリストを活用し、行政担当者と保育教諭等が情報共有や対策・協議を行っております。

内容については、保育現場での園児に対する言動や態度、保育教諭としての認識や自身の生活面及びメンタルヘルスなど32項目のチェック等を行い、継続的に職場全体での意識向上に努めているところであります。

その他、定期的な各種研修会等への参加、毎月の園長会における不適切保育に対する

認識の共有、産業医によるストレスチェック等の対策を講じ、園児らが安心して過ごせる保育環境を整えております。

今後、より一層職員に対する職場環境の配慮を行い、引き続き事故・虐待防止対策を継続し、安心・安全な子育て支援を推進していく所存であります。

以上で、浅野重行議員に対する御答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

(4番議員挙手)

○議長（田中政治君）

4番 浅野重行君。

○4番（浅野重行君）

御答弁ありがとうございました。

今、お聞きしますと、危機管理マニュアル、チェックシート、行政と保育士、32項目のチェックと研修会等の参加をしてみえると思えますけれども、保育士の国の配置基準は、昭和22年に定められて今まで一度も見直されていないことから、各自治体でも保育士の配置基準を適宜見直している市がありますが、当町はどのようなお考えを持っておられるか、町長の御見解をお伺いします。

○議長（田中政治君）

木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

ありがとうございました。

先ほど浅野議員から御指摘がありましたとおり、国ではおおむねの配置基準というものを決めておりますし、一応、私どもとしては、その基準を大前提の中で適切に職員の配置をしておるつもりでございます。

ただ、御案内のとおり、保育教諭の質の確保、それから量といいますか、人数の確保というのは今大変、どこの団体でもそうなんですけど、厳しい状況であることは事実です。ですが、保育の実態に応じていろいろ保育教諭の現実の問題として、適切な保育ができるように基準をつくっていくということについて、私はその方向性において異なるものは持っておりません。

そういう意味では、より充実した保育に向けて当然保育体制の強化に努めるということについてはお約束してもいいと思えますけれども、先ほど申しましたように、なかなかこの専門職員の確保というのが難しいという状況の中で、どのようにやっていくかということが今まさに保育の体制として問われているんだらうと、そんなふうに思っております。今後とも努力をしてみたいです。よろしく申し上げます。

(4番議員挙手)

○議長（田中政治君）

4番 浅野重行君。

○4番（浅野重行君）

ありがとうございました。

やはり、保育士は大切なお子さんの命を預かっている以上、事故防止及び不適切保育の対策を講じていかないと、当町においても大きなマイナス点となることから、保育士の配置基準や待遇の改善により環境が整うのではないかと思いますのでよろしくお願ひします。以上です。

○議長（田中政治君）

5番 浅野進君。

○5番（浅野 進君）

一般質問を行います。

学校給食費の無償化を実施していただきたい、こういう趣旨で質問をいたします。

憲法26条で、義務教育はこれを無償とすると、公教育の無償性原則が掲げられています。給食費は、小学校で年間約5万円、中学校では約5万7,000円かかっています。家庭の状況に左右されることなく、全ての子供が義務教育を受けるための経済的保障が公教育の無償性原則であります。物価高騰で食事回数を減らす困窮世帯が増えており、たかが給食ではなくて命綱の給食になっているのが現実です。

全国の自治体で給食無償化が広がっています。西濃地方でも急速に広がっています。様々な工夫をされて、第3子は無料、第2子は半額などに対応されています。全国的に、一般会計の予算の1%があれば学校給食費無償化が実現できると試算されています。輪之内町での一般会計予算は約50億円であります。小学校学校給食を無償化するには、4,000万円必要です。1%の財源があれば、無償化が実施できると思います。

なぜ、給食費無償化が必要なのかと考えるには、昨今の物価高騰、格差と貧困の拡大が広がっていること、社会保障と教育の負担軽減は生活経済を立て直すためにも重要と思います。

木野町長は、次の町長選挙に立候補されると表明されておりますが、新聞報道では、子育て支援に力を入れると主張されているように、とすれば、子育ての家庭を支援するには給食費の無償化が大切と思います。子育てには金がかかるというこの現実を見ていただきたいと思います。町長の答弁を求めます。以上です。

○議長（田中政治君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

それでは、浅野進議員の御質問、学校給食費の無償化についてお答えをいたします。

まず学校給食の無償化について、令和元年第2回定例議会においても質問があり、答弁させていただいておりますので、答弁内容が一部重複するところもごさいますけれども御容赦をいただきたいと思ひます。

現在、我が国においては小・中学校において給食を提供することが法律で義務づけられており、多くの学校で児童・生徒に対して給食が提供されています。しかし、その一方で、経済的な理由により給食費が払えずに給食を受けられない子供たちも存在しています。そのような状況にある子供たちが、栄養不良や健康被害を受ける可能性があることは深刻な問題であります。

全国の学校給食無償化の状況については、直近の調査ものとして平成30年7月文部科学省発表の平成29年度学校給食費の無償化等の実施状況、そういう報告書があるわけですが、この調査結果によりますと、全国1,740自治体のうち小・中学校とも無償化を実施しているのは76自治体で全体の4.4%、何らかの形で一部無償化、一部補助を実施しているのは424自治体、全体の24.4%という状況になっております。西南濃管内においても、揖斐川町、垂井町も無償化を実施しておる状況であります。

輪之内町内の給食の状況でございますけれども、現在、町内小・中学校へ約900食の給食を提供し、昨年度の年間経費を申し上げますと、センターの運営費、人件費、調理業務の委託、施設整備の維持管理費等が約7,367万2,000円、原材料費が約4,755万4,000円となっております。

いわゆる給食費としては、そのうちの賄い材料費、いわゆる原材料費のみ保護者に御負担をいただいております。現状、その負担額は年間を11期に分けて徴収しております。小学校1期4,500円、中学校1期分5,150円であります。この負担額については、周囲の団体の負担状況でありますとか、物価上昇等を勘案しながら順次改定を重ねて現在の姿に至っております。

実は令和4年度においても、賄い材料費高騰に伴う財源不足が発生をいたしました。本来、給食単価改定で対応すべきところでありましたけれども、コロナ禍での厳しい経済状況下で保護者に新たな負担を求めるのは難しいとの判断に至り、緊急措置として公費負担で赤字補填をしたところであります。

令和5年度分の扱いについてであります。コロナ禍や不安定な社会経済状況下で、引き続きの物価高騰により学校給食の賄い材料費に予算不足が生じることも予想されます。その不足分については、令和4年度と同様に公費負担による補填を検討とすることとして、保護者の皆様方の過度の負担にならないように配慮をしてみたいと考えております。

給食費については、学校給食法というのがございますけれども、学校給食法の第11条により、給食の施設整備に要する経費並びに学校給食の運営に要する人件費等の経費は設置者の負担、それ以外の学校給食に要する原材料費、いわゆる賄い材料等でございますが、それは保護者の負担とすると明記をされております。

また、先ほど浅野議員のほうから憲法を引用してのお話ございました。義務教育は憲法第26条第2項で無償であると規定をしておりますけれども、その具体的な内容が教

育基本法第5条第4項で、国または地方公共団体の設置する学校における義務教育については授業料を徴収しない、教科書については別途教科書無償給与制度により無償配付されているように、授業料及び教科書について無償であるという意味に解されておりま
す。学用品、その他学校生活に必要な物品の費用については無償ということには実はな
っておりません。また別途、経済的に困難な世帯に対しては、従前から準要保護世帯と
して給食費を含めて就学の援助をしているという現状でもございます。

無償化を実現するためには大きな財源負担、財政負担がかかります。その財源をいか
に確保するかということを検討する必要があります。政策の優先度、財政負担能力とい
うものを相互に関連づけながら実施していくことが必要であろうと考えております。

いろいろ経過を踏まえて、現状をお話しさせていただきました。私自身の考え方の整
理をしておりますけれども、本来、学校給食の無償化を進めるに当たっては現行制度の
そもそも論にとらわれることなく、子ども・子育て施策や喫緊の課題である少子化対策
等、時代的背景というものをきちっと考慮しながら、オープンな議論の中で結論を得る
べきものだと、そんなふうに考えております。

そういう意味では、当然のことながら、何らかの無償化の検討も排除することなく、
財政面や品質管理についての十分な検討と対策を講じ、児童・生徒が健やかに成長し、
学びを進めるための支援、そういう観点からの支援が望ましいと考えております。

以上で、浅野進議員の御質問への答弁とさせていただきます。よろしく御理解をお願
いします。

○議長（田中政治君）

6番 上野賢二君。

○6番（上野賢二君）

おはようございます。

続いて一般質問を行います。

1. 育休退園制度について。

人口減少、少子高齢化に歯止めがかかりません。先日、2022年の出生数が発表され、
前年比5.1%減の79万9,728人で、1899年の統計開始以降、初めて80万人を下回ったこと
が分かり、日本在住の日本人だけに限れば77万人前後になると見られています。

新型コロナウイルス禍の影響もあり、推計より10年ほど早いペースで少子化が進んで
おります。少子化の加速は、さらなる将来の働き手減少や社会保障の担い手不足に直結
することになり、国家財政や社会保障制度の維持が厳しさを増すのは避けられません。

政府は、この4月にこども家庭庁をスタートさせますが、当初は文科省、厚生省、内
閣府にまたがる子供政策を一元的に扱うこども庁の創設を目指しておりましたが、子育
ての責任は家庭が負うべきとして、名称も「こども家庭庁」とし、幼稚園から高校まで
の教育行政は文科省に残し、トーンダウン感は否めません。

また、岸田首相は、社会機能を維持できるかどうかの瀬戸際として、異次元の少子化対策を表明し、児童手当の所得制限撤廃や対象拡大などを示しておりますが、裏づけも財源もなく、育休中女性のリスキリング、学び直しですね、支援発言に世論の猛反発を受けるなど、言葉だけが踊り、政府の危機感は何物かどうか疑念を持たれています。

出生数の減少は、経済的理由による出産意欲の低下が大きな要因と言われ、子供の手当の拡大や子供に係る教育費の負担軽減が重要であると思いますが、加えて保育サービスの充実、将来の生活不安を払拭させる働き方改革や社会保障など、社会全体で子育てをするという総合的、かつ長期的な対策が必要と考えます。

そして、リスキリングを進めるのであれば、幼児保育の体制整備を進めなければなりません。幼児保育の中で、今改めて育休退園が問題化しております。

育休退園とは、第1子が保育施設に通っており、第2子が生まれ、保護者が育児休業を取得した場合、第1子は家庭で保育ができる状況と判断され、保育施設を退所させられるというものです。

2015年に始まった国の子ども・子育て支援法では、育休中も保育園を継続利用できることが明確化されましたが、最終的な判断は市町村に委ねられており、多くの市町村では、児童福祉法第24条の児童の保育に欠けるところがある場合において保護者から申込みがあったときは、それらの児童を保育所において保育しなければならないとあることから、大前提として、保育とは本来家庭で行われるべきものであるとの考えで、待機児童や保育士不足等を理由に育休退園制度を運用しております。

しかし、この制度は核家族化、夫婦共働き、定年延長など社会構造や家族構成の大きな変化により保護者の大きな負担となっております。そして、国を挙げて少子化対策、子育て支援対策を講じている現在、真逆の制度ではないでしょうか。退園が子供の発達に与える影響などを考慮し、見直す自治体も増えていると聞いております。多様化する保育のニーズに応えるとともに、育休退園制度は廃止するべきと考えます。

2人、3人と子供を産み育てたいという機運にさせるのは、元気に育つ子供の姿です。こども園を発達保障の場として充実させることが出生数を増やす良策であると考えます。育休退園制度について、当町の現状並びに町長の御見解をお伺いいたします。

2. 木野町政4期16年の総括について。

2007年に木野町長が町長に就任され、木野町政も早いもので4期16年を終えようとしています。この間、「住んでいて良かった、これからもずっと住み続けたいと実感できるまち」をキャッチフレーズに、ハード・ソフト両面からどこよりも早くを意識したスピード感あふれる多彩な事業展開を実施され、輪之内町のイメージアップを図るとともに安全・安心のまちづくりに努めてこられました。

また、最近では、財政確保、雇用創出策として、令和4年6月に自動車部品メーカー大手の株式会社ヨロズと誘致協定を締結し、令和6年1月の創業に向けて工事が進めら

れており、これまでの実績、町政運営に町民からも高い評価を得ております。

しかし、前質問にて述べましたように、子育て支援など人口減少対策は待ったなしの状況であり、コロナ禍による地域活性化の停滞、防災意識の希薄化などを解消するとともに、さらなる向上策を講じなければなりませんし、防災拠点の完成も急がなければなりません。このように残された重要課題をクリアしていくには、事業の継続性、社会情勢の変化への的確な対応、先を見据えた町運営が不可欠であり、何よりも必要なのは強力なリーダーシップであると考えます。

木野町政4期16年の御自身の総括と今後の課題について、町長にお伺いをいたします。以上。

○議長（田中政治君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

上野賢二議員からは2点の御質問をいただきました。

まず、1点目の育休退園制度についてお答えをいたします。

こども園の育休退園制度について、その運用等、当町の状況についてお伝えをしたいと思います。

現在、満3歳未満の子供については、子ども・子育て支援法第19条第3号により、保護者の労働または疾病その他の内閣府令で定める事由により、家庭において必要な保育を受けることが困難であるものについて保育認定をすることとされております。

輪之内町の現状を申し上げますと、第2子が生まれ保護者が育児休業を取得した場合、家庭での保育が可能であることから第1子が3歳未満の場合は退園するという運用をしております。退園者の数は、令和2年度は7名、3年度は3名、令和4年度は1名となっております。このうち、一時的に家庭での保育ができない満1歳以上の子供については、一時保育での受入れを行っているところであります。

議員御指摘のように、退園によりこれまで得ていた遊びの場や機会を失うことへの影響、核家族化が進み、両親だけの孤立した環境下で子育ての負担が増加していることなど、必ずしも家庭での保育が可能とは言い切れない状況が現出しているように思われます。極端な少子化が進む中で、第2子、第3子の出産・育児に専念していただけるような子育てしやすい環境を確保することが大切であります。

そのためには、当該家庭の育児環境やこども園の受入れ状況、新規利用希望者の途中入園の機会等、いろいろな要素を諸々の見地から判断して適切な対応していくべきものと考えております。輪之内町保育の必要性の認定に関する条例第3条第11号に規定する、当該育児休業の間に当該特定教育保育施設等を引き続き利用することが必要であると認められるか否か、これを総合的に判断していく必要があると考えております。

今後、保育教諭の確保や、希望する子供の受入れに対応できる体制を整え、保護者の

要望等を踏まえ、育休退園に係る運用の見直しをしまいたいと考えております。

続いて、2点目の御質問、4期16年の総括についてお答えをしたいと思います。

平成19年に就任させていただいて以来、16年目を迎えました。就任以来、事務事業の透明性確保に留意しつつ、行政を進めてまいりました。私なりにふるさと輪之内をもっとよくしたい、町民の皆様方が対外的にも誇れるまちにしたいと、そんな一心で邁進をまいりました。

住民協働のまちづくりを目指した輪之内町まちづくり基本条例の制定、環境保全施策としてのレジ袋の有料化、カワバタモロコ保護条例の制定、安八・輪之内共同斎苑「やすらぎ苑」の運営開始、少子化対策・子育て施策としての18歳までの医療費の無料化、安全・安心施策としての福東排水機場の4号ポンプの増設、義務教育小学校の大規模改修、そして何よりも情報過疎化を食い止めるための輪之内光ケーブルの敷設と12チャンネルの放送開始、そして住民の皆さんの移動保障としての輪之内デマンドバスの運行状況等々、住みよい・住んでよかったまちづくりをまいりました。

現在では、安全・安心なまちづくりのために、大規模防災拠点の完成に向けて事業実施中であります。ソフト・ハードの両面から取組を継続中であります。この事業のいずれも議会議員各位の御協力、関係機関の御協力、町民の皆さん、そして何よりも一緒に知恵を絞り、汗を流してくれた職員諸君等々からいろんなお力添えをいただいたたまものであります。感謝を申し上げたいと思います。

当然のことでありますけれども、これら施策の実現には多額の歳入が必要となります。住民の皆様方の雇用の場の確保とともに、町財政に余裕を持たせ、積極的に事業展開をしていくには優良企業の誘致が必須でありました。

おかげさまで、株式会社エフピコさん、すぎやま工業株式会社さん等を誘致できて、雇用面・税収面でともに多大の寄与をさせていただいております。最近、株式会社ヨロズの愛知県からの全面移転が決まり、今現在、御案内のとおり大規模工事が進捗している状況にあります。今後の積極的な輪之内らしさを伴う施策の展開に向けた財政の礎を築けるものと考えております。

ここ数年のウイルス感染症の猛威は、国・県のみならず、我が町の景気動向にも影響はあるかと思われませんが、おかげさまで我が町の税収は増加基調であることは令和5年度当初予算を見ていただければ一目瞭然のことです。しかし、世界経済、日本経済は、長引くコロナ禍、世界的な紛争、急激な円安と相まって先行きの予断を許さない状況となっております。今後も、健全経営の努力を惜しまない覚悟をしております。

御質問の16年の為政者としての総括ではありますが、これは自己評価というよりも町民の皆様方の御判断に尽きるのかなと、そんなふうに考えております。

また、今後の課題については、先ほど議員が言及されておりますとおり、人口減少対策、コロナ禍による地域活性化の停滞、防災意識の希薄化の解消、防災拠点の早期整備

が上げられます。そのほか、少子化への対応も喫緊の課題と捉えております。

コロナ禍による地域活性化の停滞については、流行の鎮静化とともにウイズコロナへとフェーズが移ってきております。最近では、3年間コロナ禍で中止等を余儀なくされたイベント、それからいろんな各種行事も徐々に復活をし始めております。当町でも、町民の皆様が集い、にぎわいのある場を創出していくことが地域の活性化、地域の絆づくりに直結していくものと考えております。

ただ、ここ3年間、地域のお祭りやイベント等が実施できなかつたことは、目には見えないものの大きなダメージとして残っているのかなど、そんな感じを受けております。中止でも何の支障もない、そもそもイベントの意義は何なのか等々、ネガティブな思考が表明することを実は懸念をしております。そうならないように、やらない理屈を探す前に、いかにして元に戻せるかということを考えて、着実に実行に移すべきであると考えております。

次に、防災意識の希薄化の解消、防災拠点の早期整備について、鋭意取り組んでいるところであります。防災意識の醸成については、2年度より共助に重点を置いた自主防災組織による現場訓練を各区にお願いし、毎年実施をしていただいております。この積み重ねこそが、防災意識の希薄化の解消につながっていると考えております。今後も継続実施をしてまいります。

また、先ほど言及のありました防災拠点整備について、全てを一般財源で措置できればもっと早期の整備も可能ではありますが、これ全体で十数億円にも及ぶ整備費用がかかります。その整備費用を当町の一般会計のみで予算化していくのは、現実的ではありません。現在、国の補助等を得ながら、早期整備を進めているところでありますが、今後できる限り関係機関と協議の上、整備のスピードアップを図ってまいりたいと考えております。

他方、当町の喫緊の課題として少子化対策があります。全国的に右肩下がりの出生率は我が町も例外ではなく、それに歯止めをかけて向上させていくのは容易なことではありません。現在までのところ、この課題解決を導く最適解というのはなかなか見いだせないというのが現実であります。私自身、社会経済構造が質的に変化しない限り、この課題解決は大変困難なことであろうと、そんな認識を持っておりますし、憂慮もしておりますのでございます。

議会初日の施政方針でも述べたところでありますが、岸田政権も子ども・子育て施策は最も有効な未来への投資であると、そんな認識を示しております。実は、つい先日、小倉将信こども政策担当大臣に対する地方3団体要望活動というのを行っております。私も、全国町村会の行政委員長という立場で参加をさせていただきました。子供関連予算の倍増、子ども医療費助成の拡大、幼児教育・保育の完全無償化等の実現、教育・福祉の連携等々、多岐にわたり意見交換をさせていただいたところであります。

言わずもがなでありますけれども、子育てには莫大な費用がかかります。保護者の方々の生活基盤の安定なしに何かができるとは到底思えません。単なるばらまきでは、一時のびほう策にすぎません。経済界と連携した賃金アップ等々、関連施策の相乗効果が見込まれるような展開が望まれます。

今後、新設のこども家庭庁を中核として、対応策の検討が進むと思われます。施政方針でも述べたとおり、この課題自体は我々が担う地方行政と密接に関係するものであります。我が町としても積極的に、国・県のいわゆるナショナルミニマムの施策展開と併せ、その上に立った、この輪之内の地に即した支援策というものを打ち出していければいいのかなと、そこは積極的に対応をしてみたいと思っております。

それから、環境問題も重要なテーマであります。脱炭素社会をどう構築するのかが、国家の帰趨をも決しかねない状況であります。

当町では、令和4年3月にゼロカーボンシティ宣言を他に先んじて発出したところであり、今後、その実現に向けた具体の計画づくりをしてみたいと思います。経験を生かした着実な行政執行、その安定の上に時代に即した新規施策の積極的な導入、これらが一体になってこそ理想の地域づくりができるものと確信をしております。

現在、コロナ禍の不安定な状況から脱却しつつあります。町政を安定軌道に導き、将来の種をまくためにも、今は蓄積された首長としての経験が必要だと判断をしております。御理解をいただきたいと思っております。

以上、上野議員の答弁とさせていただきます。

(6番議員挙手)

○議長（田中政治君）

6番 上野賢二君。

○6番（上野賢二君）

御答弁をいただきました。

まず、この育休退園制度についてですが、質問の中にも述べましたように、どうしても子育てと申しますか、保育は家庭がやるもんやというような考えが深く根づいておりますので、それを払拭しないことには進んでいかないと思っております。

当町においては、年々減少しておるという数字を出されました。これは子供の数も減っているの待機児童もなくなってきておるといような、喜んでいいのか悪いのか分からないようなことになっております。

子育ては家でやるもんだと、私たちが子供の頃には、肝っ玉母さんとかそういったような言葉もございましたし、自転車の前後ろに乗っけて背中には赤子をおぶって頑張っているお母さんの姿というのは見られたわけですが、そういう時代はもう過ぎ去っておりますので、本当にお母さん方に非常な子育てをするということは負担がかかっております。今そうしたことを解消するために、国を挙げてやっておるといことでございま

すので、本当にこの制度は、先ほど言いましたように真逆の制度であると思います。

先般、これ今年の1月7日、岐阜新聞に掲載されたんですが、育休退園を運用している自治体ということで当町も上がっております。これ、本当にイメージ的にも非常によくない。輪之内はまだこんな制度をやっているのというようなことになってきて、町のイメージにとっても非常に悪い。これはもう該当者が少なくなっているからいいとか、対象者がいなくなったからいいとかいうことではなく、もうこの制度は廃止をしてほしい、このように私は思っておりますので、町長も見直しをするというお話でございましたが、もう撤廃をしていただきたいというふうに思っております。よろしくお願いをしたいと思います。

それから、木野町政4期16年の総括ということで、いろいろと自己評価も交えて御答弁をいただきました。

私も質問の中に書きましたが、本当にこの少子化が全てのことを困難にしている。これが解消できれば、ほとんどの今、何ら問題になっているようなことは解消されるというふうに思っています。本当に本腰を入れて、国もやっておりますが、町独自でできる政策を考えながら進めていく必要があるかというふうに思っております。

そういう意味からも、次期は、もう実態として生き残りをかけたといいますか、町の未来を左右すると言ってもいい4年間になるのではないかというふうに思っています。

私も、本当に危機感を持ってまして、次またお世話になりたいと思っておるんですが、本当に次の4年間、しっかりと町の未来を見据えて頑張っていきたいと思っておりますが、町長におかれましては立候補されましたので頑張りたいというふうに切に思っております。

以上、先ほどの育休退園の件について、再度御答弁いただきます。よろしくお願います。

○議長（田中政治君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

再度の御質問ありがとうございました。

まず育休退園の制度でございます。なかなか制度の全体像を見直すということは、事実に可能かと思っておりますが、国のこういう制度が形としてある以上、全否定はなかなか難しいだろうと。結局のところは、事実たる状態としてどういう状況に導いていくのかということが問われている。その意味では、引用されました新聞報道というのは、要するにアナウンスメントの仕方によって受け止め方がかなり違いますので、そういう部分については気をつけなきゃいけないのかなとそんなふうに思っております。

その前に、子育ては家庭がするものという、これは先ほど御質問の中にもありましたように、こども庁という形で企画されたものが、こども家庭庁という、家庭というもの

も一つの柱として政策の中に登場するという形で組織改編ができておりますので、そういう意味ではなかなか、これは先ほど私、御答弁の中で、社会経済構造が変化しない限りなかなか難しいのかもしれないという、最適解を導くのは難しいと申し上げましたが、それはこういう考え方が頭の中で定着しちゃっていることをどうやって打破していくかということとも明白に関連してくるのかなと、そんなふうに思っております。まずは基本認識の、もう少しアップグレードが必要なかもしれない。

それともう一つ、育休退園に関して言うならば、先ほど浅野議員の御質問にお答えしましたが、やはり子供を育てる人材がなかなか確保できないという実態も含めて、これは人材確保の在り方、そういう人材育成教育の在り方も含めて、社会構造全体の中でその方向性をきちっと、それは厚生労働省、文科省も含めて、それから当然この4月から出ますこども家庭庁、小倉大臣も随分張り切っておりますので、また明確な方向性が出てくるかなと思っておりますけれども、私どものほうとしてもいろんな意味で発言をしてまいりたいなとそんなふうに思っております。

いずれにいたしましても、上野議員とこの育休退園制度についての方向性について、私も異なる考えを持っているわけではございませんので、これからも一生懸命、実態の、実務としての育休退園の解消に向けて頑張っていきたいと、そんなふうに思っております。

全般的について、少子化の解消が全ての問題の解決の第一歩という認識を示されました。私も多分それは当たっていると、そんなふうに考えております。これからも、国・県、先ほどナショナルミニマムという言葉を使わせていただきました。要は、各地域がゼロ・100で独自の政策を打ち出すのではなくて、各地域の共通基盤としてどこでも受けられる水準をどのようにセットしていくかということがまさに問われており、その上に立って地方独自の政策をするということにならなければ、基本的な保障がなされないままに、善政競争とかいうアイデア競争になってしまっただけでは、本来の確保すべき水準というのは確保できていかないと思っております。そここのところを、きちっと整理していくことが大事だと思っておりますので、それはこれからの課題であろうと思っております。

これからも、生き残りをかけた戦略の中で、何をどういうふうに重点としてやっていくのか問われていると思っておりますので、共に頑張ってみてまいりたいと、そんなふうに思っております。御理解ください。

(6番議員挙手)

○議長（田中政治君）

6番 上野賢二君。

○6番（上野賢二君）

再度、御答弁いただきました。

育休退園につきましては、制度上あるものでそれは難しいというような部分もあるか

と思いますが、輪之内はこういったことはやっていないということを職員の皆様にも徹底していただいて、そういった事例を出さないようによろしくをお願いをしたいと思います。

いずれにしても、くどいようですが、次期は本当に町の未来を左右することになると思いますので、一生懸命頑張ってくださいたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。以上です。

○議長（田中政治君）

1番 大橋慶裕君。

○1番（大橋慶裕君）

議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

私からは、住民と行政の協働による住みよいまちづくりの推進についてお尋ねします。

令和5年度予算において、住民と行政の協働による住みよいまちづくりの推進の一環として、町特産品を特産品大使として町民が販売先に配達する事業や、グラウンドワーク輪之内が主体となり、県・町の3者が連携し、県道の雑草処理等を行うロードサポーター事業など町民参加の新たな事業や、子ども・子育て支援事業においては、困っていることなどのニーズを把握する調査など、また高齢者見守り事業においては、高齢者の生活実態の把握に努め迅速な支援体制を確保するなど、住民が求めるサービスの向上に向けての事業が編成されています。

一方、課題として、人口減少、超高齢化社会が進む中、これから自治組織等の担い手の高齢化や人手不足も懸念されます。今まで以上に、町民と行政の協働を推進するに当たり、町民と行政との意見交換などを話し合うことができる環境や機会を整えていくことが大切であると考えます。住民の主体的な行政の参加をさらに推進する視点等、町長のお考えをお伺いたします。

○議長（田中政治君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

それでは、大橋議員の御質問、住民と行政の協働による住みよいまちづくりの推進についてお答えをさせていただきます。

令和5年度当初予算において、住民の皆様と協働で進めるべき施策については、先ほど議員が言及されたとおりであります。また、議員の課題認識として、著しいスピードで進む人口減少、超高齢化社会における担い手不足等を上げておられます。その上で、諸課題に的確に対応すべく町民と行政との意見交換などの環境整備や機会の場を設けてはどうかと、そういう趣旨で御質問をいただいたものと理解をしております。

私は申し上げるまでもなく、こうした課題は全国的な課題としても上げられておりますし、私自身の問題意識としても従前からそれを持ち続けてきたところであります。議

員も御承知のことと思いますけれども、私の町長就任後間もない平成22年3月に、輪之内町まちづくり基本条例というものを議会の皆さんの賛同を得て制定をさせていただいております。その条例の前文の一部を改めて御紹介させていただきます。

今、新たな地方分権型社会を構築していくに当たり、私たち町民は、自ら考え、自ら創り、自ら行うという主体者意識と、町の多種多様化する町民ニーズに真摯に対応する努力により、お互いの立場を尊重した協働社会を構築すること。さらに、全ての子供たちがふるさと輪之内町に誇りを持ち、国際感覚を身につけ、夢と希望を抱き健やかに成長できる活力あるまちを築き上げていくことが求められています。そのためには、町民自らがまちづくりに積極的に参画し、町民、議会及び町が情報を共有しながら協働のまちづくりの基本理念を明らかにし、安心して日々暮らせる、「住んでいて良かった、これからもずっと住み続けたいと実感できるまち」をつくるため、ここに輪之内町まちづくり基本条例を制定しますとあります。

この前文の趣旨は、議員の御質問の意図するものそのものであろうかと考えております。

さらに、第7条では、町民のまちづくりに参画する権利、第8条では、まちづくりにおける町民の責務を上げております。このまちづくり条例は、真に協働のまちづくりが進むよう、普遍的かつ実効性のあるまちづくりを推進していく上において礎となるべきものと位置づけて制定をしたものであります。決して、単に象徴的に掲げた条例ではないと再度申し上げていきたいと思っております。

この条例に掲げる趣旨の下、今までも議会をはじめ区長会、そして各種計画策定審議会等々において様々な議論を重ねてまいりました。これからも継続していく必要性を強く感じております。

まだまだ道半ばと受け止めておりますが、地域コミュニティ意識の一体的醸成という見地からも、建設的で前向きな議論というものを私どもも皆さんと一緒に上げていく、そんな方向性を持っております。その意味では、御質問いただいた大橋議員と意見を異にするものでは決してございません。

少子高齢化の時代と言われ始めて久しく経過をしております。行政運営、中でも福祉・教育の分野は、地域との協働なくして成立し得なくなってきております。共助の理念をどのように具現化し、人に優しい地域をつくるべきか、行政側、住民の皆さんそれぞれに知恵と努力が要請されているんじゃないか、そんなふう考えております。例えば老人・子供の見守り、学校スポーツ・文化活動の地域連携等々、今日的課題が山積みしております。いずれも一朝一夕に解決できるものではありません。

少子化と高齢化、言わばこれはコインの裏表の関係みたいなものであります。息の長い努力を求められますが、住みやすい・住んでよかったまちづくりに汗を流すことによって、出生率の向上、高齢者に優しいまちづくりのその双方が実現できるものと考えて

います。

よくいろんな場所で言われます地域コミュニティー再生、コミュニティー再生という言葉だけが踊るという、そんな美辞麗句に踊らされるのではなく、大橋議員がおっしゃったとおりです。熟議を尽くして、関係者が真に納得する合意が必要なんだろうとそんなふう考えています。その上で、結果として町民の皆さん、議員の皆さん、行政とが情報共有しながら、住みよいまちづくりにつなげていきたいと考えております。

いずれにしても、枠をはみ出してのり代を少しずつ広げていって連携をより強固なものにしていく、その部分がまさに協働として問われている部分だろうと、そんなふうに思っております。お互いの立場を尊重しながらどう並び立っていくのか、真剣に考える時期であろうと考えております。

行政としても、その協働事業へのサポートはしっかりとしながら、まちづくり基本条例の理念に沿った地域社会が実現できることを願っております。一緒に頑張りたいと思っております。どうか御理解ください。

(1番議員挙手)

○議長（田中政治君）

1番 大橋慶裕君。

○1番（大橋慶裕君）

御答弁いただきました。

輪之内町では、まちづくり基本条例、大変すばらしい条例が既にあります。まず自ら考えて、自ら住民の方が行政に参加していくという理念だと思っておりますけれども、今日まで町政に尽力されてこられた方々は高齢化が進んできております。今まで参加されていない新たな世代や住民に参加していただくことで、意見の幅が広がり、新しい考えが生まれ、より住みよい環境に変化していくことが期待できます。人それぞれの生活環境やライフステージの違いがありますが、お互いを尊重し、相手の立場を理解し合うことで、少しかもしれないが合意形成に向けて前進できるものと考えております。

これから、社会の変化が急速に進んでいきます。後手後手に回らないためにも、これから若い世代の方々の意見を多く拾い上げる必要があると考えます。今の若い世代の方々はSNSなどで町に対して意見等、そのような投稿ができますので、以前は目安箱の設置で町民の意見を伺っていたということも伺っておりますけれども、そういった情報通信技術を利用して多くの住民の方からの意見が拾えるかとは思っております。

また、大きな金額を要する財政に負担の関係することなど、すぐには対応できないとは思いますが、小さなことでも構いませんので、サービス面で向上できることがあるかもしれませんので、そういったことも住民の方からお願いする必要があるかとも思っております。

あと、特に区長さんなど役を担っている方は実際自分が現場として担当していらっし

やいますので、特に問題意識と申しますか感づかれることが多いと思いますので、今現在も継続的に区長会などで交流はされていらっしゃると思いますけれども、特に実際にやっただいていらっしゃる方の意見も広く拾っていただきたいと思っております。

先ほど町長の答弁でもございましたが、趣味やスポーツなど文化的交流の促進、これをいかに推進していくのかというのが課題だとは思っています。

また、地域の役員の方々の継続的な意見交換、こういうことも可能だと思っておりますけれども、実際、現在の町民の意見の拾い方、また区長さんなどの意見の交換の現状の状況のほうを再度お尋ねいたします。

○議長（田中政治君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

御質問ありがとうございます。何点かございますけれども、今できる範囲でお答えをしたいと思います。

まず、ライフステージを超えた全ての世代との情報交換、もしくは意見交換の場をと、そうやって合意形成をしていくのが望ましい、特に若い世代の意見、SNS等々で拾うことも大事ではないかと、現代に即した情報技術を使うことも一つの方法だろうと、そんなことを御提案もいただきました。

まさにそのとおりでありますし、いろんな機会を捉えて、リアルな会合、それからバーチャルな空間での議論というものも可能だと思っておりますけれども、そういったものをどうやって駆使していくかということだろうと思っております。

ただ、情報通信技術の進展とともに、いろんな弊害も見えてきております。SNSというやつは、これはある意味匿名性の高い部分もありますので、責任を持った議論になかなかつながらない。そういう意味では、正々堂々と氏名を明かした中で議論ができるリアルな場も必要であろうと私自身は考えております。要は組合せの問題だと思っております。責任を持った発言の中で合意形成していくべきものだと、私自身は考えております。

それから、当然よりファミリアな形で意見を吸い上げるというのは大事でありますから、アクセスしやすいシステムを考えるということは大事なんだろう。それから、リアルな場で今、区長会、それからいろんな各種の審議会等々でいろんな御意見を頂戴しております。いろんな委員会、今ちょうど旬のものとしては学校スポーツの地域移行の問題、文化活動の地域移行の問題でありますとか、少子化の中で高齢者問題を、高齢者問題というと高齢者の何が問題だと言われますんで、高齢者問題という言葉じゃなくて、高齢者を社会構成員の一員としてどういうふうに位置づけていくのか、リスペクトを持った中で何ができていくのかということを考えていくということかと思っております。

それから、意見の拾い方について、いろんな御意見を頂戴します。現在のところは、

まちづくり基本条例の基本に向かって努力はしておりますけれども、やっぱり現実には各種の会合、それから地域とのいろんな座談会等々の中で拾えるものは拾っているというような状況でございます。もう少し系統的に定例的に拾える場があればいいのかなということは考えますし、そういったことについて少し労力を傾けていくことも必要だろうと、そんなふうに思っております。

いずれにしても、なかなか情報収集について100%、これをやれば全部出てくるんだと、全部拾えるんだということはなかなかできないと思います。時代に応じたやり方、それからシステムづくりをしながらやっていけばいいのかなと思っております。

これからも、いろんな御意見を頂戴しながら前へ向かっていきたいと、そんなふうに思っております。どうか御理解いただきたいと思っております。

(1番議員挙手)

○議長（田中政治君）

1番 大橋慶裕君。

○1番（大橋慶裕君）

御答弁ありがとうございます。

現在、リアルの各種委員会とか、そういった会合の場で意見を伺っているということですが、また町長のほうからもお話がありましたが、積極的に意見を取り入れていただくという御説明もいただきましたので、ぜひ多くの町民の方が輪之内町のまちづくり基本条例にのっとった住民の参加ができるよう、そういう機会を広く行っていただき、よろしく願いいたします。以上で質問を終わります。

○議長（田中政治君）

これで一般質問を終わります。

○議長（田中政治君）

本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

なお、議会最終日は午前9時までには御参集をいただきたいと思っております。

本日は御苦勞さんでございました。

(午前10時14分 散会)

令和 5 年 3 月 6 日開会 第 1 回定例輪之内町議会

第 3 号会議録 第12日目

令和 5 年 3 月17日

○議事日程（第3号）

日程第1 諸般の報告

日程第2 議第3号 令和4年度輪之内町一般会計補正予算（第6号）

議第4号 令和4年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

議第5号 令和4年度輪之内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議第6号 令和4年度輪之内町児童発達支援事業特別会計補正予算（第1号）

議第7号 令和5年度輪之内町一般会計予算

議第8号 令和5年度輪之内町国民健康保険事業特別会計予算

議第9号 令和5年度輪之内町後期高齢者医療特別会計予算

議第10号 令和5年度輪之内町児童発達支援事業特別会計予算

議第11号 令和5年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算

議第12号 令和5年度輪之内町水道事業会計予算

議第13号 輪之内町個人情報保護法施行条例の制定について

議第14号 輪之内町個人情報保護審査会条例の制定について

議第15号 輪之内町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について

◎各常任委員会委員長報告（総務産業建設・文教厚生）

（令和5年第1回定例町議会付託事件）

日程第3 選第1号 輪之内町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙

日程第4 発議第1号 輪之内町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

○本日の会議に付した事件

日程第1から日程第4までの各事件

○出席議員（8名）

1番	大橋慶裕	2番	林日出雄
4番	浅野重行	5番	浅野進
6番	上野賢二	7番	高橋愛子
8番	小寺強	9番	田中政治

○欠席議員（なし）

○欠員（1名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	木 野 隆 之	教 育 長	長 屋 英 人
参 事 兼 総務課長兼 危機管理課長	荒 川 浩	調 整 監 (住民・福祉)兼 住 民 課 長	中 島 良 重
会計管理者兼 税務課長兼 会 計 室 長	田 内 満 昭	教 育 課 長	野 村 みどり
福 祉 課 長	伊 藤 早 苗	経 営 戦 略 課 長	菱 田 靖 雄
建 設 課 長	大 橋 勝 弘	土 地 改 良 課 長	松 岡 博 樹
産 業 課 長	松 井 和 明		

○本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	中 島 広 美	議会事務局	西 脇 愛 美
--------	---------	-------	---------

(午前9時00分 開議)

○議長（田中政治君）

ただいまの出席議員は8名です。全員出席でありますので、令和5年第1回定例輪之内町議会第3日目は成立いたしました。直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○議長（田中政治君）

日程第1、諸般の報告を行います。

総務産業建設常任委員長から、議第3号、議第7号及び議第11号から議第15号までについての審査報告がありました。

次に、文教厚生常任委員長から、議第3号から議第10号までについての審査報告がありました。

○議長（田中政治君）

日程第2、議第3号から議第15号までを一括議題といたします。

ただいま議題といたしました議案は、今定例会の第1日目に町長から提案説明、各担当課長から議案説明を受けた後、各常任委員会に審査が付託してあります。したがって、これから各常任委員会委員長に審査の経緯並びに結果の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長 大橋慶裕君。

○総務産業建設常任委員長（大橋慶裕君）

総務産業建設常任委員会委員長報告をいたします。

令和5年第1回定例輪之内町議会の初日において、当委員会に審査を付託されました案件について、3月10日と13日の2日間ともに午前9時半より協議会室において全委員出席の下、執行部側より町長、教育長、参事、会計管理者及び各関係課長、関係職員出席の下に審査をいたしました。

その経緯と結果を報告いたします。

最初に、議第3号 令和4年度輪之内町一般会計補正予算（第6号）について当委員会所管分を議題とし、議会事務局所管分について議会事務局長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、議会だよりの1部の単価は幾らで、発行部数はどれだけかに対し、1回につき24ページで21万7,000円で、発行部数は3,100部とのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、総務課所管分について総務課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、職員研修負担金の50万円はどこを予定していたのか、研修期間と参加人数及び選考基準はあるのかに対し、ヨーロッパを予定しており、国内事前研修も含め2週間程度で、参加人数は1名、中堅職員を対象に、本人の意思や面接等で

総合的に判断し選定しているとのことでした。

一般寄附金100万円は、目的を指定した寄附であったか、また特定の目的での寄附は受け入れられないのかに対し、今回の寄附については、用途の指定はなかった。また、ふるさと応援寄附金等で、目的を特定して受け入れる寄附もあるとのことでした。

行政バスについて、相当年数が経過しているが、いつまで使用する予定か、また使用について規制を設けているのかに対し、運行上の危険が伴うことがない限り整備して使用していきたい。また、使用については、保険の関係もあり、行政目的での使用に限定し、職員の同行を基本としているとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、危機管理課所管分について危機管理課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、公共施設の下水道接続は完了しているのかに対し、ほぼ全ての公共施設で完了しているとのことでした。

自主防災訓練を行った10区はどこかに対し、福東新田、中郷新田、下大樽、本戸、塩喰川東、大藪西組、大藪東組、楡俣南部、楡俣新田、四郷南部であるとのことでした。

また、議員から、更新後の消防車両などの公有財産について、引き続きオークション等を活用し、適正な処理を行ってほしいと提言がありました。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、経営戦略課所管分について経営戦略課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、ふるさと納税の返礼品はどのようなものが多いかに対し、今年度一番多かったものは飛騨牛であるとのことでした。

飛騨牛の仕入先はどこかに対し、飛騨美濃すぐれもの、ワイヨット、株式会社小川ミートの3社であるとのことでした。

地元産品でないことに問題はないのかに対し、県産品については、各市町村で取扱いができることとなっており、問題はないとのことでした。

繰越金は、決算額がこの程度見込まれるということかに対し、繰越金の額は今年度の見込みではなく、令和3年度決算額であるとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、税務課所管分について税務課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、軽自動車税の環境性能割は、新車を購入すると町に入ってくるのかに対し、環境性能に応じて車両価格の2%を限度に県が徴収し、町に交付されるとのことでした。

延滞金の率は幾らかに対し、納期限から1か月までは年2.4%、1か月经過後は年8.7%とのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、会計室所管分について会計室長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、鉄道会社の株は何株保有し、売買することができるのかに対し、東海旅客鉄道（株）は100株、名古屋鉄道（株）は200株、近畿日本鉄道（株）は100株保有しており、額面はそれぞれ5万円である。県内鉄道整備促進を目的に、公益財団法人岐阜県市町村振興協会より寄附されたものであるため、売却することはできないとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、産業課所管分について産業課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、元気な農業産地構造改革支援事業補助金の対象農機具の耐用年数は何年なのかに対し、耐用年数は7年とのことでした。

産業雑入の特産品等販売代は何か多く売れているのかに対し、今年2月末の時点で、御膳米煎餅が201万1,147円、福束城の御城印が28万2,300円、信心水が27万7,946円、黒豆御飯が12万5,097円などが多く売れたとのことでした。

空家等対策協議会の開催は今年度はあるのか、また開催内容は何かに対し、今年度末までに1回開催し、会議内容は空き家バンクや補助金についてを協議するとのことでした。

多面的機能支払交付金の減額内容は何かに対し、長寿命化事業で本来は約4,100万円支出できたものが、国の調整により約3,400万円しか支出できなかったことが大きな要因とのことでした。

その他、来年度はあじさいまつりを開催できるように行政側から誘導してほしいとの意見がありました。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、土地改良課所管分について土地改良課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、四郷南部地区の負担金がマイナスになっているが、事業が遅れているということはないのかに対し、令和4年度から事業採択されて、今年度から始まったばかりであり、遅れるということは聞いていないとのことでした。

補正予算とは関係ないが、楡俣北部地区の創設非農用地の支払いはどうなるのかに対し、創設非農用地の土地取得は、従前地の底地買収ではなく、特別減歩により創設された土地であるので、事業全体の換地処分と同じ時期に精算することで説明しているとのことでした。

事業が完了するまでは支払わないということなのかに対し、事業の完了後に支払う予定であるとのことでした。

既に企業へ売却され、工事が始まっているが、支払いの見込みはいつ頃になるのかに対し、事業完了予定は令和7年度であり、令和8年3月の見込みで進めているとのことでした。

この間の固定資産税等の町税は、企業からもらうことになるのかに対し、土地に関す

る固定資産税は令和5年度からみなし課税により企業に賦課するとのことでした。

事業が始まってからこれまでの間はどうかになっているのかに対し、固定資産税は従前地の土地所有者に農地として課税しているとのことでした。

作物が生産できなくても、税金は払うということなのかに対し、工場用地の底地は使用収益を停止しているので、それ以外の土地で耕作することになり、農地として賦課しているとのことでした。

工場用地は、みんなから集めて誰の土地でもない状態にして事業が進むと思うが、企業が確定するまでは土地開発公社が開発しているので、造成の期間はどうかに対し、事業期間中は区画も変わり面積も変わるので、事業が認可されてから完了するまではあくまで従前地で課税するとのことでした。

先行して造成した場合には、税がどうなるのかを聞いており、それには特例があるのかに対し、土地改良事業では登記が変わっていない間は農地として課税するが、工場用地の使用収益が造成により開始するので、これに対してみなし課税という規定がある。

1月1日を基準に宅地並み課税として、それまでは農地として課税するように運用しているとのことでした。

土地改良事業で転用するのは、自由にできる数値的な基準はあるのかに対し、転用の根拠法令では、農地法施行規則第47条第1項第5号に例外規定があり、非農用地区域内において、当該非農用地区域に係る土地改良事業計画に定められた用途に供される土地を造成するため、農地を農地以外のものにする場合であって、当該農地が当該用途に供されることが確実と認められるときという規定に基づくものであるとのことでした。

土地改良事業計画に定められたとはどういうことなのかに対し、今回の場合では土地開発公社により、工場用地を創設するというものであるとのことでした。

それは、土地開発公社が関わらないとできないということなのかに対し、土地開発公社ではなくても、きちんと目的が定められており、転用目的が決まっていれば可能であるとのことでした。

土地開発公社が関わらなくても土地改良事業計画の特例に当てはまるのなら転用に関して難しくないという考え方でいいのかに対し、御質問のとおり、土地開発公社ではなくても、目的が決まっていれば創設非農用地は可能であり、今回の場合は具体的に土地開発公社が工場用地に造成する目的があったので認められたとのことでした。土地開発公社が関わらないと、創設非農用地のていをなさないということなのかを尋ねており、今回の場合は、そのほかにも規定があるのではないのかと思うが、また教えてもらいたいに対し、議論を整理するとのことでした。

その他、創設非農用地に関連し、農地転用と許可基準等に関する意見がありました。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、建設課所管分について建設課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、都市計画審議会を開催するケースはに対し、都市計画決定などの都市計画に関する町長からの諮問や、都市計画の計画策定に係る事項、また建築基準法第51条による処理施設の設置に係る事項があった場合に開催するとのことでした。

幅員が狭い道路の修繕については道路拡幅の検討も必要ではないかに対し、利用状況等から拡幅による効果が見込まれる道路は拡幅も検討していきたいとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

議第3号についての質疑を終結し、討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第3号 令和4年度輪之内町一般会計補正予算（第6号）のうち当委員会所管分については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第7号 令和5年度輪之内町一般会計予算について、当委員会所管分を議題とし、議会事務局所管分について議会事務局長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、議員年金を受給しているのは何人かに対し、令和5年2月現在、退職者年金が7人で、うち1人が受給停止中、遺族年金は6人が受給しているとのことでした。

議会議員研修会負担金は6万8,000円しか見ていないのかに対し、議員がJ I A M等で開催される研修に参加する際の負担金として計上している予算で、常任委員会研修補助金とは別のものであるとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、総務課所管分について総務課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、令和5年度の採用者は人数等決まっているのかに対し、事務職5名、保育教諭1名の計6名を予定しているとのことでした。

町長・町議選挙におけるポスター作成料の公費負担について、業者委託したもののみ対象ということか、自分で作った場合は該当しないのかに対し、条例等を確認したところ、それをなりわいとしている業者との有償規約に基づくことが原則であるため、業者委託したものに限るとのことでした。

「広報わのうち」の発行部数は何部か、予算は幾らで積算しているのかに対し、住民向けの配付と窓口等を合わせて発行部数は3,350部、1か月当たりの金額はカラー印刷24ページ刷りで29万円と折り込みチラシの挟み込み手数料として4万5,000円、合計33万5,000円、消費税抜きで積算したとのことでした。

区長の報酬や区運営費について金額を確認したいに対し、区運営費交付金は均等割、1区当たり3万円プラス世帯割650円掛ける世帯数、区長謝礼は均等割1区当たり6万3,000円プラス世帯割750円掛ける世帯数、広報配付謝礼は1部当たり18円の単価で配付数を乗じて積算しているとのことでした。

職員海外研修負担金が予算計上されているが、行き先と個人負担はあるのかに対し、ヨーロッパを予定しており、個人負担はあるとのことでした。

職員の海外研修は実務に役立っているのか、何を学んでくるのかに対し、先進地を視察し、日本との違いを学ぶことは、職員のスキルアップにつながると考える。また、SDGs や福祉等の研修テーマに関連して関係職員を選抜し、業務の一環としての研修であるという認識と熱意を持って参加させ、実務に生かすよう指導していくとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、危機管理課所管分について危機管理課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、大垣消防組合負担金の算出方法に面積割はあるのかに対し、人口割と基準財政需要額割の2方式で算出しており、面積割はないとのことでした。

大吉新田防災拠点の完成はいつの予定かに対し、整備に係る国庫補助金の採択状況にもよるが、令和7年度の完成を目指して、現在整備を進めているとのことでした。

福東コミュニティー防災センターのカーテン等の劣化が激しいが、来年度予算で対応できないかに対し、来年度は不慮の修繕について予算計上してあるが、現場を確認し必要に応じて対応するとのことでした。

#7119はどのようなものかに対し、救急車の適正利用を図るべく、急なけがや病気の際に救急車を呼ぶべきか、すぐに病院に行くべきかなどについて、医師、看護師等の専門家からアドバイスを受けることができる電話相談窓口を設置するものであり、岐阜県内の全市町村で令和5年度から運用を開始するとのことでした。

女性防火クラブはどんな活動をしているのかに対し、令和2年度に従来までの活動内容を大幅に見直し、年度初めにクラブ員自身にどういった訓練・活動を実施したいのかのアンケートを取り活動内容を決定している。

令和4年度は、AEDの操作訓練、避難所用簡易テントの設営訓練、送水訓練及びふれあいフェスタでの啓発等を行ったとのことでした。

区長、防災士、消防団、女性防火クラブ等の自主防災に関わる方々が協働で訓練を実施するような方向に指導できないかに対し、防災関連団体同士の顔の見える化を目指し、各区の区長をはじめとした自主防災関係団体が一堂に訓練等を実施するよう、区長会等を通して区長に依頼を行うとのことでした。

町内で消防水利が不足しているように見受けられる地域があるが、防火水槽・防火井戸等の設置はできないかに対し、防火水槽・防火井戸の設置に関しては、各区の所管にて設置をいただいております、町はその設置費用に対して2分の1の額、16万円を上限として補助金を交付しているとのことでした。

自主防災組織防災資機材整備事業補助金及び自主防災組織等防災訓練補助金はどのような制度設計かに対し、防災資機材整備事業補助金は、各区10万円を上限とし、救助用工具やテント、消火栓器具をはじめとした防災資機材の購入費用に対し補助するものであり、防災訓練補助金は、各区での防災訓練の実施に係り要した費用に対し、世帯数割

と参加者数割で算出した金額を上限として補助するものであるとのことでした。

防災資機材整備事業補助金は、保存用飲料水の購入も対象となるのかに対し、飲料水をはじめ備蓄食料の購入も対象としているとのことでした。

令和5年度予算に、水防監視委員研修事業補助金の計上がないのはなぜかに対し、隔年で予算計上を行っているためであるとのことでした。

消防関係幹部研修事業補助金が高額過ぎないかに対し、補助金はバス借り上げ等の固定経費35万円及び1人当たり2万6,000円で積算しており、単価は過去に実施している研修等の実績を基にして町で一律の金額を設定しているとのことでした。

避難所用簡易テントの貸出し状況はどうなっているのかに対し、レジャー等での使用により利用料を徴収して貸出しを行ったのは1件で、その他各地区の自主防災訓練の際には無償で貸出しを行っているとのことでした。

また、委員から、町内の県道上の防犯灯設置や災害時の避難経路となる堤防小段への階段設置など、国や県への要望活動もさることながら、町主体での整備についても検討をいただきたいと提言がありました。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、経営戦略課所管分について経営戦略課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、住宅建設支援助成金とはどのようなものかに対し、新築住宅に対する固定資産税の軽減制度の残り2分の1相当額を助成するものであるとのことでした。

インターネットの使用料とは何かに対し、インターネットの通信費ではなく、税金や住民基本台帳など各種システムの使用料であるとのことでした。

市町村振興宝くじ収益金交付金は、町内で購入された宝くじの金額により交付されるのかに対し、町内ではなく、全国の販売実績によるものであるとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、税務課所管分について税務課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、個人町民税の現年課税分が増えている理由は何かに対し、所得がコロナ前の水準に戻りつつあるためとのことでした。

滞納繰越分には、滞納額を全額計上していないのかに対し、滞納総額の徴収率を約20%と見込み計上しているとのことでした。

固定資産税の現年課税分が増えている理由は何かに対し、大規模工場の新設及び償却資産の新規取得による増であるとのことでした。

各課にまたがる滞納は、どのように扱っているのかに対し、各課で結んだ納税誓約に基づいて納付されている。町税が完納された場合には、他課の未納に充てるよう対応しているとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、会計室所管分について会計室長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、指定金融機関の派出費用は無料ではなかったのかに対し、経営改善を進める金融機関の要望を受け、令和4年4月から税抜き月額10万円を負担しているとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、産業課所管分について産業課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、水路の敷き打ち工事は資源保全会と建設課で連携はできているのかに対し、資源保全会では200万円未満の工事しか実施できないなどの制約があるため、今後も200万円以上の工事については建設課や福東輪中土地改良区と調整しながら施工するとのことでした。

特産大使は何人でどのようなことを行うのかに対し、人数は5名の予定で、御膳米や御膳米煎餅などの特産品を養老サービスエリアなど、PRしながら配達してもらうとのことでした。

軽トラ朝市の出店者の負担金は幾らなのかに対し、1出店者当たり1年間で1,000円であるとのことでした。

町民センターによる電気乾燥庫や産業課の倉庫にあるパッカン製造機は誰でも使えるのかに対し、申請してもらえれば誰でも使えるとのことでした。

売上げ倍増計画の戦略とはどういうものなのかに対し、令和4年度は住民課のマイナンバーカードの新規申請者や福祉課の敬老会対象者に対する粗品としたように、行政の横のつながりを利用して売上げを伸ばしていくとのことでした。

創業支援事業の内容は何かに対し、創業塾・創業者交流会の開催、専門家による経営相談などを実施しているとのことでした。

来年度は田んぼアートは行うのか、また本戸以外の候補地はないのかに対し、本戸地区は対象のほ場を整地するので、田んぼアートは実施できないとのことでした。また、実施できるような他の候補地も検討していくとのことでした。

洋菓子人材育成委託料は、昨年度と比べて減額の要因は何かに対し、来年度は所塾を一般者向けのものには開催せず、中学生向けのみを実施するとのことでした。

パンフレット袋デザイン作成委託料の袋はどのようなものなのかに対し、各イベント会場で来場者に配付する観光パンフレットなどを入れるための袋で、町の特産品やマスコットキャラクターをあしらったデザインになるとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に土地改良課所管分について土地改良課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、四郷南部地区の詳細設計ではどのような設計を行うのかに対し、概算設計まではできており、それに対する詳細設計であり、ポンプ場の設計書の作成や積算を行うとのことでした。

なお、四郷南部地区の令和5年度事業費1億4,700万円の内訳は、ポンプ場の工事が8,000万円、測量試験費が3,800万円、換地費が2,900万円となるとのことでした。

ポンプ場の位置や面整備を行う場所は決定しているのかに対し、岐阜県知事に対し、事業の施工申請を行う際、計画平面図も提出している。事業計画上はその図面を認めていただいで決定を受けているとのことでした。

事業計画上認めているのは土地改良区かに対し、県営事業であるため、事業計画の決定は岐阜県知事であるとのことでした。

創設非農用地を設けること自体に反対はしないが、その土地を町が取得する予定があるのであれば、議会への説明も必要ではないかに対し、創設非農用地の中で、公共施設用地を計画に上げている。今後、詳細についても、もう少し整った段階で議会でも説明をさせていただくとのことでした。

それはいつ頃になる予定かに対し、関係部署とも協議した上で、早急に進めたいと考えているとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、建設課所管分について建設課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、水路除草等、地元で実施している部分で除草が難しいところがあるが対応できないかに対し、除草が難しい部分は、多面的機能交付金を活用し、張りコンクリートを施工するなどして、地元の負担が少なくなるように調整していきたいとのことでした。

土地購入費の面積は何平米かに対し、松内地区の780平米であるとのことでした。

排水機場3号ポンプオーバーホールの実施時期はいつかに対し、渇水期に実施することでした。

県道改良地元負担金は支払う必要があるのかに対し、法令等の基準により、県下市町村統一して徴収されているとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終結しました。

議第7号についての質疑を終結し、討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第7号 令和5年度輪之内町一般会計予算のうち当委員会所管分については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第11号 令和5年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算についてを議題とし、建設課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、一般会計繰入金の繰入金額の制限等はあるのかに対し、基準はないが、繰入れを減らすべく加入率向上に努め、健全経営を目指したいとのことでした。

加入促進報償費はどのようなときに支払われるのかに対し、未加入者が推進員の普及及び啓発により加入に至った場合に支払われるとのことでした。

汚泥の検査は実施しているのかに対し、年1回一般財団法人岐阜県公衆衛生検査センターで分析をしているとのことでした。

下水排水設備で、トラップますの廃止についての進捗状況はどうかに対し、下水道排水設備工事指定店に必要性等を聞き、検討していくとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終結しました。

議第11号についての質疑を終結し、討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第11号 令和5年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第12号 令和5年度輪之内町水道事業会計予算についてを議題とし、建設課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、消費税はどのように計算しているのかに対し、仮受消費税から仮払消費税を差し引いて、その差額を納付している。

メーター検針機器とは何か、また検針の費用は幾らかに対し、検針業務を行うハンディー端末のことであり、また検針費用については、1件90円であるとのことでした。

第1水源地のポンプは異常なく動いているのかに対し、今年度配水ポンプのオーバーホールをしており、異常なく動いているとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第12号 令和5年度輪之内町水道事業会計予算については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第13号 輪之内町個人情報保護法施行条例の制定についてを議題とし、総務課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、今までに個人情報の開示請求を受けたことはあるのかに対し、個人情報の開示請求実績はないとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終結しました。

討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第13号 輪之内町個人情報保護法施行条例の制定については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第14号 輪之内町個人情報保護審査会条例の制定についてを議題とし、総務課長から説明を受けました。

質疑に入り、質疑はなく、質疑を終結しました。

討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第14号 輪之内町個人情報保護審査会条例の制定については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第15号 輪之内町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定に

ついてを議題とし、総務課長から説明を受けました。

質疑に入り、質疑はなく、質疑を終結しました。

討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第15号 輪之内町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、総務産業建設常任委員会に審査付託されました案件についての経緯の概要と結果報告を申し上げ、総務産業建設常任委員会委員長報告を終わります。

○議長（田中政治君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。御苦労さまでした。

次に、文教厚生常任委員長 浅野重行君。

○文教厚生常任委員長（浅野重行君）

皆さん、おはようございます。

文教厚生常任委員会委員長報告をいたします。

令和5年第1回定例輪之内町議会の初日において当委員会に審査付託されました案件について、3月8日午前9時30分から、及び9日午前9時30分から協議会室において全委員出席の下、執行部側より町長、教育長、参事、調整監、会計管理者及び各関係課長、関係職員出席の下に審査をいたしました。

その経緯と結果を報告いたします。

最初に、議第3号 令和4年度輪之内町一般会計補正予算（第6号）について、当委員会所管分を議題とし、住民課所管分について住民課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、住基ネットワークシステムとマイナンバーの関係性はあるのかに対し、住基ネットワークシステムを利用してマイナンバーカードの申請更新等を行っているとのことでした。

廃棄物資源分別回収事業奨励金は、小・中学校の資源回収に対する補助金か、また減額の要因は何かに対し、小・中学校の資源回収に対して補助金である。今年度は福束小学校は3回、大藪小学校は2回、仁木小学校は1回、中学校は2回実施された。当初の予定よりも実施回数が少なく、回収量も減ったことが要因であるとのことでした。

水質検査の回数と箇所は決まっているのか、多額の減額理由は何かに対し、事業者の積算を基に当初予算を計上したが、入札を行った結果により減額となった。今後は精査して計上していきたいとのことでした。

自主運行バス補助金は、近年燃料等が高騰しているがなぜ減額なののかに対し、自主運行バスの予算は、国・県が定める単価と過去の実績を基に積算しており、令和3年度のフィーダー系統のデマンドバスについて、国より名阪近鉄バスへ補助金の追加があったため、その補助金を含めて計算した結果により減額となったとのことでした。

マイナンバーの普及率とひもづけ口座の活用方法は何かに対し、申請率は約75%で、交付率は68%であり、ひもづけ口座には国から給付金があった場合に給付金が振り込まれる。また、今後町の児童手当等が対象となってくる予定であるとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終結しました。

次に、福祉課所管分について福祉課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、職員研修負担金を減額するのはなぜかに対し、民生委員児童委員を対象とした町外視察研修を予定していたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、Z o o m研修に切り替えたためであるとのことでした。

こども園の会計年度任用職員報酬を減額するのはなぜかに対し、職員の採用予定者数に至らなかったほか、勤務時間の調整により、勤務時間数が減少したためであるとのことでした。

一時保育とはどういうものかに対し、保護者の都合等により、1歳以上の未入园児をこども園に預けることをいうとのことでした。

町外在住者コロナワクチン接種委託料とはどういうものなのかに対し、町外在住者が仕事の都合等により、輪之内町内の集団接種会場で新型コロナウイルスの予防接種を受けた場合に、住所地の自治体から支払われる委託料であるとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終結しました。

次に、教育課所管分について教育課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、小学生鹿児島派遣研修・中学生カナダ派遣研修は取りやめにされているが、これからのコロナ状況はこのまま減少を推移していくと思うが、来年度は実施していく予定かに対し、来年度は実施する方向で考えているとのことでした。

A L Tアパート清掃委託料は、外国人の先生の部屋を清掃するための費用を払っているのかに対し、A L Tの交代時に部屋を明け渡すときに清掃をしているとのことでした。

選奨生資金貸付金の滞納があるが、事情を見て免除することができないのかに対し、相談に応じて返済金額を分割し、少額にして毎月返済してもらえるようお願いしている。奨学金については、国でも議論されているが、給付型の奨学金に移行しつつあり、踏み込んで町としても考えていかなければならない。一方では、貸付金として貸した以上、公金として管理していかなければならない。事情判断の場合は、事後的な基準での判断になるので、どこまでスペックになるかが難しいところだが、気をつけなければならないことは、経済的に資力があるのに返さない場合もあるので、システムの在り方をこれから検討していかなければならないとのことでした。

生涯学習事業入場料160万円減とあるが、これは何かに対し、太田裕美の自主コンサートを行った際に、コロナ対策として600席入るところを半分の300席にしたため、その差額が減となったとのことでした。

タブレット端末保険料負担金とあるが、児童・生徒が減って余った端末にも保険をかけるのかに対し、保険は人数でかけているとのことでした。

J E T研修とは何かに対し、中学校のA L Tが受ける県の研修であるとのことでした。

留守家庭の支援をする方は現在何名いるのかに対し、各留守家庭事業所に10名から15名ほどおり、ほとんどの方に毎年継続していただいているとのことでした。

資格は必要なのかに対し、資格のある方もいるが、勉強を教えるわけではないので資格は必要ないとのことでした。

支援の方が足りない状況等があるのではに対し、夏休みになると児童の人数が増えるので、支援の方が不足しているとのことでした。

時給は幾らかに対し、資格のある方は1,000円、資格のないアシスタントは910円とのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終結しました。

議第3号についての質疑を終結し、討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第3号 令和4年度輪之内町一般会計補正予算（第6号）のうち当委員会所管分については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第4号 令和4年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とし、住民課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、今年度の出産育児一時金の対象者は何名かに対し、国保加入者の対象出産数は3名であるとのことでした。

結核・精神病対象者はどれだけか、また委託料の減額理由は何かに対し、全レセプト件数に対して結核・精神病対象者の割合は11.99%であり、14%を超えると特別調整交付金の対象となる。今回14%未満で対象外のため、申請書類の作成等を国保連合会へ委託する必要がないため、減額とするとのことでした。

高額療養費の対象要件は何かに対し、所得に応じて高額療養費の限度額は違っており、それぞれの限度額を超えた額が高額療養費の対象となる。なお、高額療養費に該当する場合は、町より該当者に申請案内を行うとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第4号 令和4年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第5号 令和4年度輪之内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とし、福祉課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、どのような方が保険料を普通徴収で納めているのかに対し、年金の受給者が年額18万円未満の人や75歳になったばかりの人で特別徴収に切り替わるまでの間、普通徴収で納めることになるとのことでした。

普通徴収者と特別徴収者は、それぞれ何人いるのかに対し、令和3年度の普通徴収者は214人、特別徴収者は946人であるとのことでした。

特別徴収保険料を減額するのはなぜかに対し、被保険者の確定所得額が県後期高齢者医療広域連合で算出した見込額より下回ったため、その差額を不用額として計上するものであるとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終結しました。

討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第5号 令和4年度輪之内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第6号 令和4年度輪之内町児童発達支援事業特別会計補正予算（第1号）を議題とし、福祉課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、発達支援教室そらの利用児童者数は何人かに対し、未就学児43人であるとのことでした。

子供に障害があると分かるのはいつ頃かに対し、ダウン症は生まれたとき、自閉症は1歳半頃、言語の習熟度や社会性は3歳児や5歳児の健診時に判明するとのことでした。

専門家が障害の有無を判断するのかに対し、医師の判断が必要な場合は診断を勧めているが、障害の有無に関わらず、支援の必要のある子供を受け入れているとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終結しました。

討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第6号 令和4年度輪之内町児童発達支援事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第7号 令和5年度輪之内町一般会計予算について、当委員会所管分を議題とし、住民課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、自主運行バスの将来的な展望として、省エネバス等を買換えの予定はあるのかに対し、経費的なことを考え、いろいろな企業とのコラボ等を今後検討していくとのことでした。

地域公共交通会議の委員構成と、年何回開催しているのかに対し、委員は区長会の代表、国・県、バス事業者であり、年2回開催しているとのことでした。

地域公共交通会議の補助金の用途は何かに対し、公共交通会議を開催するに当たって、民間事業者に委託しており、町の現状把握と分析、町の公共交通会議での事業進捗状況や国への評価書の作成等を委託しているとのことでした。

デマンドバスの利用について、予約ができない場合もあり、もっと利便性を向上させてほしいに対し、予約が集中する時間帯もあり、予約が取りにくいという意見を聞いているが、ネット予約もできるので活用してほしい。また、町民の意見を聞く機会として、各地区で意見交換会を実施しており、今後も継続していきたいとのことでした。

デマンドバスのバス停の移設は可能か、またすぐに移設してもらえるのかに対し、区からの要望を受け、公共交通会議の審議を経て許可する流れになるので、要望後すぐには移設できない。しかし、必要があれば、随時公共交通会議を開催するとのことでした。

コンビニ交付システムは近隣市町も導入しているのかに対し、近隣市町も実施しており、安八郡内は3月1日より導入しているとのことでした。

コンビニ交付の利用者はどれだけ見込んでいるのかに対し、役場窓口で発行している証明書の1割程度の交付を見込んでいるとのことでした。

地域温暖化対策実行計画はどのように策定するのかに対し、町の現状を把握分析する必要があり、温室効果ガス等がどれだけ排出されているか把握するには、専門的な知識が必要であるため、策定を業務委託する。策定をするに当たっては、既に町内企業より協力したいとの申出があるため、町だけで策定するのではなく、企業の方、町民の方も参加していただき、目標年度や計画期間、具体的な施策等を明確にした計画を策定したいとのことでした。

太陽サンサン補助金と太陽光発電設備設置費補助金の違いは何かに対し、財源が違い、太陽光サンサン補助金は町単独事業であり、太陽光発電設備設置費補助金は国が2年間実施している補助事業である。どちらの補助金も自宅等に太陽光発電設備を新規で設置するための補助金であるが、申請方法が違うとのことでした。

西南濃粗大廃棄物処理組合に職員を派遣しているのかに対し、職員は派遣しておらず、組合で雇用しているとのことでした。

南波の最終処分場は、あと何年使用可能かに対し、現在の計画上では、100年以上利用可能であるとのことでした。

空き容器回収機設置等委託料の内容は何かに対し、設置業者に保守点検や回収した空き容器の運搬処理を委託しているとのことでした。

廃棄物減量等推進協議会にて審議した内容を、廃棄物減量等推進員や清潔なまちづくり推進指導員が行うのかに対し、審議会は年1回開催しており、町内企業や各団体の代表、区長代表に集まっていたいただき、環境に対する実施計画等を審議している。廃棄物減量等推進員や清潔なまちづくり推進指導員は、各地区の集積場の管理や指導をしていただく方で、年度当初に説明会を行っているとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終結しました。

次に、福祉課所管分について、福祉課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、民生委員児童委員の視察研修はいつ行われているのか、ま

た研修目的を考えると、委員交代後の早い時期に実施すべきではないかに対し、民生委員児童委員の任期は3年、視察研修は3年に1度実施され、任期の最終年の昨年に実施された。今後の実施時期については協議していきたいとのことでした。

心配事相談では、どのような方の相談を受け付けているのかに対し、町社会福祉協議会への委託事業で、民生委員児童委員が相談員を務めており、町内の方のあらゆる相談にも対応している、月に1回弁護士による法律相談も受け付けているとのことでした。

相談する内容により相談窓口が分かれているが、窓口を一本化できないのかに対し、どこで受け付けても関係機関につながるよう連携しているとのことでした。

婚活事業について、新型コロナウイルス感染症が落ち着き始め、より婚活のまちとして盛り上がるため、町社会福祉協議会への委託事業に加えて、他の事業の実施について考えているのかに対し、出会いの場を応援するイベント等を開催しているが、参加者が集まらないのが現状である。岐阜県の婚活支援拠点であるぎふマリッジサポートセンターがSNSを利用する等、気軽に出会いの場を提供できるアプリの会員登録を勧めているので、町社会福祉協議会と相談しながら、登録会員を増やしていきたいとのことでした。

あすわ苑には、現在入所待機者がいるのかに対し、入所待機者はいるが、ショートステイの床数を、特養へ10床転床することで入所者数を増やしているとのことでした。

ふれあいセンター工事費について、どのような工事を予定しているのかに対し、ふれあいセンター高圧受電設備改修工事を予定しているとのことでした。

敬老祝賀会に関する予定総額は幾らかに対し、対象者は75歳以上で600人ほどの式典参加を見込んでおり、総経費は約240万円であるとのことでした。

また、バスの乗降場所まで行けない人のために、小型バスの運行を増やすなど、高齢者が参加しやすく、喜ばれる敬老祝賀会となるよう検討していただきたいとの意見がありました。

新規事業である高齢者見守り事業とはどういうものなのかに対し、独り暮らし高齢者、高齢者のみの世帯、または日中独り暮らし高齢者で、介護認定を受けていない方や、介護認定「自立」の方を対象とし、定期的に訪問することにより、高齢者の生活状況を把握し、高齢者を見守りながら、必要がある場合には早く支援をつなげるものである。

介護や生活支援の経験のある人員を確保できる介護保険事業所等に委託する予定であり、対象者10人を見込んでいるとのことでした。

シニアカー等購入補助金について、補助対象は何かに対し、シニアカーまたは電動アシスト自転車の購入費用の3分の1、10万円を限度に補助するものであるとのことでした。

また、購入後、本人の体調不良等で利用できなくなった場合の活用や、電動アシスト自転車の年齢要件を70歳に引き下げるなど、普及促進のための検討をしていただきたい

との意見がありました。

子ども食堂運営補助金の補助先はどこかに対し、実施主体であるNPO法人ピープルズコミュニティに対し補助しており、月に1回土曜日に大藪コミュニティ防災センターで開催されているとのことでした。

3人乗り自転車の貸出し実績はあるのかに対し、3こども園に配備されているが、最近の貸出し実績はなく、今後の利用状況を見て、貸出し事業の継続について検討していくとのことでした。

AEDはどれぐらいの期間で更新するのか、また更新後の動作確認はしているのかに対し、AED本体は5年ごと、電極パッド等の消耗品は2年ごとに更新し、更新後消防訓練等の動作確認をしているとのことでした。

臨時調理員謝礼はどういう人に支払われるのかに対し、以前、こども園の調理員として勤務経験がある方等、スポットで入っていただいた方への謝礼であるとのことでした。

次期子ども・子育て支援事業計画について、策定内容はどのようなものなのか、またニーズ調査はどういう方法で実施するのかに対し、現行の第2期計画で掲げた目標を達成できているか、進捗状況を把握するとともに、今後示される国の指針を盛り込む予定であり、就学前の子供のいる家庭、就学児童のいる家庭、計1,000世帯を対象にアンケートを送付する予定である。アンケート内容については検討中であるとのことでした。

出産・子育て応援交付金とは何かに対し、今年度に引き続き、妊娠期から出産、子育てまで一貫した伴走型相談支援を行うもので、妊娠届提出後に1回、出生届提出後に1回、子供1人当たり5万円を支給するもので、64件分を予算計上しているとのことでした。

不妊治療助成事業が今年度計上されていないのはなぜかに対し、令和4年4月1日から不妊治療が保険適用になったことによるとのことでした。

また、不妊治療費自体が高額になることから、自己負担分の助成について検討していただきたいとの意見がありました。

保健事業と介護予防の一体的実施とはどのようなものかに対し、健診データを分析し、その結果明らかになった一人一人に対する健康課題の解決のため、専門職が通いの場を通じて介護予防や医療につなげていく事業であるとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、教育課所管分について教育課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、児童・生徒海外交流負担金として、1人当たり幾らの負担なのかに対し、カナダ派遣は1人当たり25万円の6人分、鹿児島派遣は1人当たり3万6,000円の12名分とのことでした。

カナダ派遣はどのように人選するのかに対し、希望者を募り、作文を審査し、面接を行い人選するとのことでした。

家庭の事情で費用負担できない人は行きたくても行けないのは不公平ではないかに対し、いろいろ考え方はあるが、今までそういう形でやってきている。作文と面接を行えば、無償にするとは一概には言えないとのことでした。

カナダ派遣・鹿児島派遣の引率者は何人か、また負担金はあるのかに対し、カナダ派遣は3名、鹿児島派遣は5名で負担金はないとのことでした。

先生の負担金なしというのはどうなのか、外部委託を考えたらどうかに対し、鹿児島研修でいうと、例えばある近隣市町では、青年団が主体となってやっている。外部に委託するのも面白い方法だと思う。学校の先生も研修で生徒を引率しているので、自分で自由に勉強できるわけではない。仕事で引率しているので無料として配慮している。来年度はカナダ・鹿児島派遣が実施できるよう願っているので、今後検討していくとのことでした。

学校校務員内外作業業務委託料が計上されているが、学校校務員とはどういう方かに対し、仁木小学校の校務員は会計年度任用職員だが、福東小学校と大藪小学校はシルバー人材センターに委託しており、それに対して支払うとのことでした。

特別支援教育就学奨励費の対象はどのような家庭かに対し、特別支援教室に通っている家庭とのことでした。

地域スポーツ文化活動謝礼とは何かに対し、部活動の地域指導員に対する謝礼とのことでした。

地域学校協働活動謝礼とは何かに対し、スクールサポートスタッフには学校の掲示物を貼ったり外の掃除に対して、学習支援員には授業の学習支援に対する謝礼である。地域協働活動の会議があるときは、統括推進員・学校推進員に謝礼を支払っているとのことでした。

施設の使用料について電気代が高騰しているが、使用する側にも負担してもらう必要があるのではないか、アポロン球場の使用料は幾らかに対し、電気料金が上がっているのは承知しているが、料金が変わらない以上この予算計上となる。アポロン球場の使用料は、半日4,400円であり、夜間の使用料は2,200円と照明料の6,600円である。料金については今後検討するとのことでした。

図書館の蔵書の本数はどれだけかに対し、一般書は5万9,878冊、児童書は2万9,315冊、計8万9,193冊とのことでした。

中学生が防災士の資格取得をして地域に貢献された事例はあるかに対し、中学卒業後の高校生の何人かは、地域防災に関わっている。岐阜県との勉強会では高校生9名の参加があったとのことでした。

ふれあい運動会は、高齢化した地域もあり人が集まらないのが実情だが、どのように考えているのかに対し、ふれあい運動会は実施の方向で考えている。今までと違うやり方で実施されることはあり得ると考えているとのことでした。

給食費は幾らかに対し、小学生は1食250円、中学生は290円、職員は290円とのことでした。

給食費は職員と子供は同じ金額ではおかしくないか、給食の1食分の実金額はどれだけかに対し、年間総食数で予算を割ると663円とのことでした。

女性会議ではどのような活動をされているのかに対し、日本語教室のボランティアとして活動しているとのことでした。

タブレットは中学校でも故障するケースが多いのかに対し、今年度は故障というより画面を割ってしまうケースが多いが、小学校が約30台、中学生が約20台修繕しているとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

議第7号についての質疑を終結し、討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第7号 令和5年度輪之内町一般会計予算のうち当委員会所管分については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第8号 令和5年度輪之内町国民健康保険事業特別会計予算を議題とし、住民課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、レセプト点検は国保連合会で実施しているのかに対し、民間業者に委託しているとのことでした。

過剰診療の場合、病院に受診した際の自己負担分は返ってくるのかに対し、自己負担分については医療機関の対応となるとのことでした。

介護納付金負担金とは何かに対し、介護納付金については、国保加入者で40歳以上の方が負担する仕組みとなっており、国保税として納めてもらい、県に負担金として支払っているとのことでした。

精密検査費補助金の対象者及び周知方法はどのように行っているのかに対し、国保加入者の40歳以上で精密検査を受けた方が対象である。周知については国保制度のパンフレットを国保加入者に配付しているとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終結しました。

討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第8号 令和5年度輪之内町国民健康保険事業特別会計予算は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第9号 令和5年度輪之内町後期高齢者医療特別会計予算を議題とし、福祉課長から説明を受けました。

質疑に入り、質疑はなく、質疑を終結しました。

討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第9号 令和5年度輪之内町後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第10号 令和5年度輪之内町児童発達支援事業特別会計予算を議題とし、福祉課長から説明を受けました。

質疑に入り、質疑はなく、質疑を終結しました。

討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第10号 令和5年度輪之内町児童発達支援事業特別会計予算は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、文教厚生常任委員会に審査付託されました案件についての経緯の概要と結果報告を申し上げ、文教厚生常任委員会委員長報告を終わります。

○議長（田中政治君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（田中政治君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。御苦労さまでした。

これから、議第3号 令和4年度輪之内町一般会計補正予算（第6号）についての討論を行います。

討論はありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（田中政治君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第3号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議第3号 令和4年度輪之内町一般会計補正予算（第6号）は、委員長報告のとおり可決されました。

これから、議第4号 令和4年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についての討論を行います。

討論はありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（田中政治君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議第4号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(田中政治君)

異議なしと認めます。

したがって、議第4号 令和4年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)は、委員長報告のとおり可決されました。

これから、議第5号 令和4年度輪之内町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(田中政治君)

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議第5号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(田中政治君)

異議なしと認めます。

したがって、議第5号 令和4年度輪之内町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は、委員長報告のとおり可決されました。

これから、議第6号 令和4年度輪之内町児童発達支援事業特別会計補正予算(第1号)についての討論を行います。

討論はありませんか。

(挙手する者なし)

○議長(田中政治君)

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議第6号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(田中政治君)

異議なしと認めます。

したがって、議第6号 令和4年度輪之内町児童発達支援事業特別会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

これから、議第7号 令和5年度輪之内町一般会計予算についての討論を行います。
討論はありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（田中政治君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第7号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議第7号 令和5年度輪之内町一般会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

これから、議第8号 令和5年度輪之内町国民健康保険事業特別会計予算についての討論を行います。

討論はありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（田中政治君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議第8号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議第8号 令和5年度輪之内町国民健康保険事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

これから、議第9号 令和5年度輪之内町後期高齢者医療特別会計予算についての討論を行います。

討論はありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（田中政治君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議第9号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議第9号 令和5年度輪之内町後期高齢者医療特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

これから、議第10号 令和5年度輪之内町児童発達支援事業特別会計予算についての討論を行います。

討論はありませんか。

(挙手する者なし)

○議長（田中政治君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第10号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議第10号 令和5年度輪之内町児童発達支援事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

これから、議第11号 令和5年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算についての討論を行います。

討論はありませんか。

(挙手する者なし)

○議長（田中政治君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議第11号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議第11号 令和5年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

これから、議第12号 令和5年度輪之内町水道事業会計予算についての討論を行います。

討論はありませんか。

(挙手する者なし)

○議長（田中政治君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議第12号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議第12号 令和5年度輪之内町水道事業会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

これから、議第13号 輪之内町個人情報保護法施行条例の制定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(挙手する者なし)

○議長（田中政治君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議第13号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議第13号 輪之内町個人情報保護法施行条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

これから、議第14号 輪之内町個人情報保護審査会条例の制定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(挙手する者なし)

○議長（田中政治君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議第14号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議第14号 輪之内町個人情報保護審査会条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

これから、議第15号 輪之内町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定についての討論を行います。

討論はありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（田中政治君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議第15号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議第15号 輪之内町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（田中政治君）

日程第3、選第1号 輪之内町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を議題といたします。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

暫時休憩します。

(午前10時13分 休憩)

(午前10時15分 再開)

○議長（田中政治君）

会議を再開します。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

輪之内町選挙管理委員会委員には、浅野武彦君、小塚誓治君、松岡廣美君、片野順三君、以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名した方を、輪之内町選挙管理委員会委員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました浅野武彦君、小塚誓治君、松岡廣美君、片野順三君、以上の方が輪之内町選挙管理委員会委員に当選されました。

次に、輪之内町選挙管理委員会補充員には、第1順位、中島正俊君、第2順位、近藤聡君、第3順位、加納悦子君、第4順位、高木昭治君、以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名した方を輪之内町選挙管理委員会補充員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名をいたしました第1順位、中島正俊君、第2順位、近藤聡君、第3順位、加納悦子君、第4順位、高木昭治君、以上の方が輪之内町選挙管理委員会補充員に当選されました。

○議長（田中政治君）

日程第4、発議第1号 輪之内町議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを議題といたします。

発案者から趣旨説明を求めます。

上野賢二君。

○6番（上野賢二君）

発議第1号 輪之内町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について。輪之内町議会の個人情報の保護に関する条例の制定を次のとおり発案する。令和5年3月17日提出。提出者、輪之内町議会議員 上野賢二、賛成者、輪之内町議会議員 小寺強、賛成者、輪之内町議会議員 高橋愛子、賛成者、輪之内町議会議員 林日出雄。輪之内町議会議員 田中政治様。

この輪之内町議会の個人情報の保護に関する条例の制定につきましては、令和3年5月19日に公布されたデジタル社会の形成を図るための関連法律の整備に関する法律、令和3年法律第37号により、個人情報保護とデータ流通の両立強化を目的として、個人情報の保護に関する法律、平成15年法律第57号が改正され、令和5年4月1日から改正後の個人情報の保護に関する法律が地方公共団体へ直接適用されることとなることから、本町においても本定例会の初日に輪之内町個人情報保護法施行条例の制定について上程され、先ほど可決されたところでございます。

しかし、新法におきましては、国会や裁判所が保有する個人情報は適用外とされており、その整合を図るため、地方公共団体の議会についても、法の適用対象から除外をされております。

そのため、輪之内町議会が保有する個人情報の適切な取扱いに関し、必要な事項を定め、個人の権利、利益を保護することを目的とした新たな条例を制定する必要性が生じたことから、提案をするものでございます。よろしく申し上げます。

○議長（田中政治君）

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、発議第1号の討論を行います。

討論はありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（田中政治君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから発議第1号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(田中政治君)

異議なしと認めます。

したがって、発議第1号 輪之内町議会の個人情報の保護に関する条例の制定については原案のとおり可決をされました。

○議長(田中政治君)

お諮りします。

次期議会(定例会までの間に開かれる臨時会を含む)の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項については、議会運営委員会に付託をし、閉会中の継続調査にしたいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(田中政治君)

異議なしと認めます。

したがって、そのように決定をいたしました。

お諮りします。

総務産業建設・文教厚生各常任委員会所管事務の調査について、閉会中も継続調査・研究することにしたいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(田中政治君)

異議なしと認めます。

したがって、そのように決定をさせていただきました。

○議長(田中政治君)

これで本日の日程は全部終了しました。

議員各位におかれましては、公私とも大変お忙しいところ、御出席を賜り、熱心な審議を賜り、議長として厚くお礼申し上げます。

また、議会を通じ、議事進行等に各位の御協力、御支援を賜りましたことに対し、重ねて厚くお礼申し上げます。

さて、本会議場において皆様と顔を合わせることも本日をもって最後となり、輪之内町議会の運営が円満に本日まで参りましたこと、これひとえに皆様の御協力のたまものと存じます。

さらに、この5月に実施されます地方選挙後、再び本会議場にてお会いができるよう

格段の御奮闘をお祈り申し上げます。

一方、執行部におかれましては、本日成立しました各予算を通じて、輪之内町の発展のため、より一層の御努力をいただきますようお願いを申し上げます。

簡単ではございますが、お礼の御挨拶に代えさせていただきます。誠にありがとうございました。

これをもちまして、令和5年第1回定例輪之内町議会を閉会します。

(午前10時23分 閉会)

会議の経過を記録して、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和5年3月17日

輪之内町議会 議長 田中政治

署名議員 大橋慶裕

署名議員 浅野進